

令和3年6月 8日開会

令和3年6月25日閉会

令和3年西予市議会 第2回定例会会議録

西予市議会

第 1 日

6 月 8 日（火曜日）

令和3年第2回西予市議会定例会会議録（第1号）

- | | | | |
|------------------|------------|-----------------------|---------|
| 1. 招 集 年 月 日 | 令和3年 6月 8日 | 会 計 管 理 者 | 三 瀬 功 |
| 1. 招 集 の 場 所 | 西予市議会議場 | 消防本部消防長 | 酒 井 広 一 |
| 1. 開 議 | 令和3年 6月 8日 | 教 育 部 長 | 宇都宮 裕 |
| | 午前10時00分 | 明 浜 支 所 長 | 上 中 保 博 |
| 1. 散 会 | 令和3年 6月 8日 | 野 村 支 所 長 | 和 氣 岩 男 |
| | 午前10時55分 | 城 川 支 所 長 | 藤 川 忠 男 |
| 1. 出 席 議 員 | | 三 瓶 支 所 長 | 片 山 勇 一 |
| 1 番 | 和 氣 数 男 | 総 務 課 長 | 一 井 健 二 |
| 2 番 | 宇都宮 久見子 | 財 政 課 長 | 宇都宮 明 彦 |
| 3 番 | 信 宮 徹 也 | 監 査 委 員 | 正 司 哲 浩 |
| 4 番 | 宇都宮 俊 文 | 1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名 | |
| 5 番 | 加 藤 美 香 | 事 務 局 長 | 富 永 誠 |
| 6 番 | 中 村 一 雅 | 議 事 係 長 | 三 好 祐 介 |
| 7 番 | 河 野 清 一 | 1. 議 事 日 程 | 別紙のとおり |
| 8 番 | 佐 藤 恒 夫 | 1. 会 議 に 付 し た 事 件 | 別紙のとおり |
| 9 番 | 山 本 英 明 | 1. 会 議 の 経 過 | 別紙のとおり |
| 10 番 | 竹 崎 幸 仁 | | |
| 11 番 | 小 玉 忠 重 | | |
| 12 番 | 源 正 樹 | | |
| 13 番 | 井 関 陽 一 | | |
| 14 番 | 中 村 敬 治 | | |
| 15 番 | 二 宮 一 朗 | | |
| 16 番 | 兵 頭 学 | | |
| 17 番 | 森 川 一 義 | | |
| 18 番 | 酒 井 宇之吉 | | |
| 1. 欠 席 議 員 | な し | | |
| 1. 会議録署名議員 | | | |
| 16 番 | 兵 頭 学 | | |
| 17 番 | 森 川 一 義 | | |
| 1. 地方自治法第121条により | | | |
| 説明のため出席した者の職氏名 | | | |
| 市 長 | 管 家 一 夫 | | |
| 副 市 長 | 宗 正 弘 | | |
| 教 育 長 | 松 川 伸 二 | | |
| 総 務 部 長 | 山 住 哲 司 | | |
| 政策企画部長 | 下 澤 広 幸 | | |
| 生活福祉部長兼 | | | |
| 福祉事務所長 | 藤 井 兼 人 | | |
| 産 業 部 長 兼 | | | |
| 生活福祉部産業廃処理施設担当部長 | 酒 井 信 也 | | |
| 建 設 部 長 | 三 瀬 計 浩 | | |
| 医 療 介 護 部 長 | 山 岡 薫 彦 | | |

議 事 日 程			会計予算繰越計算書の報告について
1	会議録署名議員の指名 (16番 兵頭学、17番 森川一義)	6 報告第 7号	専決処分事項の報告について
2	会期の決定 (6月8日～6月25日 18日間)		
3	議案第52号 財産の無償譲渡について		
	議案第53号 西予市職員の特殊勤務手当 に関する条例の一部を改正 する条例制定について		
	議案第54号 西予市家庭的保育事業等の 設備及び運営に関する基準 を定める条例の一部を改正 する条例制定について		
	議案第55号 辺地に係る公共的施設総合 整備計画の策定について		
	議案第56号 辺地に係る公共的施設総合 整備計画の変更について		
	議案第57号 市道路線の認定について		
	議案第58号 西予市営土地改良事業の施 行について		
	議案第59号 西予市営土地改良事業の施 行について		
	議案第60号 令和3年度西予市一般会計 補正予算(第4号)		
	議案第61号 令和3年度西予市介護保険 特別会計補正予算(第1号)		
4	議案第62号 西予市消防団消防ポンプ自 動車の取得について		
5	報告第 1号 令和2年度西予市一般会計 継続費繰越計算書の報告に ついて		
	報告第 2号 令和2年度西予市一般会計 繰越明許費繰越計算書の報 告について		
	報告第 3号 令和2年度西予市一般会計 事故繰越し繰越計算書の報 告について		
	報告第 4号 令和2年度西予市水道事業 会計予算繰越計算書の報告 について		
	報告第 5号 令和2年度西予市公共下水 道事業会計予算繰越計算書 の報告について		
	報告第 6号 令和2年度西予市病院事業		

本日の会議に付した事件

6 報告第 7 号 専決処分事項の報告について

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 議案第 5 2 号 財産の無償譲渡について
議案第 5 3 号 西予市職員の特殊勤務手当
に関する条例の一部を改正
する条例制定について
議案第 5 4 号 西予市家庭的保育事業等の
設備及び運営に関する基準
を定める条例の一部を改正
する条例制定について
議案第 5 5 号 辺地に係る公共的施設総合
整備計画の策定について
議案第 5 6 号 辺地に係る公共的施設総合
整備計画の変更について
議案第 5 7 号 市道路線の認定について
議案第 5 8 号 西予市営土地改良事業の施
行について
議案第 5 9 号 西予市営土地改良事業の施
行について
議案第 6 0 号 令和 3 年度西予市一般会計
補正予算(第 4 号)
議案第 6 1 号 令和 3 年度西予市介護保険
特別会計補正予算(第 1 号)
- 4 議案第 6 2 号 西予市消防団消防ポンプ自
動車の取得について
- 5 報告第 1 号 令和 2 年度西予市一般会計
継続費繰越計算書の報告に
ついて
報告第 2 号 令和 2 年度西予市一般会計
繰越明許費繰越計算書の報
告について
報告第 3 号 令和 2 年度西予市一般会計
事故繰越し繰越計算書の報
告について
報告第 4 号 令和 2 年度西予市水道事業
会計予算繰越計算書の報告
について
報告第 5 号 令和 2 年度西予市公共下水
道事業会計予算繰越計算書
の報告について
報告第 6 号 令和 2 年度西予市病院事業
会計予算繰越計算書の報告
について

開会 午前10時00分

○佐藤議長

おはようございます。

ただいまの出席議員は 18 名であります。

これより令和 3 年第 2 回西予市議会定例会を開会いたします。

管家市長より今定例会招集の挨拶があります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

管家市長。

〔管家市長登壇〕

○管家市長

令和 3 年第 2 回西予市議会定例会の開催に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

さきの臨時会で、新たに正副議長、各常任委員会及び議会運営委員会の正副委員長が選任されたところでございますが、中村前議長、山本前副議長をはじめ、前任の各常任委員会委員の皆様におかれましては、ひとかたならぬ御支援、御協力を賜り、誠にありがとうございました。心より厚く御礼申し上げます。

新しく議長に就任されました佐藤議長をはじめ、宇都宮副議長並びに各常任委員会委員の皆様方には、コロナ禍という厳しい社会環境、経済情勢の中での円滑な市政運営につきまして、これまで以上に特段の御協力を賜りますようお願いいたしますとともに、御活躍を御祈念申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症につきましては、6 月 1 日から愛媛県独自の最高警戒レベルの「感染対策期」から「感染警戒期」に引下げられましたが、全国的には依然として新たな感染者が連日確認されております。

本県の警戒レベルが下がったとはいえども、引き続き気を緩めず、感染予防に細心の注意を払いながら日々の行動をお願いいたします。

新型コロナワクチン接種であります。当市におきましては、現在、65 歳以上の高齢者の方々を対象におおむね順調に接種が進んでおり、6 月 7 日現在、予約者数は 8,089 人、65 歳以上の高齢者人口の 51.2 %、1 回目の接種者数は 4,046 人、65 歳以上の高齢者人口の 26 %となっております。

先週 6 月 4 日からは W e b 予約も開始いたしました。この W e b 予約につきましては、本日から

本庁、支所及び各地区の公民館で、職員による予約手続の支援もいたしておりますので、御利用いただきたいと思います。

また、6 月 20 日から 7 月 25 日まで、毎週日曜日には集団接種も実施いたします。対象年齢に達しておられる市民の皆様には、できるだけ早くワクチン接種をお受けいただきますようお願いいたします。

このワクチン接種につきましては、ワクチンロス、また、これに伴う優先接種の取扱いが報道等で取り上げられていますが、さきの定例記者会見で公表しましたとおり、私は先日 1 回目のワクチン接種を受けさせていただきました。

これは、まず私が接種対象年齢に達していること、また、感染症対策をはじめ、現下の厳しい行政運営の陣頭に立つ立場にあり、市行政組織上のリスク管理の観点からも必要であるとの判断によるものでありますので、御理解をお願いいたします。

また、直前のキャンセルなどワクチンが無駄になる状況が懸念されております。

そうした緊急の場合に備え、本市ではコロナ対策をはじめとする重要な業務、または代替が困難な業務に従事している職員から優先順位を設けておき、キャンセルが発生し、他に接種希望者がおらず、ワクチン余剰が生じそうな場合は、接種を受けさせ、極力ワクチンロスが生じないようにいたしております。この点につきましても、あわせて御理解をお願いいたします。

今年の梅雨入りは例年よりも 3 週間程度早く、既に大雨警報が 2 回も発表されるなど大雨による被害が心配されるところです。

大雨警報が出ますと常に野村ダムの水位や放流量が気になります。

これまでも大雨に備えた事前放流の重要性とあわせて、ダムの機能強化の必要性を訴えてきたところですが、去る 5 月 31 日に肱川ダム統合管理事務所は、野村ダムの堰堤改良事業の実施について報道発表を行いました。平成 30 年 7 月豪雨と同規模の洪水に対応するため、確実な事前放流を目的として整備されるもので、ダム堤体を削孔し、放流管を設置し、ダムの水位を現状よりも事前に低くすることが可能となる工事と伺っております。

具体的な完成時期は示されておりませんが、令

和6年度以降の完成を目指しているとのことであり、1日も早く工事が完成し、県が進めていただいております河川整備とあわせまして、ダム下流域の皆様の安全・安心がより確実なものとなることを期待いたしております。

さて、今定例会におきましては、7名の議員からの一般質問をお受けするとともに、財産の無償譲渡1件、条例改正2件、辺地計画関連2件などのほか、補正予算2件、予算繰越に係る報告6件など計18件の議案を上程し、御審議をお願いするものであります。

諸議案の提案理由につきましては、上程の際に説明をいたしますので、慎重に御審議いただき、それぞれ御決定賜りますようお願い申し上げ、招集の挨拶とさせていただきます。よろしく願い申し上げます。

○佐藤議長

この際、報告いたします。

私、佐藤恒夫が議長就任に伴い、5月19日付をもって、西予市消防体制検討特別委員会委員長を辞任したい旨の願いを出し、5月19日に同特別委員会において許可されました。また、同日委員長の互選を行った結果、信宮副委員長が選任され、宇都宮俊文委員が副委員長に選任されましたので、ここに報告いたします。

また、先般5月19日に私、佐藤恒夫が西予市消防体制検討特別委員会委員の辞任願を提出いたしましたので、西予市議会委員会条例第14条の規定によりこれを許可いたしました。

なお、同条例第8条第2項の規定により、西予市消防体制検討特別委員会委員に兵頭学君を新たに選任いたしましたので報告いたします。

次に、前定例会以降における諸般の報告は、お手元に配信しておりますのでお目通し願います。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元のタブレットに配信のとおりであります。

(日程1)

○佐藤議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今回の会議録署名議員に16番兵頭学君、17番森川一義君の両名を指名いたします。

(日程2)

○佐藤議長

次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今回の会期は、本日から6月25日までの18日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

異議なしと認めます。よって、今回の会期は、本日から6月25日までの18日間と決定いたしました。

(日程3)

○佐藤議長

次に、日程第3、議案第52号「財産の無償譲渡について」から、議案第61号「令和3年度西予市介護保険特別会計補正予算(第1号)」までの10件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

藤井福祉事務所長。

〔藤井生活福祉部長兼福祉事務所長登壇〕

○藤井生活福祉部長兼福祉事務所長

議案第52号「財産の無償譲渡について」提案理由の御説明を申し上げます。

本市が設置する三瓶保育園については、公募選定により市内の社会福祉法人に移管することとし、令和3年第1回定例会において、当該施設を廃止する条例改正の議決をいただいたところでございます。

本議案は、当該施設を三瓶地域における保育施設として継続的かつ安定的に運用するため、令和4年4月1日を期日として、社会福祉法人三瓶福祉会へ無償譲渡するものであります。

譲渡先となります社会福祉法人は、保育所や小型児童館など児童福祉施設の運営に関して、長年にわたる実績を有しており、当該施設における保育の実施を安心してお任せできるものと考えております。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

山住総務部長。

〔山住総務部長登壇〕

○山住総務部長

議案第 53 号「西予市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について」提案理由の御説明を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の患者に接して行う作業など、新型コロナウイルス感染症に対処するための業務に従事した職員におきましては、本条例におきまして特殊勤務手当を支給することといたしております。

今回の改正は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正により、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令が廃止されたことに伴い、当政令より引用する新型コロナウイルス感染症の定義を改める必要があるため、本条例の一部を改正するものでございます。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

藤井福祉事務所長。

〔藤井生活福祉部長兼福祉事務所長登壇〕

○藤井生活福祉部長兼福祉事務所長

議案第 54 号「西予市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について」提案理由の御説明を申し上げます。

今回の改正は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の公布に伴い、当該省令基準に従い同様の措置を講ずるため、本条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容としましては、業務負担軽減等を図る観点から、家庭的保育事業者等における諸記録の作成、保存等について、原則として電磁的記録による対応を認めることのほか、所要の整備を行うものであります。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

下澤政策企画部長。

〔下澤政策企画部長登壇〕

○下澤政策企画部長

議案第 55 号「辺地に係る公共的施設総合整備

計画の策定について」、議案第 56 号「辺地に係る公共的施設総合整備計画の変更について」一括して提案理由の御説明を申し上げます。

本市におきましては、野村町、城川町、明浜町及び三瓶町において、19 の地区が辺地の指定を受けております。

このたび、野村町長谷、城川町遊子谷及び高野子辺地において、市道の施設整備を実施することに伴い、それぞれ新たに2カ年もしくは4カ年の辺地総合整備計画を策定することといたしました。

また、野村町片川、予子林、惣川・小屋及び城川町野井川辺地において、林道及び飲料水供給施設整備の事業費について変更が必要となりました。

これに伴いまして、国に新たな辺地総合整備計画並びに変更計画を提出するため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条の規定により議会の議決をお願いするものであります。

以上2議案、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

三瀬建設部長。

〔三瀬建設部長登壇〕

○三瀬建設部長

議案第 57 号「市道路線の認定について」提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、宇和町明間四道地区の市道下宇和地区119号線の認定について、議会の議決を求めるものでございます。

これまで四道地区には、地区内に有効な迂回路線がなかったことから、平成30年7月豪雨時には、斜面の崩壊により生活道が遮断され、地区住民の移動に支障が生じたところでございます。

今回の路線認定は、これを解消し、道路網を整備するもので、市道下宇和地区72号線と市道下宇和地区74号線を接続する下宇和地区119号線を新たに路線認定するものでございます。

なお、本件に係る市道路線の認定につきましては、さきの3月16日に開催いたしました西予市道路格付専門委員会において承認をいただいております。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

酒井産業部長。

〔酒井産業部長登壇〕

○酒井産業部長

議案第 58 号及び議案第 59 号「西予市営土地改良事業の施行について」一括して提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、城川町土居地区において、令和 3 年度から 5 年度までの 3 カ年計画で農地耕作条件改善事業を、また、宇和町清沢地区において、令和 3 年度から 4 年度の 2 カ年計画で水利施設等保全高度化事業をそれぞれ施行することに伴い、西予市営土地改良事業施行条例第 5 条の規定により、これらの事業概要について議会の議決を求めるものでございます。

事業内容につきましては、城川町土居地区においては、老朽化した水路の整備を行うもので、これにより維持管理労力の低減と農業用水の安定供給及び担い手への農地集積促進による農業経営の安定化を、また、宇和町清沢地区においては、老朽化した頭首工を更新するもので、これにより維持管理労力の低減と農業用水の安定供給を図るものでございます。

以上 2 議案、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

管家市長。

〔管家市長登壇〕

○管家市長

議案第 60 号「令和 3 年度西予市一般会計補正予算（第 4 号）」について、提案理由の御説明を申し上げます。

初めに、愛媛県のデジタル総合戦略と現在本市が進めております施策について触れさせていただきます。

デジタル総合戦略は、「デジタルでつなぎ切り拓く、活力と安心感あふれる愛顔のえひめ」の実現を基本理念に掲げ、「県民本位」「市町との協働」「官民共創」という基本方針のもと、令和 3 年度から令和 5 年度の 3 年間を計画期間として、県民の生活に関連する「行政」「暮らし」「産業」の 3 つの分野において、将来ビジョンと戦略を掲

げています。

特に、行政のデジタルトランスフォーメーション推進のため、住民本位の視点で地域課題の解決や時代を切り開く新たな価値の創造を目指して、県と市・町が協働し、チーム愛媛としてデジタル技術を効果的・積極的に活用し、誰一人取り残されないデジタル変革に取り組むことを 3 月 25 日に協働宣言いたしました。

当市におきましては、まずは行政のデジタル変革を進めるために、窓口業務の抜本的な改善による市民サービスの向上と窓口業務の改善を含む次世代型の行政サービスができる行政組織の構築に昨年度から取り組んでいます。

その中で 2 点触れさせていただきます。

1 点目に、今年度末に本庁舎と教育保健センターのオフィス改革が完了の予定です。

先般 4 月 15 日にオフィス改革協定先事業者から西予市役所の目指すべき働き方を実現するためのオフィス改革コンセプト案について、市役所において実施されました職員のワークショップ及びアンケート結果をもとに提案をいただきました。

働き方コンセプトは、ちょっとした工夫から職員が幸せに働くことができ、それがすごく効果的で市民の皆さんも幸せになるということでした。

オフィス改革の狙いは、ICT を活用したオフィス環境の変更によるコミュニケーションの活性化と業務の効率化による生産性向上だけではなく、デジタル変革の主眼である住民サービスの向上にもつながる改革であります。

今後、窓口業務の在り方、課の配置、働き方の検討、第 2 次総合計画に掲げた事業目標であるペーパーレス化の推進など課題の一つひとつクリアしていかなければなりません。

私は、物事に「できない」という壁をつくらず、「どうやったら実現できるか」を考えてほしいと常々職員に伝えています。オフィス改革の 3 つの理念である「挑む」「つながる」「楽しむ」の実現のために、従来の手法にとらわれることなく、また、失敗を恐れることなく、スピードと質の向上にこだわりながら、デジタル技術を活用して改革に取り組みます。

2 点目に、今月から支所において執務を行いながら市民の皆様と意見交換を行いますサテライト市長室を設置いたしました。

私自らがデジタル環境を生かして、危機管理に支障のないよう配慮しつつ、支所においても本庁と同様の執務を行い、支所職員とのコミュニケーションの向上を図るとともに、「暮らして安心が体感できるまちづくり」を実現するために、社会の変化や市民ニーズを的確にとらえ、市民視点の取組を立案・展開・発信することを目的として行っています。

まずは、行政のデジタル変革を進めながら、県と市・町デジタル変革推進会議において、県内の自治体や民間事業者、住民の方が抱える様々な地域課題を共有し、デジタル技術を活用して、課題解決や価値創造に資する企画立案等を実行できるデジタル人材の育成と全庁的かつ部局横断的な取組を推進する体制を構築し、「暮らし」「産業」の分野のデジタル変革に取り組んでまいりますので、市民の皆様、また議員の皆様の御理解、御協力をお願いするところであります。

それでは、今回の補正予算でございますが、人事異動に伴う職員給与費及び会計年度任用職員給与費の調整、国庫支出金内示に伴う建設改良事業等の財源調整、地域づくり活動センター及び消防本部署庁舎の建設事業費のほか、緊急に対応する必要が生じた事業費などを計上するものであります。

その主な内容でございますが、予算書の款別に御説明を申し上げます。

総務費では、小規模多機能自治推進に向けた土居地区での地域づくり活動センター新設整備に要する経費を計上し、民生費では、三瓶保育園の民営化に向けた施設の改修、新型コロナウイルス感染症対策における生活支援としての子育て生活支援特別給付金給付事業に要する経費を計上し、土木費では、野村町の荷刺地区から西地区までの各地区を結ぶ市道荷刺大西鎌田西線改良事業に要する経費を計上し、消防費では、大規模災害時に備えた拠点施設整備のため、消防本部及び消防署庁舎の移転改築に要する経費を計上し、教育費では、田之筋放課後子ども教室において、長期休業中において教室を実施するための経費を計上し、災害復旧費では、令和元年8月の台風10号の影響により被災した城川町の林道黒森支線の災害復旧に要する経費を計上しております。

これらの経費の財源につきまして、それぞれの

歳出に見合う国・県支出金、地方債等の特定財源を計上し、不足する財源につきましては、財政調整基金を繰入れし収支の均衡を図るものであります。

これによりまして、歳入歳出の補正は、既決いただいております歳入歳出予算の総額に、それぞれ4億2776万7000円を増額し、歳入歳出予算の総額を314億6550万3000円と定めるものであります。

また、継続費の補正として、土居地区地域づくり活動センター整備事業の令和4年度までの継続費の設定を行っております。

地方債補正では、過疎対策事業債等の限度額の変更を行っております。

以上が今回の補正予算の概要でありまして、詳細な点につきましては、担当課長から補足説明させていただきますので、よろしく御審議を賜り、御決定くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

宇都宮財政課長。

〔宇都宮財政課長登壇〕

○宇都宮財政課長

それでは、予算書に沿って歳出から補足説明を申し上げます前に、まず職員人件費の補正について説明をさせていただきます。

当初予算では、予算編成時の職員数及び組織体制を基本に、退職者と新規採用者数を見込み、所要額を計上いたしております。

今回、4月の人事異動等による各課の職員数及び年齢構成等の変動に伴い、関係する予算科目の目の給与等の計上額に過不足が生じたことから職員給与費を調整するものであります。総額で2509万1000円を減額調整いたしております。

それでは、予算書の17ページをお開き願います。

2款総務費、8項1目地域振興費、土居地区地域づくり活動センター整備事業1億2560万5000円でございますが、現在の土居公民館は昭和42年3月建築であり、公民館の建て替えと小規模多機能自治センターへの移行時期等を勘案して、土居地区地域づくり活動センター建設検討委員会において建設場所と施設の機能等について検討され、市に対しての要望書が提出をされ、関係課に

て協議の結果、旧土居保育所と旧土居小学校プールを解体して、地域づくり活動センターを建設することに決定いたしましたので、今回、新築・解体設計委託料、敷地造成に要する経費を計上するものであります。

また、解体と造成工事費については、総額 1 億 1852 万 5000 円の継続費の設定を行っております。財源は過疎対策事業債を予定しております。

20 ページをお開き願います。

3 款民生費、2 項 1 目児童福祉総務費、保育所（園）管理事業 1700 万円であります。三瓶保育園が社会福祉法人への移管後においても、子どもたちの安心・安全が確保される保育環境となるよう、トイレ改修、病児保育室の新設、遊具の整備等に要する経費を計上するものであります。財源は過疎対策事業債を予定しております。

27 ページをお開き願います。

8 款土木費、2 項 3 目道路新設改良費、市道荷刺大西鎌田西線改良事業 1200 万円であります。本路線は、貝吹地区の集落を結ぶ基幹路線であり、道路幅員が狭い区間ごとに順次改良を行ってまいりました。

今回、県道宇和野村線の迂回路としての利用、生活交通バスの運行路線ともなっております鎌田馬場地区内の延長約 350 メートルの改良に向けて、測量設計委託料を計上するものであります。財源として過疎対策事業債を予定しております。

29 ページをお開き願います。

9 款消防費、1 項 3 目消防施設費、消防本部署庁舎建設事業 1 億 534 万 9000 円であります。西予市消防本部並びに消防署の移転改築においては、西予市消防本部等庁舎改築推進委員会において庁舎の規模と機能について検討を行ってまいりました。

今回、地権者及び地区住民の皆様への説明会等を行い、移転候補地を選定いたしましたので、土地購入に要する経費を計上するものであります。財源として旧合併特例事業債を充てています。

32 ページをお開き願います。

10 款教育費、5 項 1 目社会教育総務費、放課後子どもプラン事業 44 万 5000 円であります。田之筋放課後子ども教室は、平成 30 年 4 月に開校し、子どもたちが放課後を安心・安全に過ごし、多様な体験や活動ができる取組を行ってまいりま

した。

今回、学校運営協議会、保護者からの夏休み等の長期休業中の平日においての教室の開校の要望を受けまして、子ども教室実行委員会において協議の結果、教室を開校することとなり、事業費に対しての委託料を計上するものであります。

35 ページをお開き願います。

11 款災害復旧費、1 項 3 目林業用施設災害復旧費 2 億 2000 万円であります。令和元年 8 月の台風 10 号の影響を受けて発生した地滑り災害により路線が被災した城川町の林道黒森支線の災害復旧に要する経費を計上するものであります。財源として、災害復旧費国庫負担金、災害復旧事業債を充てています。

次に、主な歳入について御説明を申し上げます。予算書は 9 ページにお戻りください。

14 款国庫支出金、2 項 2 目 1 節保健衛生費国庫補助金 600 万円であります。高齢者福祉施設等において実施をいたしております新型コロナウイルス感染症検査に要する経費に対しての補助金であります。補助率は 2 分の 1 です。

同ページ、6 目 1 節消防費国庫補助金 733 万 9000 円であります。消防団に整備をしますデジタル簡易無線と I P 無線が一体となったトランシーバー導入経費に対しての補助金であります。補助率は 3 分の 1 です。

11 ページをお開き願います。

21 款市債であります。土居地区地域づくり活動センター整備事業、消防本部署庁舎建設事業のほか、国庫・県支出金の内示等による増額、減額を行い、総額で 2 億 860 万円の増額を行いまして、限度額を 45 億 220 万円とするものであります。

以上、補足説明とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

藤井福祉事務所長。

〔藤井生活福祉部長兼福祉事務所長登壇〕

○藤井生活福祉部長兼福祉事務所長

議案第 61 号「令和 3 年度西予市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）」について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正の内容につきましては、産休職員の代替として任用する会計年度任用職員給与費及び

それに伴う一般会計繰入金を増額するものであります。

これによりまして、既決いただいております歳入歳出予算に、それぞれ 279 万 3000 円を増額し、歳入歳出予算の総額を 62 億 8345 万 8000 円と定めるものであります。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○佐藤議長

理事者の説明は終わりました。

(日程 4)

○佐藤議長

次に、日程第 4、議案第 62 号「西予市消防団消防ポンプ自動車の取得について」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

酒井消防長。

〔酒井消防本部消防長登壇〕

○酒井消防本部消防長

議案第 62 号「西予市消防団消防ポンプ自動車の取得について」提案理由の御説明を申し上げます。

現在、西予市消防団城川方面隊高川分団第 1 部に配備しております消防ポンプ自動車は、平成 8 年に導入したもので、以来 25 年が経過しており、更新計画に基づいた検討を行ってきたところであります。

このたび購入いたします消防ポンプ自動車は、迅速な消火活動を可能にするため、放水性能にすぐれた高性能ポンプを搭載するとともに、最新の照明器具を装備することにより、夜間、消防団員が安全に活動できる仕様としております。

今回の購入に当たりましては、去る 6 月 1 日に指名競争入札を行い、有限会社城川モータース代表取締役兵頭茂樹氏が 2695 万円で落札と決定し、備品購入仮契約を締結しましたので、議会の議決を求めるものであります。

なお、消防ポンプ自動車の詳細な性能及び主要装備につきましては、別紙参考資料を御参照ください。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○佐藤議長

理事者の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○佐藤議長

以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第 62 号は、会議規則第 37 条第 3 項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○佐藤議長

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第 62 号「西予市消防団消防ポンプ自動車の取得について」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○佐藤議長

御着席ください。

起立全員であります。よって、議案第 62 号は原案のとおり決定いたしました。

(日程 5)

○佐藤議長

次に、日程第 5、報告第 1 号「令和 2 年度西予市一般会計継続費繰越計算書の報告について」から、報告第 6 号「令和 2 年度西予市病院事業会計予算繰越計算書の報告について」までの 6 件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

宇都宮財政課長。

〔宇都宮財政課長登壇〕

○宇都宮財政課長

報告第 1 号「令和 2 年度西予市一般会計継続費繰越計算書の報告について」、報告第 2 号「令和 2 年度西予市一般会計繰越明許費繰越計算書の報

告について」、報告第3号「令和2年度西予市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について」、報告第4号「令和2年度西予市水道事業会計予算繰越計算書の報告について」、報告第5号「令和2年度西予市公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告について」、報告第6号「令和2年度西予市病院事業会計予算繰越計算書の報告について」一括して提案理由の御説明を申し上げます。

令和2年度西予市一般会計、水道事業会計、公共下水道事業会計及び病院事業会計における各事業のうち、令和2年度から令和3年度への継続費、繰越明許費及び事故繰越しにつきまして、地方自治法施行令第145条第1項、第146条第2項及び第150条第3項において準用する第146条第2項の規定並びに地方公営企業法第26条第3項の規定により、それぞれ繰越計算書を添えて御報告申し上げます。

以上報告6件、よろしくお願い申し上げます。

○佐藤議長

理事者の説明は終わりました。

これより本案6件に対する一括質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○佐藤議長

以上で質疑を終結といたします。

(日程6)

○佐藤議長

次に、日程第6、報告第7号「専決処分事項の報告について」を議題といたします。

理事者の報告を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

山住総務部長。

〔山住総務部長登壇〕

○山住総務部長

報告第7号「専決処分事項の報告について」提案理由の御説明を申し上げます。

この専決処分の報告につきましては、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市の義務に属する損害賠償の額の決定及び和解について、別紙のとおり1件の専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により御報告申し上げます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○佐藤議長

理事者の報告は終わりました。

以上をもって本日の日程は全て終了いたしました。

6月11日は午前9時より一般質問を行います。
本日はこれにて散会いたします。

散会 午前10時55分

第 2 日

6 月 11 日（金曜日）

令和3年第2回西予市議会定例会会議録（第2号）

- | | | | |
|------------------|------------|-----------------------|---------|
| 1. 招 集 年 月 日 | 令和3年 6月11日 | 明 浜 支 所 長 | 上 中 保 博 |
| 1. 招 集 の 場 所 | 西予市議会議場 | 野 村 支 所 長 | 和 氣 岩 男 |
| 1. 開 議 | 令和3年 6月11日 | 城 川 支 所 長 | 藤 川 忠 男 |
| | 午前 9時00分 | 三 瓶 支 所 長 | 片 山 勇 一 |
| 1. 散 会 | 令和3年 6月11日 | 総 務 課 長 | 一 井 健 二 |
| | 午前11時47分 | 財 政 課 長 | 宇都宮 明 彦 |
| 1. 出 席 議 員 | | 監 査 委 員 | 正 司 哲 浩 |
| 1 番 | 和 氣 数 男 | (午前11時05分退席) | |
| 2 番 | 宇都宮 久見子 | 1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名 | |
| 3 番 | 信 宮 徹 也 | 事 務 局 長 | 富 永 誠 |
| 4 番 | 宇都宮 俊 文 | 議 事 係 長 | 三 好 祐 介 |
| 5 番 | 加 藤 美 香 | 1. 議 事 日 程 | 別紙のとおり |
| 6 番 | 中 村 一 雅 | 1. 会議に付した事件 | 別紙のとおり |
| 7 番 | 河 野 清 一 | 1. 会 議 の 経 過 | 別紙のとおり |
| 8 番 | 佐 藤 恒 夫 | | |
| 9 番 | 山 本 英 明 | | |
| 10 番 | 竹 崎 幸 仁 | | |
| 11 番 | 小 玉 忠 重 | | |
| 12 番 | 源 正 樹 | | |
| 13 番 | 井 関 陽 一 | | |
| 14 番 | 中 村 敬 治 | | |
| 15 番 | 二 宮 一 朗 | | |
| 16 番 | 兵 頭 学 | | |
| 17 番 | 森 川 一 義 | | |
| 18 番 | 酒 井 宇之吉 | | |
| 1. 欠 席 議 員 | | | |
| | な し | | |
| 1. 地方自治法第121条により | | | |
| 説明のため出席した者の職氏名 | | | |
| 市 長 | 管 家 一 夫 | | |
| 副 市 長 | 宗 正 弘 | | |
| 教 育 長 | 松 川 伸 二 | | |
| 総 務 部 長 | 山 住 哲 司 | | |
| 政策企画部長 | 下 澤 広 幸 | | |
| 生活福祉部長兼 | | | |
| 福祉事務所長 | 藤 井 兼 人 | | |
| 産 業 部 長 兼 | | | |
| 生活福祉部産業処理施設担当部長 | 酒 井 信 也 | | |
| 建 設 部 長 | 三 瀬 計 浩 | | |
| 医 療 介 護 部 長 | 山 岡 薫 彦 | | |
| 会 計 管 理 者 | 三 瀬 功 | | |
| 消防本部消防長 | 酒 井 広 一 | | |
| 教 育 部 長 | 宇都宮 裕 | | |

議 事 日 程

1 一般質問

本日の会議に付した事件

1 一般質問

開会 午前9時00分

○佐藤議長

おはようございます。

本日はこのように傍聴にお越しいただき誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は18名であります。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配信のとおりであります。

(日程1)

○佐藤議長

日程第1、一般質問を行います。

質問者は通告内容及び申し合わせに従い発言してください。

それでは通告順に発言を許可いたします。

まず、4番宇都宮俊文君。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

宇都宮俊文君。

○4番宇都宮俊文君

改めましておはようございます。議席番号4番宇都宮俊文です。一問一答で質問させていただきますのでよろしくお願いします。

早朝より傍聴の方見えられてありがとうございます。なかなかコロナ禍で傍聴席もいつものように参加していただけないというのが少し残念ですが、テレビを通じて御覧いただければと思います。

今朝ほどテレビを見ていたら、全国でコロナの感染者2,000人余りということで、東京オリンピックまでもう40日そこそこというところでございます。まだまだ感染者も減らない、緊急事態宣言もまだ残っているという状態の中で、東京オリンピック・パラリンピックを進めるのが前提というような政府の動き、とても私は気になっております。医師会では、当然医療の逼迫も心配されますし、なかなかこれのようになるのか、果たしてオリンピック終わった後でどのような状態になるのか、本当に心配されるところです。

また、全国の飲食店、また取引される全国の生産者、いつまでこのような状態が続くのか、本当に他人事ではない状態だと思います。ワクチン接種をしない限り、このウイルスは収まらないだろうと誰もが思っていると思います。日本は先進国の中でもこの接種が遅れている。このような状態の

中で日本中がまだ接種していない中で、オリンピックが開催される。本当に心配なところでございます。首都圏を中心に大規模な集団接種、また、大企業による企業別の接種が今どんどん進んでおります。地域、西予市においても、愛媛県においても接種されておりますが、県によって早いところ遅いところがあり、これ国からのワクチンの届き方にも原因があるかと思うんですが、特にワクチン担当の部局、本当に忙しい思いされて段取りされていることだろうと思います。

このことを中心に質問させていただきたいと思います。まず、現在のワクチン接種の進捗状況を説明願います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

管家市長。

〔管家市長登壇〕

○管家市長

改めまして皆さんおはようございます。

本日の一般質問に当たりまして、早朝より傍聴においでいただきまして心から感謝を申し上げます。

今日から土日を挟んで3日間にわたりまして、7名の議員の皆様から一般質問をお受けいたします。それぞれの御質問に対しまして真摯に回答させていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

市政運営の根幹に関わる質問には私が回答することといたしまして、それ以外の専門的な分野の質問につきましては、各部長を中心として回答させていただきたいと考えておりますので、御理解をいただきますようよろしくお願いを申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

藤井生活福祉部長。

○藤井生活福祉部長兼福祉事務所長

現在のワクチン接種の進捗状況についてお答えをいたします。

当市におきましては、全国の予約受付時の状況を参考にしながら、また、ワクチンの供給量を把握しながら、接種券の発送や受付開始日時を検討し、できる限り市民の皆様が混乱しないよう取り組んでおります。

現在は、ワクチン接種の優先順位に基づき、一般高齢者へのワクチン接種を進めておりますので、その状況についてお答えをいたします。

まず接種予約の状況でございますが、5月10日月曜日から高齢者施設等に入所している高齢者を除く85歳以上の高齢者の方約3,400人へ接種券を送付し、5月14日金曜日から予約受付を開始いたしました。

受付開始日には、多くの市民の皆様から「電話がつながらない」などの苦情が寄せられましたが、防災行政無線放送などを通じ、混雑を避けるために分割して接種券を送付していること、また、ワクチンは確保できているため、慌てずに予約いただきたいことなどを丁寧に御説明したところ、翌週からは苦情や問合せの電話が減少傾向となっております。

その後、5月22日土曜日に75歳から84歳の約5,000人へ、6月4日金曜日に65歳から74歳の約6,600人へ接種券を郵送し、予約受付を行っておりますが、大きな混乱もなくおおむね順調に進んでいるところでございます。

6月4日金曜日からは、スマートフォンなどを利用したWebでの予約受付を開始し、24時間受付可能となったため、受付がよりスムーズに行えることとなり、電話予約の混雑も収束しつつあります。

また、実際のワクチン接種につきましては、市医師会の御協力をいただき、5月26日水曜日から市内の医療機関におきまして、一般高齢者の接種を開始いたしました。昨日までに4,954人の高齢者の方が1回目の接種を終え、高齢者全体の31.4%となっており、こちらにつきましても大きな問題もなく順調に接種が進んでおります。

今後、ワクチン接種を希望する高齢者の方々への接種が終了する7月末以降には64歳以下の皆様への接種を開始することとなります。

今回の接種事業は初めての取組であり、市民の皆様には大変御迷惑をおかけしておりますが、市民の皆様への安全・安心を確保するため、早期の接種完了に向け、市を挙げて取り組んでまいりますので、今後とも御理解と御協力をお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

宇都宮俊文君。

○4番宇都宮俊文君

マスコミ等では、電話がつながらない。特に、当初高齢75歳以上ぐらいのところ、かなりつながらない。これテレビですべて放映されてました。西予市においても年代別に85歳、75歳以上と分けて発送しているということでしたが、よく聞いてみると、やはり75歳以上になってから電話がつながらないということを知りました。うちの母親も3日かかりで大体30回ぐらいでようやく電話がつながったということを知っておりましたので、なかなかこれはいけんということで、先日生活福祉部長とも話して電話回線を増やすことができないいろいろな話した結果、それ以降、1週間ほどでまあまあつながり出したということで、多少電話回線も増やしたということを知っていますし、安心しております。

それから65歳以上の方に限って、6月4日からですが、スマホでも対応できるということですが、当然65歳以上でスマホを使える人はそんなにはいない。この間も同じく部長と話したんですが、それであれば、例えば公民館とか、市の職員が近所の方に声かけて指導する、教えてもらう、そういうやり方はできないのかと提案させてもらい、すぐ対応してもらったので、そこのところを少し詳しく説明いただけたらと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

藤井生活福祉部長。

○藤井生活福祉部長兼福祉事務所長

接種予約の混雑緩和の対策についてお答えをいたします。

先ほど申し上げたとおり、6月4日からスマートフォンなどを利用したWebでの予約受付を開始し、24時間受付可能となったため、受付がよりスムーズに行えることとなり、電話予約の混雑も収束しつつあります。

Web予約につきましては、予約の仕方をわかりやすく説明したマニュアルを作成するとともに、先ほど議員もおっしゃったように、家族等の支援がなくWeb予約が困難な高齢者の方には、市役所や各支所、地域の公民館において、予約方法や機器の操作方法等の支援を行っております。現時

点で 161 人の方の支援を行っております。

また、予約開始時から民生児童委員の皆様や在宅サービスなどを行っている社会福祉法人の皆様、市職員に対しても、接種予約等で困っている高齢者に対して支援していただくようお願いをしているところでございます。

さらに、予約電話の回線も増設するよう進めており、高齢者の皆様がスムーズに接種予約できるよう日々対策を講じております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

宇都宮俊文君。

○4 番宇都宮俊文君

それでは今後の具体的な接種計画等についてですが、ワクチンの接種方法、かかりつけ医によるもの、また、集団接種、いろいろあるんですが、これ各市町村によってお医者さんの数、それから、いろいろな事情があると思いますので、大規模な集団接種は無理であろう、地域に合ったやり方を選択していただいていると思うので、その方法について説明をお願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

藤井生活福祉部長。

○藤井生活福祉部長兼福祉事務所長

ワクチンの接種の方法についてお答えをいたします。

当市では、市医師会と協議の上、医療機関における個別接種にてワクチン接種を実施することとし進めてまいりましたが、それだけでは7月末の高齢者への接種終了が見込めないことから、再度、市医師会と接種の実施方法について検討してまいりました。その結果、市医師会として、集団接種実施へ全面的に協力いただくこととなり、6月20日曜日から市内5カ所において集団接種を実施することとなりました。御協力いただきます市医師会の医師や看護師の皆様には、この場をお借りし、改めて心より感謝を申し上げます。

この集団接種での接種人数は最大で約 2,500 人となっており、これにより、接種を希望される高齢者の皆様へのワクチン接種が7月末には終了できるものと考えております。集団接種につきましては、日曜日に実施することとしており、6月

20 日と7月 11 日には野村町の乙亥会館にて、6月 27 日と7月 18 日には城川町の魚成公民館と三瓶町の三瓶支所にて、7月 4 日と7月 25 日には宇和町の西予市役所と明浜町の明浜支所にて実施することとしておりますので、接種券をお持ちの皆様におかれましては、ぜひ御利用いただきますようお願いいたします。

なお、ワクチンの管理上、どうしても当日接種する方々を把握する必要があるため、個別接種同様、集団接種につきましても、西予市コロナワクチン予約センターにて電話、またはWebでお申込みくださいますよう重ねてお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

宇都宮俊文君。

○4 番宇都宮俊文君

ワクチン接種の予約のことですが、私、ちょっとざっとしとるもんで、果たして電話予約が要るのかなと当初思いました。西予市のようなところであれば、集団検診のように、例えば、宇和町皆田地区、何月何日の午前中に来てください。野村町のどこやろは何日に来てください。これでやれるんじゃないかなと思いました。

テレビ見ておったら、全国で福島県、多分相馬市だったと思うんですが、そこは今のよう予約なしでやって、大体8割か9割見込んでやったら、90%の人が来てくれたということをちらっと見たので、細かいことは把握してないんですが、そのようなやり方も逆に電話が殺到するのであれば、来れない方は連絡ください。こういうやり方も逆に西予市の人真面目なんでいいんじゃないかなという気はしたんですが、これは余談になりますので、順調に進んでいるというところなので、安心してます。

ところで今のように、ワクチン接種するためには余らしたらいけないというのが原点でございますので、電話予約とって、全国のほとんどのところがやっているといるんですが、その必要性について、もう一度説明願います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

藤井生活福祉部長。

○藤井生活福祉部長兼福祉事務所長

ワクチン接種の予約の必要性について、お答えをいたします。

一般高齢者に現在接種しているワクチンは、ファイザー製ワクチンでございまして、マイナス70度の冷凍保存や解凍してからの使用期限、ワクチンを希釈してから接種までの時間などが厳密に定められており、非常に管理が難しいものとなっております。

また、1瓶で6人分が接種できることとなっているため、ワクチンロスを防ぐためには、各医療機関や集団接種会場で1日に接種する人数を的確に把握し、ワクチンを配送することが必須でございます。仮に当日の予約をとらず、何人接種するかわからないといった状況で接種を実施すると大量にワクチンを廃棄することになりかねません。

以上のことから、今回の接種事業につきましては必ず予約をしていただき、どこで何人の方が接種するか把握しながら進めていく必要がございますので、市民の皆様には何かと御不便をおかけいたしますが、御理解と御協力をお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

宇都宮俊文君。

○4番宇都宮俊文君

続きまして、市長及び職員のワクチン接種の方針についてお尋ねいたします。

先月来マスコミ等で、全国的に首長の先行接種について物議を醸していると思います。市長が先に接種したら都合が悪いのか、余ったから接種しましたとかいう報道がよくされているんですが、これははっきり言って情けないなと私は思います。やっぱりこの首長が一番先にすることが必要なので、なぜ堂々と知事、市長、私が先にします。その代わり休むことができませんので、感染してはいけないので、それをちゃんと言って、市民、県民に理解してもらって、一番先に首長がすべきことだろうと思います。それが何か今の世の中、何か自分だけ悪いことをしたような報道がされて、これで本当に首長が務まるのかなと思います。代わりがないそれだけの仕事をしなければいけない人はどんどん仕事をしてもらって病気にかからないこと、やっぱり医療関係者と全く同じ関係、それよりも大事なのではないかなと思いますので、

そのこと2週間ほど前、市長とお話しさせていただきました。市長がたまたま65歳を迎えるということで、6月4日でやりますということだったので、それは私はちょっと遅いかなと正直思いました。もうとっくにしているものだと思いますし、もしされてなかったら、一言いやみを言おうかなというぐらいな気持ちでおりましたので、それと同時に、職員にしても同じだと思います。先に堂々とやっていただいて仕事をしてもらう。特に感染リスクの多い職員の人は早めにやってもらうことが大事だと思うし、それを市民の人に伝えて理解してもらうのも仕事だと思います。

医療関係者だけではなく、例えば保育所の職員、介護施設の職員さんらはやってると思うんですが、子どもに関わる職員さんとか、どうしても休んではいけない職員の方は、なるべく早くしていただきたいと思います。

その考え方についてお尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

藤井生活福祉部長。

○藤井生活福祉部長兼福祉事務所長

市長及び市職員のワクチン接種方針についてお答えをいたします。

先月来、全国的に首長の先行接種について物議を醸しておりましたが、いずれの事例も方針を公表せず接種したことが問題であったのではないかと考えております。

議員御指摘のとおり、行政のトップである市長が率先してワクチンを接種するといった考え方もございますので、市長の年齢に該当する65歳から74歳の接種券送付を開始した6月4日金曜日に、市内の医療機関において余剰ワクチンを活用し、1回目のワクチンを接種しております。このことにつきましては、6月2日の定例記者会見におきまして公表をさせていただいております。

今後、集団接種の実施に当たり、会場で従事する保健師やその他職員、また、理事者、ワクチン接種事業に従事する職員など、順次、余剰となったワクチンを無駄にしないため、ワクチンロス対策として市の職員も接種させていただくこととしております。

現在使用しているファイザー社のワクチンは1瓶で6人が接種できることとなっております、その管

理を厳密に行う必要がございます。予約管理を徹底しながら、市内医療機関にワクチンを配送しておりますが、接種当日に体調を崩し、急にキャンセルされる方もいらっしゃいますので、その際にはワクチンを廃棄することのないように、代わりの方にワクチンを接種する必要がございます。こういった場合に、市内の高齢者施設の職員の方々や日々高齢者の方々と関わることの多い福祉事業者の方々にもお声掛けし、対応いただくこととしております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

宇都宮俊文君。

○4番宇都宮俊文君

管家市長も65歳以上ということで、高齢者ということで、御苦労さまでございます。私たち議員の中も、はっきり言ったら怒られるかもしれませんが、多分12名ぐらい65歳以上の方がおるのではないかなと思います。少しでも早く打っていただきたいと思います。

本当にこの場を借りて担当部局の方、それから、医療関係者の方本当に忙しい思いされておると思いますがお礼申し上げたいと思います。

続きまして、次の質問に移りたいと思います。

耐震性防火水槽の整備についてお伺いをしたいと思います。

まず1点目、防火水槽の整備状況についてですが、市内の整備数と整備の内容についてお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

酒井消防長。

○酒井消防本部消防長

防火水槽の整備状況についてお答えいたします。

当市における耐震性防火水槽の整備状況につきましては、合併後40トン型の耐震性防火水槽を53基整備しております。内訳といたしましては、明浜町2基、宇和町16基、野村町18基、城川町17基、三瓶町は未設置となっております。

次に、設置場所の選定につきましては、西予市消防水利設置要綱に適合した地区からの要望をもとに優先順位をつけ、地元の同意を得たものから、毎年度2カ所を目標に整備を行っているところで

ございます。なお、三瓶町におきましては、比較的消防水利の整備が進んでいるため、現在のところ設置には至っておりません。

しかしながら、市内の整備状況を見ますと、設置要望の少ない海岸部での整備が遅れていることから、今後は計画的に整備を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

宇都宮俊文君。

○4番宇都宮俊文君

今の答弁で、海岸部設置数が少ないということでございます。私も20数年消防団やってたんですが、火事になったら、消火栓が使えるのが大体1本か2本で、あとはもう海からって海水をかけるということでございます。これが当たり前になっておったので、火事になった家は塩がかぶっても仕方ないと言えは仕方ないんですが、やはり海水をかけると、周りの家、畑、例えば車にかかるかもしれませんし、その辺の心配はしているところでございます。

明浜・三瓶における防火水槽の数が少ないというのを少し説明願いたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

酒井消防長。

○酒井消防本部消防長

明浜・三瓶町において設置数が少ないという御質問ですが、先ほどの答弁にも申しましたとおり、明浜・三瓶町においては若干面積が狭く、耐震性防火水槽を設置する場所も少ないことから、防火水槽や消火栓の整備を進めておりまして、地元からの要望が少ないことが考えられます。

今後におきましては、明浜・三瓶町におきましても、旧小学校跡地などを利用しまして、耐震性防火水槽を計画的に整備したいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

宇都宮俊文君。

○4番宇都宮俊文君

それでは耐震性防火水槽の整備費用についてお伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

酒井消防長。

○酒井消防本部消防長

耐震性防火水槽の整備に当たっては、国の消防防災施設整備費補助金を活用しまして、毎年度2基程度の申請を行い、整備を行っているところでございます。

まず、耐震性防火水槽の種類につきましては、大きく分けますと地上式型と地下式型がございまして、一般的に普及していますのは40トン型の地下式防火水槽となっております。なお、地上式型は運搬等に大幅のコストがかかり高額となることから設置されていないのが現状でございます。

次に、整備費用につきましては、1基当たり、国庫補助の基準額が548万6000円で、補助率は2分の1となり、残額は起債で充当をしております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

宇都宮俊文君。

○4番宇都宮俊文君

続きまして、明浜町狩浜地区、私の地元なんです。昨年防火水槽の設置が予定されておりました。当初は地下埋設型であったんですが、地下水が高いなどの理由で地上型設置という計画がございました。ただ、これが本当に高額700万円、800万円かかるということでございましたので、見送りになったわけです。

ただ私が思うに、私自営業やってるので、やはり使えるものは、代わりができるものは代わりでやればいいんじゃないかという考えがありまして、ミカン作りしている農家には貯水槽があります。夏場灌水をするために、私の家にもあるんですが、50トン余りの貯水槽があります。これが私の狩浜地区で6カ所、調べたらありますので、これを各地区私回りまして、もし火事になったら使わしてくれんかというお願いをしたところ、みんなが賛成してくれました。狩浜地区できたので、明浜の他の地区にもこういうお願いしてやるのがいいのではないかなという思いだったんです。それによって、地元の皆さんの防災意識も上がってくるので、ただ行政側から見たら、金をかけて防火水槽をつくるのが頭の中にしかないと思う

んですが、考え方変えれば、ただで使えるものがある、これを利用することによって、要らん経費も使わんでいいと思いますので、もう狩江地区には防火水槽要りませんので、当面はこれで対応してもらって、それでもし全地区できれば予算が余ればやってもらうという考えで私はいいかなと思いますので、そのところ詳しいところを説明願います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

酒井消防長。

○酒井消防本部消防長

御質問のありました農業用貯水槽の利用についてお答えいたします。

令和元年度に狩江地区に耐震性防火水槽を設置するために、整備に適した土地を調査しておりましたが、条件に合う場所の選定に苦慮していましたが、宇都宮俊文議員をはじめ、地元の皆様が火災などの緊急時には農業用貯水槽を使ってもいいと申し出があり、ありがたくこの申し出をお受けすることといたしました。

利用に当たっては、消防法上の緊急水利としての位置づけとし、個人が管理する農業用水6基、本浦南予用水利用組合が管理する1基を選定し、それぞれ緊急水利使用協定を去る3月29日に締結いたしております。この自助共助の精神に対しまして、地元の皆様にこの場をお借りしてお礼を申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

宇都宮俊文君。

○4番宇都宮俊文君

ありがとうございます。

今、農業用の貯水槽のことを言ったんですが、まだ私頭の中で、廃校になった小中学校のプールがあらうかと思います。老朽化してるのもあれば、まだ水がたまる状態のもあるかと思います。これを防火水槽に使えないのかなと私議員になったときから思っておったんですが、もし調べて使えるのであれば、ただのものは利用する、そういう考えでやってはどうかと思うんですが、そのところを説明願います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

酒井消防長。

○酒井消防本部消防長

廃校プールを防火水槽として利用できないかとの御質問ですが、これまでに廃校の跡地利用については、当市が地元の方々などの御意見や御希望をお聞きしながら計画を進めてまいりました。特に、プールの活用につきましては、防火水槽として活用する可能性を含めて、地元や消防団と協議をしてきましたが、これまでに防火水槽として活用するに至った事例はございません。

理由としましては、老朽化に伴う耐震性や衛生面を含めた維持管理、安全管理の面から活用を見送ったものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

宇都宮俊文君。

○4 番宇都宮俊文君

なかなかプールは難しいというところではございました。ただ、私最初言ったときに、議員になってすぐこの提案したときに、教育財産であるとか行政財産であるとか、なかなか縛りがあるって、どの施設に限ってもそういう縛りがあるので、これを利用できるようなやり方に変えるのも行政側の努力ではないかなと思います。

特に廃校になった校舎、グラウンド、今言ったプール、これらもありますが、できるだけ地元で使えるような維持できるような方策を考えること、学校だけではありません、市の施設いろいろあるかと思います。

私たちの狩江地区では、廃校になった小学校も利用して、ほとんど全部屋利用し、地元の人らがグラウンド整備やり、地区の人がそこに集まる。いずれは活動センターの一環でも使えるような仕組みにもしていかないといけないと思ってます。特にこの活動センターの取組は、三好前市長から管家市長ずっと続いておりますので、地域の人材をうまく参加してもらって、地域で何かをやる。そのためにはそういう縛りを簡単に無理ですとか、これは公共施設なので使えませんかというのに、やれるやり方考えるのが、行政のため、また市民のためでもあろうかと思っておりますので、柔軟に考えてもらって、難しい規約は変えてもらうような使

い道をしていただいたらいいのではないかなと思います。

少し話それましたが、以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

○佐藤議長

暫時休憩します。（休憩 午前9時41分）

○佐藤議長

再開いたします。（再開 午前9時50分）

次に、15 番二宮一朗君。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

二宮一朗君。

○15 番二宮一朗君

議長より発言の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。公明党の二宮一朗でございます。

先ほどの質問でもありましたけれども、コロナ禍の生活になって約1年半、西予市におきましては、市民の皆様の御理解と御協力によって、人的被害が少なく済んでいるということは本当にありがたいことだなと思っております。

また、ワクチン接種も始まりまして、先ほど宇都宮俊文議員から、高齢者、市長の話を入れてですけれども、高齢者早くワクチンを打ってくださいというふうなお話だったんですけれども、私も先日Web予約ができるということで挑戦してみましたら、かかりつけのお医者さんはちょっと予約がいっぱいだったんですけれども、集団接種のところが空いてましたので、7月4日に予約をさせていただきました。

また、議員は12人が高齢者というお話だったんですが、後で数えましたら10人でしたので訂正をさせていただきますと思います。

今回の質問についても、このコロナ禍の中での教育行政と人口減少対策についてということで質問をさせていただきますのでよろしくお願いしたいと思います。

まず1点目、教育行政について。

このコロナ禍の学校の中で変わったこと、その一つとして、不登校とか保健室登校というのが増えたんじゃないかということが予想されるわけですから、現状についてお尋ねをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

宇都宮教育部長。

○宇都宮教育部長

コロナ禍の学校についてということでもありますけれども、西予市におきましては、新型コロナウイルス感染症対策や感染への不安を直接の理由として、長期にわたり学校を休んでいる児童生徒、保健室登校している児童生徒は現在ございません。

しかし、いわゆる不登校に当たる、年間30日以上欠席をした児童生徒は、令和元年度で24名、令和2年度が25名でございまして、コロナ禍前とほぼ同じ状況であります。保健室・別室登校については、令和3年度現在4名把握をしておりますけれども、新型コロナウイルス感染症を理由とするものではありません。新型コロナウイルス感染症との関連は余りないように見えますが、感染対策により制限された生活様式などが、不登校児童生徒に間接的に影響しているということも考えられ、様々な角度から不登校児童生徒への心のケア、学校復帰に向けて力を入れていかなければならないところでございます。

本年度は、不登校等対策及び保健室支援の加配教員と非常勤講師を市内に6名配置をしており、昨年度より2名増となっております。また、全学校でスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーが活用できるようになっております。不登校対応の教職員やカウンセラーの効果的な活用により、不登校児童生徒の早期発見、早期対応を行っていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

二宮一朗君。

○15 番二宮一朗君

余りコロナ禍の影響がなかったということで安心をしております。

その他に学校内の変化はなかったのかどうか伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

宇都宮教育部長。

○宇都宮教育部長

学校内の変化ということでもございますけれども、学校におきまして、このコロナ禍の中、子どもたちは学校生活においても常時マスクを着用し、3

密を避けるように行動しているというところでございます。

一例を挙げますと、以前は、子どもたちにとって、給食の時間といいますのは、友達と会話を通し交流できる楽しいひとときでもございましたが、今はグループになるということもなく、感染予防対策のために、一律に前を向いたまま、席の間隔をあけて無言で給食を食べるなど、いろいろな制限の中で生活を送っているというところでございます。また、教員からは、常にマスクを着用しているため、子どもたちの表情が読み取りにくくなったといった声も聞かれます。

養護教諭からの聞き取りによりますと、コロナ禍においてストレスを抱えているものの、新型コロナウイルス感染症が原因で明らかに行動が変わったということは、現時点においては報告をされておられません。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

二宮一朗君。

○15 番二宮一朗君

コロナになって、いろんな学校行事がなくなってしまって、寂しい思いというか、残念な思いをして卒業していった生徒の皆さんもたくさんいるわけですが、そういう学校内の行事がなくなったことについての影響というのはどうでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

宇都宮教育部長。

○宇都宮教育部長

学校行事がなくなったことへの影響はということでございますが、昨年度は、新型コロナウイルス感染症対策のため、小学校の水泳記録会や中学校総合体育大会など各種行事が中止となったり、運動会の半日開催、また、修学旅行の日程の変更など規模が縮小されたりすることがございました。県総合体育大会出場を目標にしていた生徒からは、残念という声もあり、例年行われていた学校行事の規模縮小や中止によって目標や目的が達成されず喪失感を感じた児童生徒も多かったと考えられます。

学校行事を通して子どもたちが様々な生きる力

を身につけていくということは大事なことです。学校も本年度は、昨年度の経験を生かして対策を講じ、どうすれば安全に学校行事を行うことができるのかということを考え、工夫して学校行事を実施しております。教育委員会としましても、できる限り通常に近い形で授業や行事が行えるよう支援をしていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

二宮一朗君。

○15 番二宮一朗君

ありがとうございました。引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

次に、教員の働き方改革について質問させていただきます。

この質問は平成 31 年 3 月の議会においても質問をさせていただいておりますけれども、今回コロナ禍ということもありまして、再度質問をさせていただきます。

このコロナ禍の中で先生の働き方等が変わった点がありましたらお伺いをしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

宇都宮教育部長。

○宇都宮教育部長

コロナ禍で教職員の働き方の内容で変わったことはということでございますけれども、コロナ禍におきまして、学校現場では、子どもたちの安心・安全な学校生活を維持するために、教職員の業務も体温のチェックを中心とした健康維持活動、放課後の消毒などの感染予防対策など業務が増えています。また、授業や行事において 3 密を回避するなど、配慮すべき事項も増えている状況でございます。

出張や研修につきましては、中止になったものも多く負担減となっておりますけれども、リモートでの研修など新たな形で参加する研修や会議も増え、慣れるまでにはまだ時間がかかりそうな状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

二宮一朗君。

○15 番二宮一朗君

先生方の中での休職をされたような方等の状況について伺いたと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

宇都宮教育部長。

○宇都宮教育部長

先生方の休職の状況というところでございますけれども、令和 2 年度の病気休暇取得者は 13 名でございました。

理由といたしましては、外科的疾患が 8 名、内科的疾患が 3 名、精神的疾患が 2 名でございますが、新型コロナウイルス感染症に起因した病気休暇の取得はございませんでした。

教職員のストレスが高まっている可能性も十分考えられます。西予市教育委員会では、昨年度から教職員を対象といたしましたストレスチェックを行っておりまして、教職員が自らのストレスの度合いを把握できるようにしております。ストレスが高い場合につきましては、適宜専門機関を受診するよう指導しておるというところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

二宮一朗君。

○15 番二宮一朗君

次に、働き方のアクションプランについてということで通告しておりますけれども、この働き方アクションプランというのは、平成 31 年 3 月に質問したときに、北海道稚内市を視察研修いたしましたので、そこで取り組んでおられたことを、この議会で紹介をさせていただきました。

当時の教育長が答弁していただきまして、今後、西予市でつくる場合に参考にしますという答弁をいただいておりますけれども、前回の答弁からの進捗状況についてお伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

松川教育長。

○松川教育長

御答弁を申し上げます。

西予市教育委員会では、令和元年 11 月に愛媛県教育委員会から発出されました愛媛県学校におけ

る働き方改革推進方針を参考に働き方改革を進めているところでございます。

この方針では、令和元年度から3年度までの3年間で、時間外勤務の上限月45時間以内を目指しつつ、時間外勤務が月80時間を超える教師をゼロにするという目標を設定しております。この方針における取組の柱の主なものとしては、ICTの活用、部活動への負担軽減、教職員の意識改革などが挙げられます。

当教育委員会としては、この方針に従いまして、校務の効率化のため、校務支援システムの導入やスクールサポートスタッフ等の配置を行うとともに、西予市公立学校管理規則におきまして、業務量の管理に関する事項、また、変形労働時間制の導入に伴う事項等につきまして、所要の整備を行ったところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

取組が始まっているということで一安心でございますけれども、前回も質問したんですが、部活動等で労働環境というか、が悪くなっているという状況の中で、部活動の在り方はもう変えたらどうですかということもお話ししたと思うんですけども、部活動に関してはどうでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

松川教育長。

○松川教育長

部活動の状況についてという御質問でございますが、中学校の部活動につきましては、運動部・文化部、それぞれに西予市の学校に係る部活動の方針を策定し、この方針に基づきまして、運動部・文化部ともに週2回の休養日を設けております。

また、令和2年9月に国から発出されました学校の働き方改革を踏まえた部活動改革の通知の中で、部活動は必ずしも教師が担う必要のない業務であるということを踏まえ、部活動の改革の第一歩として、休日に教師が部活動の指導に携わる必要がない環境を構築することとの方向性が示されております。

具体的には、令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図るとの内容であり、令和3年度から全国各地の拠点校で実践研究が行われているところであります。

西予市教育委員会といたしましても、実践研究の成果や国の動向に注視をしながら、休日の部活動の在り方について検討していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

私も子どもがいろいろずっと部活動をしていった関係で、そのときそのときの時代によってかわり方というのいろいろ変わってきておりますので、PTAと保護者ともしっかり話をしながら前に向いて進めていっていただきたいと思います。

次に、今の働き方の中で労働環境ですけれども、実際に改善状況がどうなってるのかということをお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

松川教育長。

○松川教育長

御答弁申し上げます。

労働環境の改善状況はということでございますが、働き方改革を進めていく中で、平成30年度の市内小中学校教職員の時間外勤務時間の平均は、小学校で3時間10分、中学校で3時間24分でありました。令和2年度は小学校で2時間17分、中学校では2時間22分となっておりまして、ここ2年間でいずれも60分前後の短縮となっております。

令和2年度におきましては、コロナ禍にありまして、単純に比較することには難があると判断しておりますが、教育委員会としましては、毎月学校から報告のある勤務状況をもとに適切に指導をしてみたいと考えております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

次に、文科省のホームページ等見ておりますと、

今回教職員専門スタッフ等を置いてもいいですよというふうなのが載っておりました。

先ほど教育長の答弁にもありましたように、変形労働時間というの導入という話もあったんですけども、そういうところの状況についてお伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

松川教育長。

○松川教育長

御答弁申し上げます。

まず、変形労働時間制につきましては、国における公立の義務教育学校等の教職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴い、西予市公立学校管理規則を改正し、この制度を導入したところであります。

変形労働時間制とは、ある忙しい時期の平日の勤務を延ばして、その延ばした勤務時間を夏休みなどの長期休業期間中に集中して休日を確保するために充てることができるようにするものでございます。

この制度の実施に当たりましては、多くの前提条件を満たす必要があるなど複雑な制度でもあります。

教育委員会としましては、この制度の内容を教職員へ十分周知した上で、学校運営に混乱を招かないよう学校現場と十分なる協議を重ねながら取り組みたいと考えております。

専門スタッフについての御質問もございました。

専門スタッフの配置につきましては、スクールサポートスタッフ2名、スクールカウンセラー5名、スクールソーシャルワーカー2名を配置しております。専門スタッフとの連携を強め、各校の抱えている課題を解決することで、教職員の負担軽減につなげていきたいと考えております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

先生方の働き方については、なかなか大変だろうと思うんですけども、この後、今から質問するGIGAスクール構想ですけども、今回このGIGAスクール構想もコロナ禍によって、予定よ

り早く前倒しに取組が始まったわけでございます。このGIGAスクール構想が前倒しになったことによって、ICTが苦手な先生等はストレスがあるんじゃないかなというふうな想像もされます。

先ほどもストレスに対しても言われましたけれども、そういう先生方等も、校長先生とか同僚の先生がいち早く気づいてあげて、適切なアドバイスをしていくと、なかなか本人というのは気づきにくいものですから、そういうところをやっぱり周りが目配り、気配り、心配りというふうなことで対応していただくと先生方も働きやすくなるのではないかと思いますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、3番のGIGAスクール構想について質問させていただきます。

ICTの環境について、12月、3月で予算をとって配ったと思うんですけども、その今の状況について質問させていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

宇都宮教育部長。

○宇都宮教育部長

ICTのGIGAスクール関係での環境ということでございます。

GIGAスクール構想に係るICTの環境につきましては、令和2年度におきまして、校内通信ネットワーク、学習用端末及びWi-Fi環境のない家庭に対応するためのモバイルルーターの整備を実施してきたところでございます。

令和3年度に入りまして、4月には市内小中学校の児童生徒に1台ずつの学習用端末を配布いたしまして、学校での端末を活用した新たな学びの取組を始めているところでございます。小学校低学年では、最初はアルファベットのパスワードを入力し、ログインするのも大変な状況でございましたが、今はキーボードの入力が1人でできるよう少しずつ練習をしているところでございます。

また、5月下旬には、家庭にWi-Fi環境のない世帯に対しましては、モバイルルーターを配布いたしまして、全ての児童生徒の家庭におけるWi-Fi環境を整備した上で、市内一斉に持ち帰りを行いまして、Wi-Fi接続の確認や教員が出した課題の提出を行っているというところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

二宮一朗君。

○15 番二宮一朗君

一応 I C T の環境が整ったということで安心しておりますが、I C T はなかなか難しい、携帯電話とかスマホの件でもありましたけども、有害サイトとかへのアクセスとか、セキュリティーとか、そういう問題がなかなか難しい対策にあるんじゃないかなと思うんですけども、そういう点はいかがでしょう。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

宇都宮教育部長。

○宇都宮教育部長

有害サイトへのセキュリティー対策というところでございますが、児童生徒に配布をいたしました学習用端末につきましては、フィルタリングソフトを導入いたしまして、学校での活用時のみでなく、持ち帰り学習時においても、学習に不適切な有害サイトへのアクセスに対して制限をするようにしております。

また、児童生徒に対しましては、学習以外での目的では端末を使用しないことを学校から注意喚起するだけでなく、教育委員会からも児童用、生徒用として、わかりやすく表現をいたしました利用上の注意事項を配布するとともに端末に係る運用管理方針を定めまして、保護者向けに学習用端末の使用ルールのチラシを作成いたしまして、有害サイトへのアクセスをしないよう注意を促しているというところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

二宮一朗君。

○15 番二宮一朗君

余り縛りをすると個性の芽を摘み取るとか、なかなか難しい点がありますのでこういうものはね、先生や学校等がその現場現場でしっかり対応をお願いできるような教育委員会の姿勢であってほしいなと思いますのでよろしくお願いします。

それでは本題の G I G A スクールについてですけども、この G I G A スクール構想というもの

の意義と目的について改めて質問させていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

宇都宮教育部長。

○宇都宮教育部長

G I G A スクールの意義と目的というところでございますけれども、G I G A スクール構想の目的であります、文部科学省が 1 人 1 台端末と高速大容量の通信ネットワークの一体的な整備により、多様な子どもたち一人ひとりに個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育 I C T 環境の実現と、これまでの我が国の教育実践と最先端の I C T のベストミックスを図り、教師・児童生徒の力を最大限に引き出すということを掲げております。

子どもたちはこれから予測不可能な未来社会に向かっていきます。G I G A スクール構想の意義といたしましては、このような社会の変化を前向きに受け止め、豊かな創造性を備え、持続可能な社会のづくり手として、自立的に生き、社会の形成に参画するための資質・能力を一層確実に育成することにあると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

二宮一朗君。

○15 番二宮一朗君

G I G A スクール構想の意義にあります誰一人取り残すことなく、公正に個別適正化をするということですけども、どのような方法でこれを行うのかというのが一番気になる場所ですけども、その点いかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

宇都宮教育部長。

○宇都宮教育部長

これまでの学校での授業であります、それにつきましては、教員は手を挙げた児童生徒のみの答えしか確認できなかったり、個人のノートをのぞいて確認するにはかなりの時間を要したりしておりましたけれども、1 人 1 台の学習用端末の配布によりまして、教員は授業中でも一人ひとりの反応を把握でき、細かな指導等、双方向型の授業

が可能となっております。

また、児童生徒は同時に別々の内容を学習でき、教育的ニーズ、理解度に応じた個別学習が可能となることや一人ひとりが記事や動画を集め、独自の視点で情報を編集したり、各自の考えを即時に共有し、共同編集を行ったりするということで、多様な意見にも即時に触れることができるようになります。

このように、学習用端末を活用することにより、個人の学習履歴や学習到達度というような情報を蓄積することが可能となり、児童生徒自身の学習に役立てるのはもちろん、教員が個々の児童生徒の学習の情報を参照できることにより、一人ひとりに最適化した学習支援が可能となってくるものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

二宮一朗君。

○15 番二宮一朗君

I C Tを導入することによって授業の仕方も変わってくると思うんですけども、成績表のつけ方、評価の方法等が変わるということはあるのでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

宇都宮教育部長。

○宇都宮教育部長

成績表のつけ方でございますけれども、成績表のつけ方は、目標の達成度による絶対評価ということとしていることから、学習用端末を活用した学習をすることにより成績表のつけ方が変わるわけではございません。

学習用端末を活用することで、学習履歴の記録が可能となることから、成績表をつける上での参考資料とすることはできるというように考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

二宮一朗君。

○15 番二宮一朗君

先生方の中にはI C Tが苦手な先生もおられると思うんですけども、その先生方への対処の方

法がありましたら教えてください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

宇都宮教育部長。

○宇都宮教育部長

I C Tが苦手な先生への対処の方法はというところでございますけれども、学習用端末の活用方法につきましては、令和2年度において各学校から選任されました情報教育検討委員の教員を対象に、教育委員会が研修を実施しておりまして、その後は、その教員を中心として、各学校において研修を実施し、授業での活用を徐々に行っているところでございます。

しかしながら、この新たな教育の技術革新に即座に対応していくということは容易ではないことから、6月中旬からは、市内小中学校に2名のG I G Aスクールサポーターが巡回をいたしまして、教職員への授業支援等を行うことにより、I C Tが苦手な教員へ対応していくというふうに考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

二宮一朗君。

○15 番二宮一朗君

先生の対処の方法はわかりましたけども、支援が必要な児童や生徒に対しての対応はいかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

宇都宮教育部長。

○宇都宮教育部長

支援が必要な児童生徒への対応ということでございますけれども、G I G Aスクール構想につきましては、多様な子どもたちを誰一人取り残すことのない公正に個別最適化された学びや創造性を育む学びに寄与するものでございまして、特別な支援が必要な子どもたちの可能性も大きく広げるものでございます。

学習用端末を活用しました具体的な対応といたしまして、知的障がいの特別支援学級の児童を例に挙げますと、学習に対する苦手意識が見られることがございますが、平仮名の練習アプリ、筆順アプリを活用して文字を書くことの弱さに対する

支援、カメラ機能や動画を活用して長期記憶の弱さに対する支援、動画や音声機能を活用して、音読の弱さに対する支援等を行うことが可能となっております。

このように児童生徒の特性に合わせた興味関心のあるアプリを使用することにより、成功体験を積み重ねて効果的な学習を行うことが可能になると考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

二宮一朗君。

○15 番二宮一朗君

次に、不登校の児童とか生徒への対応なんですけれども、リモートの授業ができるということによって、それを活用して今までの不登校の児童生徒への対応の仕方というのが変わるのかどうか、お伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

宇都宮教育部長。

○宇都宮教育部長

不登校児童生徒へのリモートでの授業参加ということでございますけれども、1人1台のパソコンにつきましては、不登校児童生徒にも配付しております。持ち帰り学習を行えるように環境も整備をしておりますので、学校と家庭をつなぐことが技術的にできるようになりました。市内の学校の中には、まだ試行段階ではございますけれども、保健室と教室を結びリモートで授業を行っている学校がございます。

今後は、子どもの状況や家庭の理解を得た上で、可能と判断できた場合は、家庭と教室をつなぎ授業に参加することも試みたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

二宮一朗君。

○15 番二宮一朗君

可能性に期待をしたいと思います。

それと今回の授業に参加することによって、出席とか登校というものの評価について変わるのかどうかお伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

宇都宮教育部長。

○宇都宮教育部長

出席、登校の評価についてということでございますが、不登校児童生徒の出席につきましては、現段階では、登校しなくても学校が行った措置によって教育的な効果が認められる場合は出席扱いになります。ICTを効果的に使い、リモートで授業に参加することも対応として十分考えられます。

しかし、それを行い出席扱いにするには、保護者と学校の間に良好な連携・協力関係が保たれていること、学校が示す計画的な教育活動であること、公的機関での指導の機会が得られないことなどの条件を満たす必要がございます。

ただ単に学校と家庭をICTでつなぐだけでなく、対象となる児童生徒、保護者の気持ちに寄り添った支援を行っていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

二宮一朗君。

○15 番二宮一朗君

可能性が広がる一方で、リモート授業がOKという話になると、今登校してる生徒が、もうリモートでもいいんじゃないかというふうに思ってそういうふうになる生徒が増えたりするということが予想されるんじゃないかと思うんですが、そういう点はいかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

宇都宮教育部長。

○宇都宮教育部長

リモート授業が増えるということで、その対応ということでありますけれども、学校に登校し、対面で授業を受けることが本来あるべき姿でありますので、ICTを使い良好なコミュニケーションをとり、社会的自立を目指していかなければならないと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

二宮一朗君。

○15 番二宮一朗君

今からのGIGAスクール構想については、今がスタートですから、今後とも注視して見ていかなければならないと思っておりますのでよろしくをお願いします。

次に、大学生、専門学生への支援についてお伺いいたします。

西予市大学生等生活応援給付金というのを取り組みましたけれども、この実績についてお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

宇都宮教育部長。

○宇都宮教育部長

西予市大学生等生活応援給付金は、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用いたしまして、新型コロナウイルス感染症の拡大により日常生活への影響を受けた大学生等に対しまして、経済的な負担軽減と修学継続を支援するため実施をしたもので、申請者1人につき5万円の生活応援給付金を支給するとともに、西予市特産品を詰め合わせたふるさとの小包を送付いたしました。ふるさとの小包は、西予に思いをはせてもらい、ふるさとを大切に思う心を育てるため、市内各町の特産品セット5種類の中から、希望者に一つを選んでいただきました。

給付金の給付、ふるさとの小包の送付とも令和3年1月からの申請受付後、順次発送をいたしまして、3月末までに全てお届けすることができました。

実績でございますが、給付金の給付につきましては、大学や短期大学、高等専門学校、専修学校等の学生770人に、総額3850万円を支給、また、ふるさとの小包につきましては、希望者の760人に送付を行っております。

給付を受けた大学生からは、コロナ感染拡大によりアルバイトができず生活に困っている中、このたびのサポートに対してうれしく思っているとの感謝の手紙や、また、窓口等で保護者からも感謝の言葉をいただいております。

市といたしましては、本事業は、大学生等の修学支援対策として大きな効果があったと判断をしております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

二宮一朗君。

○15 番二宮一朗君

コロナ禍において、奨学金の返済状況、そういう点はいかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

宇都宮教育部長。

○宇都宮教育部長

奨学金の返済状況ということでございますけれども、育英会奨学金の償還は、学校卒業後1年を経過した日から12年以内に、月賦、半年賦、または年賦により償還することとなっております。

西予市育英会奨学資金貸付特別会計における令和2年度の年間貸付人数及び貸付額は20人で759万円、償還者数は150人で、年間償還額が約2130万円となっております。償還率は、現年度分97.2%、過年度分9.1%となっております。

現年度分償還につきましては、償還者の負担軽減のため、平成28年度に償還年数の見直しを行いまして、償還年数を7年から12年の償還に延ばしたことにより、年間償還額は今までの6割程度となりまして、年度末滞納額は徐々に減少してきております。また、月払いも可能としたことで、以前に比べ償還しやすい奨学金となっていると考えております。

過年度分償還につきましては、一度償還となると、毎年償還額が追加となるため、なかなか滞納が解消できない状況となります。このようなことから、償還者からの相談により、1カ月当たりの償還額を少額とし、償還期間を長くすることができるよう配慮しておりますけれども、この場合には長期の滞納となっているのが現状でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

二宮一朗君。

○15 番二宮一朗君

ありがとうございました。

今回のこの大学生に対する応援給付金ですが、本当にいい政策じゃなかったかなと思いますが、まだまだコロナ禍が長期ですので、今後ともこういうことがあることをやっぱり想像されます。

今回のような教育部がすることだけでなく、いろんな西予市の第一次産業を活用したり、その中で、オール西予としての若者への応援する仕組みというのを今後また市長等で考えていただければありがたいなと思っておりますのでよろしくお願いします。

続きまして、ちょっと時間が心配ですが、人口減少対策について伺いたいと思います。

人口減少対策は、市長の重要施策の一番ではないかと理解をしておりますけれども、今回は移住・定住とジオパークを挙げておりますが、その他にも、少子化対策とか子育て支援、いろいろ取り組んでいただいていることを理解した上で質問させていただきます。

まず移住・定住について、時間がちょっとありませんので取組状況と実績について、すいませんけどお願いしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

現在の西予市の移住・定住に対する施策について御説明いたします。

現在、西予市では、昨年度より一般社団法人西予市移住定住交流センターへ移住コーディネーター業務等を委託しております。

昨年度は、御存じのとおり、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、都市部に出向いての情報発信や相談対応が行えなくなりました。そこで、センターでは新たな取組として、近隣自治体よりも積極的にオンラインによる移住相談、移住フェアへの参加、セミナー開催等に力を入れてまいりました。また、地域おこし協力隊に興味がある方々に対し、協力隊ミッションや地域のイメージ等のミスマッチを回避することなどを目的に、お試し地域おこし協力隊という体験プログラムを実施いたしました。

今年度の新規事業といたしまして、移住交流促進支援事業補助金を新たに創設し、来月より募集開始予定です。これは、市内の民間事業者や個人、地域づくり団体等が実施するコワーキングスペースやシェアオフィスの整備、ゲストハウスやシェアハウスの整備、お試し移住住宅の整備に対し補助対象経費の2分の1以内で上限150万円の補助

を行うものです。また、あわせて整備した施設等の利活用やその他移住交流につながるソフト事業に対しても補助対象経費の2分の1以内で上限50万円の補助を行うこととしています。

これらを活用いただき、民間や地域づくり団体が主体的になって、今以上に移住交流事業が展開することを期待しております。

続いて、昨年度の移住相談並びに移住者の実績について御説明いたします。

昨年度は、新型コロナウイルス感染拡大により、都市部で開催される対面での移住フェアが全て中止となったため、移住相談件数は大幅に減少し、令和元年度195件の相談に対し、令和2年度は84件の相談件数にとどまりました。

また、西予市への移住者については、把握できているだけで、令和元年度に46名の移住者があったのに対し、令和2年度は41名の移住者にとどまりました。ただし、今年度に入り、4月と5月だけで計39名の西予市への移住者を把握しており、昨年並びに一昨年に比べ大きく移住者数の実績が伸びそうな感触を得ております。これは、昨年度に積極的に行った移住相談や単独セミナー、また、地域おこし協力隊のPR効果が一定程度あらわれたのではないかと考えております。

第2次西予市総合計画でも記しているように、移住・定住への取組の成果として、人口減少を緩やかにするために、できる限り転出者数に転入者数を近づけるべく、市民と協働での施策の展開等を行いながら、今年度もさらなるPRに努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

ありがとうございました。

コロナ禍の中で、全国的にいろんな住み方の変化ということで、住まいの在り方の変化ということで相談が増えてるんじゃないかと思うんですけども、コロナ禍の中の間合せの状況とそのニーズがわかれば教えてほしいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

コロナ禍での移住相談をはじめとする問合せの変化等について御説明いたします。

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、対面での相談が減った一方で、オンラインによる相談が主流となりました。対面相談ができにくくなったことで全体の相談件数は減ったものの、オンライン相談では、本気で田舎暮らしや移住を考えている方々が自ら予約して相談を行うことが多く、そういった方からの移住に向けた具体的な相談が増えた点、また、オンラインということもあり、移住相談者の年齢層が一回り若返った点などが挙げられます。

働き方改革やテレワーク等の普及により、今やどこにいても仕事ができることが当たり前の時代となりつつあります。そのような中で、地方でも仕事ができるためのテレワーク環境やコワーキングスペース等を求める都市部の方の声も高まっているのが事実です。

こういった方々のニーズに合わせ、さきに御説明いたしました移住交流促進事業補助金等を活用して、テレワーク環境やゲストハウス等の整備が進み、移住だけでなく、ワーケーションや多拠点居住、体験移住等が活発になることによって、交流人口の拡大につながり、ひいては将来的な移住につながればと考えております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

二宮一朗君。

○15 番二宮一朗君

私も時々ホームページ等見させていただきました、特にマッチングアプリとか、そういう新たな取組に期待をしているところなんですけども、この移住・定住に関しての目標設定というのがされているのかお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

第2次西予市総合計画においては、移住・定住への取組の成果として、人口減少を緩やかにする目標を立てて施策を進めているところです。

具体的には、転出者数から転入者数を引いた人

口の社会現象数を毎年減らすこと、すなわち転出超過数を減らしていくことを目標に進めていく考えておりまして、令和元年度の転出超過数が269名であることに對して、令和6年度の目標としてこれを169名まで抑えるということを目指しております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

二宮一朗君。

○15 番二宮一朗君

最後の問題になりますけれども西予ジオパークについて質問させていただきます。

ホームページの中で、ジオパークブランド活用事業というのがあるんですけども、その中で、ジオサイトの看板設置というのがあったんですよね。前から言いよるように私もあっちこっち行ったときに、看板がないところが多いなあというふうなことも言ったこともあると思うんですけども、この事業の設置の現状というか、教えていただきたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

現在、四国西予ジオパークはジオサイトが23カ所、地質遺産が1カ所、見どころとしている場所が24カ所、ビューポイントとしている場所が9カ所あり、合計57カ所あります。

西予市ではジオパーク推進支援事業補助金の中に、民間事業者や地域づくり団体等が案内看板や歓迎看板などを整備される場合に100%助成できる制度を設けております。

この事業の実績といたしましては、観光協会等で整備された歓迎看板が3カ所ございますが、まだまだ活用事例が少ないと認識しており、地域づくり団体等にもぜひ御協力いただけるよう御案内させていただきます。

ジオパーク推進室では、ジオパークで最も見どころとなる23カ所のジオサイトの解説看板を優先して整備しており、18カ所の整備が終わっております。これら解説看板に関しましては、四国西予ジオパークや日本ジオパークネットワークのロゴマークを入れた上で、その場所の持つ地球科学的

な価値など専門性の高い記述を入れた上で、なおかつ、できるだけ多くの方にわかりやすい表現を使いながら製作する必要があります。内容によっては、専門家の監修が必要なものも出てきますし、あわせて英語表記もいたしますので、どうしても整備を進めていくに当たってはある程度の時間がかかるため、まとまったの整備がしにくいという状況です。

一方で、議員御指摘のとおり、ジオサイト以外でも、ジオマップやガイドブックで紹介している場所も数多くございますので、ジオパークのロゴを入れた案内標識などの整備に関しましてもスピード感を持って進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

二宮一朗君。

○15 番二宮一朗君

ジオサイトの看板については基準があるということで担当の方からもお伺いして、しっかりした看板やないといけんのですよということを聞いたんですけども、今部長も言われた見どころとかビューポイントというのは、とにかくここがジオのポイントですよ、見どころですよということがわかればいいんであって、そういうところはもう8年も経つとるんですからね、いち早く、私はすぐつくってほしいなということを希望します。

それが今回のこのテーマである人口減少対策にやっぱり一番寄与するんじゃないかと。要は発信力が一番大事ではないかと私は思うわけですよ。

ですから、何で今回このジオパークが人口減少対策にということで質問させてもらったかという、四国に一つしかないこのジオパーク、また、ジオパークというこの西予市の魅力をもっともって活用できる可能性というのがあるんじゃないかと。それがひいては、市長が言われるような人口減少を緩くすることになるんじゃないかと、よく言われる行政の縦型じゃないですけども、市民の人から見たら、移住対策はしっかりやってますよね。ジオは登録のときには一生懸命やったけど、今ちょっと皆さん冷めとるんじゃないかというふうな方もそういう声も聞くわけですよ。ですから、ジオも移住・定住に寄与するし人口減少に寄与す

るような、できたら人口減少対策室とか対策課みたいなのをつくって、やっぱり市長の思いですから、そこに一本化できるような今後の事業展開を私自身は期待をしておるところですけどもいかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

管家市長。

〔管家市長登壇〕

○管家市長

人口減少対策としてジオパークの持つ可能性、人口減少対策課のようなものがあればというような今御提案をいただいたわけですが、これまで様々な分野で人口減少を緩やかにするための対策を講じてまいりました。

その結果、地域おこし協力隊の応募や任期後の定住をはじめ、今年度に入ってから移住者数の増加など、様々な成果ができていて感じているところでございます。

また、ジオパーク活動そのものが地域の魅力を高め、それが市内外への大きな広報になるなど、議員がおっしゃられるとおり、ジオパーク活動の推進と移住交流施策は不可分の関係になりますので、今後ともお互いの連携を密にし、今まで以上の効果的な人口減少対策につなげたいと思っております。

これからも様々なジオパーク活動を継続していくことは、市民の皆様が自分たちの住んでいる地域の多様な価値を知っていただき、それらを大切に保全し、そして、教育や様々な産業と結びつけていくことにつながると思っております。

これからも行政と地域が一体となって息の長いジオパーク活動を続けることは、市民の皆様や子どもたちが自信と誇りを持てる西予市を語ることができ、そのことが地域のさらなる魅力の発展を高めることになると思います。ひいては、地元に残る方やまた帰ってきて地元に貢献したいと考える方の増加につながるといふふうに考えているところでございます。

地域住民が自分たちのまちに自信と誇りを持って、生き生きと暮らしている姿はとても魅力的に映り、市外の方から見ても魅力ある地域となれば、西予市への移住定住につながると考えております。

そして、引き続きこのような活動を行いますの

で、議員各位の指導と協力をお願いいたしまして答弁とさせていただきます。

一生懸命、再認定を含めて、四国で室戸世界ジオパークと私どもの2つの貴重なジオパークでございますので、その価値を高めながら、西予の武器として活用してまいりたいと思います。ありがとうございました。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

今後ともしっかりと見ていきたいと思っておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

○佐藤議長

暫時休憩いたします。（休憩 午前10時49分）

○佐藤議長

再開いたします。（再開 午前11時05分）

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

宇都宮教育部長。

○宇都宮教育部長

先ほど、私が、二宮議員の質問に対します答弁、奨学金の返済の絡みの中で過年度分償還について御説明をさせていただきました。その中の答弁ですけれども、過年度分償還については、「一度滞納となると毎年償還額が追加となるため、なかなか滞納が解消できない状況となります。」と答弁するべきところを「一度償還となると」というふうに答弁をしておりました。「一度滞納となると毎年償還額が追加となるため、なかなか滞納が解消できない状況となります。」ということに訂正をさせていただいたと思います。おわびして訂正させていただきます。どうも申し訳ございませんでした。

○佐藤議長

次に、3番信宮徹也君。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

信宮徹也君。

○3番信宮徹也君

議席番号3番信宮徹也です。

議長より発言の許可をいただきましたので、会

議規則、申し合わせ事項に基づき、一般質問をいたします。

本日は大きく分けて2点、治水対策についてと西予市消防体制について質問いたします。

質問に入る前に、昨年来よりコロナウイルス感染症の拡大によって市民は多大な影響を受けています。そしてまた、現在は65歳以上の方にワクチン接種券が配布され、随時ワクチン接種が行われています。ウイルス感染を抑えるべく日々御尽力されている医療従事者、介護従事者、行政の方々や多くの関係者の方々に感謝と敬意を表したいと思います。

コロナウイルスも脅威ですが、今年は梅雨入りが3週間ほど早く、現在出水期に入っています。大雨警報も何度か出されております。治水対策も重要と考え、質問に入ります。

まず1点、田んぼダムについてです。

平成30年7月豪雨から早くも3年がたとうとしています。戦後最大の平成30年7月豪雨と同規模の洪水を安全に流し、流域における浸水被害の軽減を図る目的で、肱川流域治水協議会において、つなごう肱川プロジェクト（平成30年7月豪雨災害の再度災害防止対策）として肱川水系流域治水対策プロジェクトが策定されたところです。

3月に行われた肱川流域治水協議会において、管家市長は、「田んぼダムは大雨時に一時的に雨水をため、水田が時間をかけ少しずつ流すことで河川や水路の急激な水位上昇を抑え、流域内の集落や農作物の浸水被害を抑えることや下流の流出抑制に期待ができるため、広大な水田を有する本市では有効な取組と考える」と述べられていますが、田んぼダムの詳細と期待される効果について、まず伺いたいします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

田んぼダムの詳細、または効果についてお答えをしたいと思います。

田んぼダムとは、水田が保有している貯水機能を利用し、水田の排水溝に流出量を抑制する調整盤などを設置することで大雨時の雨水を一時的に貯留するもので、このことにより排水路や河川に流れ出る水量を一定時間抑制できるため、河川水

位の急上昇による下流域の浸水被害リスクを低減させる効果が見込まれます。このため、田んぼダムは河川上流域の水田で取り組むことで、より効果が発揮されるとされており、当市においては、肱川水系の上流域に当たる宇和地区での取組が有効と考えられます。

宇和地区における水田の水稲作付面積は約 850 ヘクタールであり、仮に半数の 425 ヘクタールの面積で通常の水位から 5 センチ上昇させて貯留させると、合計で 21 万 2500 トン、これは宇和町体育館横にある 50 メートルプールで換算しますと約 173 杯分となります。また、850 ヘクタール全ての面積で行うと、合計で 42 万 5000 トン、50 メートルプール約 346 杯分の水量を一時的に水田に貯留することが可能となります。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

信宮徹也君。

○3 番信宮徹也君

田んぼダムの先進地、新潟県では既に 1 万 6000 ヘクタールが田んぼダムとして活用され、治水に貢献をしています。当市においても田んぼダムが治水にとって非常に有用であり、今後取り組んでいく旨の回答であったかと思います。

私は、小学校、中学校と宇和川を越えて学校に通っておりました。小学校の低学年の頃は、宇和川の河川整備もされてなく、川は蛇行し、川の中には木や草が生い茂っていた記憶があります。当然ながら川の流れも悪く、大雨の後には田んぼが一面湖のようにになっていた記憶があります。

宇和町久枝地区には、両側の田んぼの高さは同じなのに、その間に幅 80 センチから 1 メートルぐらいで石積みでできた人の背丈ほどの畔があります。この畔は霞土手というらしく、大雨の折に一時的に貯水して下流への流水を制限していたようです。いつの時代にできたかもわからないほどの昔ですが、先人も同じように田んぼを治水に生かしていたようです。現代においても、田んぼの多面的機能が見直され、治水に役立つことを期待しております。

次に、田んぼダムを実施するに当たっての課題についてお伺いしたいと思います。

既に実施されている自治体での田んぼダムの維

持管理、運営体制の現状は、田んぼから急激に排水しないような穴のあいた調整盤などを大雨のときに設置するなど、農家のボランティア的な取組になっているところがほとんどであります。当市で行う場合、維持管理、運営はどのように行っていくのか、伺いたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

実施に当たっての課題についてでございますが、田んぼダムに関しましては防災・減災の取組の一つとして注目される一方で、田んぼダムに取り組む水田は浸水被害防止の恩恵を受けることはなく、そのような中で農作物が雨水に長時間つかることによる影響や、水位上昇による畔の一部崩壊の可能性、また、水位調整などの維持管理に係る農業者への負担や地域全体で取り組むための合意形成の難しさなどが課題として挙げられております。

このため、西予市としましても、まずは全国の中で既に田んぼダムに取り組んでいる先進地の事例を調査するとともに、本市において田んぼダムが有効に機能できるような維持管理及び運用方法について研究していく予定としております。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

信宮徹也君。

○3 番信宮徹也君

今ほどの答弁の中に、水位上昇による畔の一部崩壊の可能性と述べられていましたが、田んぼの畦畔が土である場合、越流したときにそこから一気に崩れたり、コンクリートや石積みの畔は必要以上に水位を上げると畔ごと水圧で倒れたりする場合がありますと思われる。

現に、平成 30 年 7 月豪雨の折に、コンクリートの畔が水圧で倒れて崩壊している現場も見てきております。田んぼの耕作者から見ると、農作物が雨水に長時間つかるとなるとデメリットがある中で、水位を保てる頑丈な畦畔を整備するなどの措置をとらないと農家にとってのメリットは少ないのではないのでしょうか。

田んぼダム用のコンクリート畔を整備すれば、農家にとっては畦畔の草刈りが必要なくなり、土

の畦畔と比べて面積もとらないコンクリートの畔は、多少なりとも農家にとって耕作面積が増えてメリットになるものと考えます。

田んぼダムとしての畦畔のハード整備を行っていくのかどうか、伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

管家市長。

〔管家市長登壇〕

○管家市長

先ほど部長が答弁しましたとおり、田んぼダムを行う上での課題の一つとして、水位上昇によりまして畦畔の一部が崩れる可能性があります。議員も質問の中で指摘していただきましたが、よって田んぼダムは畦畔がしっかりつくられているほ場整備の水田を中心に進めていく必要がありますが、普及率を向上させていくためには、一般水田にも拡大していく必要があるというふうに考えているところでございます。

現時点でいろんなメニューを調べておりますが、多目的機能支払交付金のメニューの中で、水田の貯留機能向上として形質変更を伴わない畦畔のかさ上げや畔塗り補強を行うことが可能ということが書いてあります。しかし、形質変更を伴う畦畔のコンクリート化は今のところ認められていない状況であります。

今後は、当市における田んぼダムの運用方法を研究するに当たりまして、議員も先ほど言われましたが、全国の先進地であります新潟県の現状、ここの田んぼダムも最初から比べるといろんな工夫を重ねられて、方法が改善されているという資料も見たところでございますが、そういう新潟県の資料を取り寄せるとともに、現地に視察をする予定でありまして、私もその視察に同行をしまして、畦畔対策を含めた田んぼダムの推進状況について検証したいと考えております。

国は、水害対策として田んぼダムの全国的な普及を目指しているところであり、平成30年豪雨災害を経験しました西予市といたしましても、下流域にある野村町や大洲市の水害軽減に少しでも尽力できるよう、田んぼダムの研究を努めていきたいと考えております。やはり、この西予市でそういう取組をし、市内の他の町においても水田はあるわけでございます。市内全域の中でやれるとこ

ろをやって、市内の水田は必ず肱川、そして、野村、鹿野川ダムに水が流れるわけでございますので、肱川の治水の一助になるような取組をし、また、これができましたら県下でもそういう展開ができるのではなかろうか。愛媛県、また、国との情報交換をしながら事業を進め、研究し、議員が御指摘いただきましたことが解決できるよう努めてまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

信宮徹也君。

○3番信宮徹也君

市長自ら答えられ、先進地である新潟県にも出向かれて検証を行い、田んぼダムを通して治水に取り組む姿勢がうかがわれました。

昨日の野村ダムの貯水率は74%ということでしたが、仮に70%だとすると、野村ダムの貯水量は約850万トンになります。仮に宇和町の水田作付の850ヘクタールで10センチ貯水すると、そこに貯水できる量は85万トンということで、実に現在の野村ダムの貯水量の約1割を田んぼが貯水することを思いますと、水田の貯水機能がいかに大きいのか感じられると思います。ぜひとも農家にもメリットがある形で、貯水に耐えるしっかりとしたハード整備を行っていただきたいと思っております。

次に、スマート田んぼダムについて伺います。

スマート農業という言葉がよく聞かれるようになってきたと思います。農家人口の減少や高齢化に対応すべくICTを活用し、効率的な作業を行おうというものです。

自動給排水栓、いわゆるスマート田んぼダムは、スマートフォンなどを使い、遠隔操作で田んぼの水位調節をしようとするもので、大雨のときなど、田んぼにわざわざ行かなくても水位が調節できるものです。スマート田んぼダムは今年度から全国で8件、約200ヘクタールで実証実験が始まっていますが、当市でも取り組む予定があるのか伺いたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

スマート田んぼダムの実証事業につきましては、まとまった面積の水田において、自動給排水システムを用いた効率的な水管理を行うスマート田んぼダムや、排水口に調整盤などを設置する従来型田んぼダムの現地調査を通じて営農上や防災上での課題・効果を分析・整理した上で、普及・推進方法の検討を行い、水田の貯留機能の強化に向けた取組を全国展開することを目的として設けられた事業でございます。

本市におきましては、まだ調査・研究を始めたばかりであるため、実証事業に取り組める段階ではございませんが、今後、国がこの実証事業を通じて、田んぼダムの普及に向けた課題抽出及び普及拡大に向けた手引などの作成を行い、全国展開を図っていく予定ですので、これらを本市における今後の展開に向けた研究資料として活用していきたいと考えているところでございます。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

信宮徹也君。

○3番信宮徹也君

田んぼダムに取り組むのであれば、こういったスマート田んぼダムなどの先進的な取組もぜひとも機会があればやっていただきたいと思っております。

それでは次の質問に移ります。

肱川流域治水協議会において、面積の80%が森林の内子町は、「肱川の上流域であり、できるだけ森林の保水力を高めて下流に流す水を少なくすることがとても重要。そのため、森林の整備による治山対策をしっかりと取り組んでいく」と内子町長が述べられております。

西予市も内子町に負けず劣らず全面積の75%が森林です。しかし、林業の担い手不足や木材価格の低迷などから伐採を過ぎても手入れが行き届かず、本来の山の保水力を発揮できていないように思います。

治水対策としての森林整備や治山対策の計画と実施状況についてお伺いしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

当市では、森林整備及び治山対策を肱川流域治水協議会において、治水対策プロジェクトの取組の一つとして掲げているところでございます。

御質問にありましたように、森林の持つ機能は木材生産機能のほかに、山地災害防止機能や水を浄化したり保水をする水源涵養機能などの公益的機能を有しており、この機能の適切な発揮に向け、適期・適伐の森林整備が重要となってきます。

市内全域の実施に向けた森林整備や治山対策の計画はございませんが、上位の計画となります西予市森林整備計画に基づき、事業に即した計画を策定し取り組んでいくこととしております。

実施状況といたしましては、林業経営に適した森林は、森林経営計画を軸とした長期的な視点から森林整備を行っているところでございます。

しかし、木材の低価格や後継者不足、また、当市に不在となっている所有者の増加などにより森林整備が遅れ、水源涵養機能や国土保全機能が十分に発揮できていない森林が増加しているのも現実でございます。

対策といたしまして、平成31年4月から施行されました森林経営管理法に基づき意向調査を行い、自身では管理ができない、市に管理委託の申し出があった森林のうち、未整備で林業経営に適さない森林を集約し、経営管理権集積計画により令和2年度から森林環境譲与税を財源とした環境林整備を行っております。

これらの森林整備により森林の保水力を高め、土砂流出を抑制し災害に強い森林づくりを行っていきます。

また、治山対策につきましては、県営の治山事業が主なものとなりますので、各地域の現状を把握し、必要な箇所への治山ダムや本数調整伐等の要望を県に上げていきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

信宮徹也君。

○3番信宮徹也君

今ほどの酒井部長の答弁の中に、森林経営管理法に基づき意向調査を行い、自身では管理ができない、市に管理委託の申し出があった森林のうち、未整備で林業経営に適さない森林を集約して、経営管理権集積計画により、環境林整備、切捨て間

伐などを行っているとのことですが、その経営管理権集積計画とは何か。

また、環境林整備のこれまでの実績について伺いしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

御質問の経営管理権集積計画についてお答えをいたします。

経営管理権とは、森林所有者の委託を受けて伐採などを実施するために市に設定される権利であり、その経営管理権の具体的な内容を所有者ごとに策定し、市に集積することが必要かつ適当と認められた場合に定めるのが経営管理権集積計画です。この計画は、公告・縦覧することで権利が設定されます。

西予市では、林業活性化プロジェクトにおいて、森林経営計画による森林整備の集約化が推進されていることから、市が経営管理権を設定する森林を林業経営に適さない森林や未整備森林としており、計画期間は10年間とし、その間に環境林整備を行い、経過後は所有者に返還することとしております。

実績といたしましては、令和元年度に304ヘクタールに対して意向調査を実施し、条件に合致した10.77ヘクタールの森林により経営管理権集積計画を策定しまして、令和2年度に10.77ヘクタールの切捨て間伐を行い、公益的機能の増進を図ったところでございます。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

信宮徹也君。

○3番信宮徹也君

先ほどの田んぼダム、それから森林整備もそうですけれども、自然にあるものを最大限利用してその効力を発揮すれば、ある程度の治水の効果というのは見込めるのではないかと思いますので、それからこのように今後ともその力を十分に発揮できるような政策をしていただきたいと思います。

次に、西予市消防体制について質問をしたいと思います。

まず、消防庁舎の建設についてであります、現在、宇和町にある消防本部庁舎並びに野村町にある野村支署庁舎は、ともに昭和53年に建設され、長い間人々の安心・安全に貢献をしてきました。

しかしながら、両庁舎とも老朽化が激しく、私どもも委員会等で庁舎を幾度となく見せてもらいましたが、耐震性こそギリギリでクリアはしていますが、雨漏りや壁のひび割れなどが目立っておりまして、また消防吏員が仮眠するスペースは、プライバシーの確保もなされない状況に見受けられました。

また、西予消防には女性の消防吏員は現在いらっしゃらないようですが、今後採用があったとしても、現在のこの状況では、ここで寝泊まりして勤務してくれとはなかなか言えない状態ではないかと思います。

今定例会において、消防本部庁舎の土地購入費が計上されておりますので、改めて消防本部庁舎と野村支署庁舎の建設計画と進捗状況について伺いしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

酒井消防長。

○酒井消防本部消防長

御質問のありました消防庁舎についてお答えいたします。

消防本部署及び野村支署の建て替えにつきましては、平成30年に消防本部等庁舎改築推進委員会を設置しまして、市民や市議会、消防団及び医師会などの代表者を委員としまして、これまでに5回の検討委員会を開催しております。

委員会では建て替えの必要性や位置及び規模などについて御審議をいただき、その結果をもとに計画を進めております。

まず、野村支署につきましては、今年度当初予算において現庁舎西側に約800平米の土地を取得し、敷地拡張を図りまして、今年度中には基本実施設計が完了する予定となっております。さらに来年度には建築工事を完了させ、令和5年度の供用開始を目指して、今後も委員会の皆様の御意見を伺いながら進めてまいります。

次に、消防本部署庁舎につきましては、現在位置の拡張が困難なため、移転改築の方向として候補地を選定いただいております。今議会において

土地購入費を計上させていただき、移転先の用地取得に向けて進めているところで、今後のスケジュールといたしましては、令和4年度から6年度にかけて造成工事や建築工事を実施しまして、令和7年度の供用開始に向けて取り組んでいるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

信宮徹也君。

○3番信宮徹也君

それでは本部庁舎の位置についてでございますが、どのように考えてその場所を選考に至ったのかをお伺いしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

酒井消防長。

○酒井消防本部消防長

本部署庁舎の移転候補地につきましては、先ほどの推進委員会において議論を重ねてまいりました。立地条件といたしましては、通常の消防業務である救急や火災対応業務が円滑に行うことができる街の中心部に位置していること、そして、大規模災害時には応援隊が集結できるような広さとして、規模的には約8,000平米以上の敷地が確保できる場所、あわせて、災害に強い場所などの条件をもとに移転先の候補地を選定いただいているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

信宮徹也君。

○3番信宮徹也君

西予市は南予地区の中心に位置しておりますので、近い将来に発生が予想される南海トラフ地震などの大規模災害においては、西予市が拠点となる可能性が高いと思っております。西予市が平常時から広い敷地を活用して近隣消防との合同訓練場となったり、南予地区消防団の訓練場となったりするような、今後、防災拠点の役割を果たせることを願っております。

また、新庁舎には長時間の勤務をこなす消防吏員にも優しい庁舎の建設となるようお願いをしたいと思います。

次の質問に移ります。

消防本部庁舎の機能についてですが、建設に当たり多額の費用を要する通信指令台の共同運用について現状を伺いたいと思いますが、令和2年第2回定例会の現佐藤議長の一般質問において、宇和島地区消防と西予消防の通信指令センター共同運用に関する取組の質問がありました。

その答弁で、専門業者による調査を実施するとの答弁でしたが、その後の調査結果についてもお伺いしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

酒井消防長。

○酒井消防本部消防長

御質問のありました通信指令センターの共同運用に係る調査結果についてお答えいたします。

この調査につきましては、宇和島地区消防が実施主体となりまして株式会社ITCに発注され、具体的な通信機器の選定や関係団体との連携方法などをシミュレーションし効果を検証しております。その結果としまして、システム整備費や運用維持経費について削減効果が期待できるとの結果に至っております。

これを受けまして、関係する両市の副市長及び広域事務組合事務局長並びに両消防長を委員とする検討委員会を設置しまして、センターの位置や人員体制、経費の按分方法などの検討を行っているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

信宮徹也君。

○3番信宮徹也君

通信指令センターの共同運用については、相手方があるものですから、現在において実施の可能性や通信指令センターの位置及び共同しようとする宇和島消防の準備体制についてわかればお伺いしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

酒井消防長。

○酒井消防本部消防長

今回の共同運用では、単独のセンター設置では人的、財政的にメリットが生まれませんので、ど

ちらかの消防本部に併設する必要があると思います。

さらに、両消防本部とも庁舎建設計画とともに進める必要があると思いますので、土地の確保や財源確保の時期など多くの課題はありますが、スケジュール調整を図りながら進めているところでございます。

いずれにしましても、今年度中には実施の可否及びセンターの位置が確定することと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

信宮徹也君。

○3番信宮徹也君

それでは最後の質問をしたいと思います。

常備消防の指揮命令系統についてですが、合併から17年が経過した現在でも、三瓶町の常備消防は八幡浜地区施設事務組合に消防サービスを委ねている状態です。八幡浜消防には三瓶地区住民を長きにわたって守っていただき感謝をしているところではありますが、三瓶地区の常備消防は管家市長の指揮命令下にはない状況であり、三瓶地区消防団は管家市長の指揮下にあるというねじれ現象がずっと続いております。

この現状について今後どうしていくのか、その方針について伺いたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

管家市長。

〔管家市長登壇〕

○管家市長

三瓶地区の常備消防体制についてお答えをいたします。

当市の消防体制につきましては、市議会に特別委員会を設置して熱心に御検討をいただいておりますこと、この場をお借りしまして厚く御礼を申し上げます。また、先日新聞等に掲載されました佐藤新議長の抱負の中にも、この問題に取り組む姿勢が示されており大変心強く感じているところでございます。

さて、この問題につきましては、これまでに何度か答弁をしてきたところでありまして、三瓶地区を西予市消防の管轄にするのか、または八幡浜消防を含む消防の広域化、もしくは複雑な指揮命

令系統の問題を解決した上での現状維持など、様々な角度から解決策を見出さなければならないとの認識に変わりはございません。これまでに三瓶町を守っていただいている八幡浜地区消防の方々や関係各位との合意形成に向けて努力をしているところであります。

先ほどの御質問にありました、令和7年度に供用開始を目指している新庁舎建設及び宇和島地区消防との通信指令センターの共同運用に当たっては、三瓶町の常備消防管轄を明確にしておく必要がありますので、これに合わせて八幡浜地区施設事務組合との協議を進めてまいり所存でございます。

協議に当たりましては、それぞれの立場を尊重し合って互いの消防の発展に結びつくような道筋を模索していく所存でございますので、引き続き議会の皆様の御協力をお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

信宮徹也君。

○3番信宮徹也君

消防体制については、私個人的に思うのはやはり南予地区の広域合併するのが一番理想だとは思いますが、なかなか諸問題があって前に進めないところであろうかと思いますが、市長答弁にもありましたように、これから新庁舎の建設や宇和島地区消防と通信指令センターを共同運用していこうという方向性が見えておる中で、早くこの問題を解決していただくことが今後の西予市消防体制の強化にもつながるのではないかと思いますので、どうぞ協議のほどをよろしく願いいたしまして一般質問を終わりたいと思いますが、最後に、今日議場に来てみますと、この新しいジオポロシャツの新しいデザインが3名おります。私どももこういうポロシャツを着てジオパークを盛り立てていきたいと思いますので、新しいポロシャツをまだ買ってない方は買っていただいて皆さんも盛り上げていただきたいと思います。

以上、終わります。

○佐藤議長

以上で本日の一般質問を終結といたします。

6月14日は午前9時より引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午前11時47分

第 3 日

6 月 14 日（月曜日）

令和3年第2回西予市議会定例会会議録（第3号）

- | | | | |
|------------------|------------|-----------------------|---------|
| 1. 招 集 年 月 日 | 令和3年 6月14日 | 明 浜 支 所 長 | 上 中 保 博 |
| 1. 招 集 の 場 所 | 西予市議会議場 | 野 村 支 所 長 | 和 氣 岩 男 |
| 1. 開 議 | 令和3年 6月14日 | 城 川 支 所 長 | 藤 川 忠 男 |
| | 午前 9時00分 | 三 瓶 支 所 長 | 片 山 勇 一 |
| 1. 散 会 | 令和3年 6月14日 | 総 務 課 長 | 一 井 健 二 |
| | 午後 0時19分 | 財 政 課 長 | 宇都宮 明 彦 |
| 1. 出 席 議 員 | | 監 査 委 員 | 正 司 哲 浩 |
| 1 番 | 和 氣 数 男 | 1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名 | |
| 2 番 | 宇都宮 久見子 | 事 務 局 長 | 富 永 誠 |
| 3 番 | 信 宮 徹 也 | 議 事 係 長 | 三 好 祐 介 |
| 4 番 | 宇都宮 俊 文 | 1. 議 事 日 程 | 別紙のとおり |
| 5 番 | 加 藤 美 香 | 1. 会 議 に 付 し た 事 件 | 別紙のとおり |
| 6 番 | 中 村 一 雅 | 1. 会 議 の 経 過 | 別紙のとおり |
| 7 番 | 河 野 清 一 | | |
| 8 番 | 佐 藤 恒 夫 | | |
| 9 番 | 山 本 英 明 | | |
| 10 番 | 竹 崎 幸 仁 | | |
| 11 番 | 小 玉 忠 重 | | |
| 12 番 | 源 正 樹 | | |
| 13 番 | 井 関 陽 一 | | |
| 14 番 | 中 村 敬 治 | | |
| 15 番 | 二 宮 一 朗 | | |
| 16 番 | 兵 頭 学 | | |
| 17 番 | 森 川 一 義 | | |
| 18 番 | 酒 井 宇之吉 | | |
| 1. 欠 席 議 員 | | | |
| | な し | | |
| 1. 地方自治法第121条により | | | |
| 説明のため出席した者の職氏名 | | | |
| 市 長 | 管 家 一 夫 | | |
| 副 市 長 | 宗 正 弘 | | |
| 教 育 長 | 松 川 伸 二 | | |
| 総 務 部 長 | 山 住 哲 司 | | |
| 政策企画部長 | 下 澤 広 幸 | | |
| 生活福祉部長兼 | | | |
| 福祉事務所長 | 藤 井 兼 人 | | |
| 産 業 部 長 兼 | | | |
| 生活福祉部産業処理施設担当部長 | 酒 井 信 也 | | |
| 建 設 部 長 | 三 瀬 計 浩 | | |
| 医 療 介 護 部 長 | 山 岡 薫 彦 | | |
| 会 計 管 理 者 | 三 瀬 功 | | |
| 消防本部消防長 | 酒 井 広 一 | | |
| 教 育 部 長 | 宇都宮 裕 | | |

議 事 日 程

1 一般質問

本日の会議に付した事件

1 一般質問

開会 午前 9 時 00 分

○佐藤議長

おはようございます。

本日はこのように傍聴にお越しいただき誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は 18 名であります。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配信のとおりであります。

(日程 1)

○佐藤議長

日程第 1、一般質問を行います。

質問者は通告内容及び申し合わせに従い発言してください。

それでは通告順に発言を許可いたします。

まず、18 番酒井宇之吉君。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

酒井宇之吉君。

○18 番酒井宇之吉君

おはようございます。

議長より許可をいただいております 3 点につきまして質問をいたします。

まず、新型コロナウイルス感染症の感染予防対策について。

何年か前に NHK 特集で、ミクロからの挑戦という日曜特集番組を見た記憶がございます。AIDS、SARS、デボラなどのウイルス、ミクロの生命体からの人類への挑戦、報道だったと記憶しております。今まさに、コロナウイルスが人類への挑戦をしているのだと感じております。世界中が、国同士が、また、今日の G 7 の発表にありましたように、みんなが力を合わせ、予防、撃退をしなければならないと考えます。

新型コロナウイルスの対応についてということで、昨年 3 月 4 日に一般質問を行っておりますが、一般質問のときには、こんなに長期戦になるとは思っておりませんでした。感染予防の基本である密接、密閉の回避、マスク着用、石けんの手洗いや消毒用アルコールによる消毒励行など、基本的な予防をしながら、新型コロナウイルス予防対策として守っていかなければなりません。今ここにワクチン接種を予防対策の一義とし、完全な予防接種をすることによって、ワクチンの予防対策が

遂行されるものだと考えております。

そこで、自治体ごとに、また県ごとに、マスコミなどが放送しております接種の方法やいろんなことがありますけれども、異なっておりますが、西予市の接種状況についてお尋ねします。

ワクチン接種人数、接種率は、予約数は、また、接種する対象者は。先日、宇都宮俊文議員が質問しておられますが、日々変化しておられますので、改めてお尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

藤井生活福祉部長。

○藤井生活福祉部長兼福祉事務所長

市内のワクチン接種の状況についてお答えをいたします。

当市におきましては、5 月 26 日水曜日から市内の医療機関におきまして一般高齢者の接種を開始し、昨日までに高齢者施設等入所者も含む市内高齢者 1 万 5801 人のうち、5,556 人の方が 1 回目の接種を終えており、その接種率は 35.2%でございます。

予約の状況でございますが、こちらは、高齢者施設等入所者を除く一般高齢者 1 万 5012 人のうち、昨日までに予約された方は 1 万 1213 人で、予約率は 74.7%となっております。

接種対象者でございますが、当初 16 歳以上とされておりましたが、ファイザー社製の新型コロナワクチンの接種対象年齢が 12 歳以上となり、市内の 12 歳以上の人口は 3 万 3567 人で、高齢者を除く 12 歳から 64 歳までの人口は 1 万 7766 人でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

酒井宇之吉君。

○18 番酒井宇之吉君

一般高齢者の接種というのがありますが、既往の病気を持っておられる方々は省いておられるのか、それとも、今まで接種された方の施設に入っておられる方々の数は数字の中に入っておるのかどうかをお尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

藤井生活福祉部長。

○藤井生活福祉部長兼福祉事務所長

先ほど御答弁いたしました市内高齢者の1回目の接種を終えている方5,556人の中には、高齢者施設に入所されてる方も含まれております。既往歴のある方につきましては、高齢者につきましては既往歴のある方も含め接種を行う予定となっております。ただし、かかりつけの先生とかのほうで、予診票等で、その辺りの聞き取りをして、接種ができると先生が判断した方に接種をしております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

酒井宇之吉君。

○18番酒井宇之吉君

続いて、ワクチン接種につきまして、自治体ごとに接種方法が異なっておるようでございます。これは65歳ということですが、宇和島市は65歳以上が一度に接種券を発送したと、そして非常に混乱したというように聞いておりますけれども、西予市の接種方法を、このように現在のような形でしたのはどういう理由であったのかお聞きをいたします。

なお、ワクチンの供給量と、やはり国からのワクチンの供給量が入って、医師会とか、そうして場所だとか、そういうものが一体にならないと接種がやっぱり可能ではございませんので、その辺りもしわかれれば説明をお願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

藤井生活福祉部長。

○藤井生活福祉部長兼福祉事務所長

西予市の接種方法についてお答えをいたします。

まず接種に当たりましては、優先順位に基づき、国や県の方針に従って、医療従事者等から接種を開始いたしまして、ワクチンの供給量を把握しながら、高齢者施設等入所者や高齢者施設等従事者の順位で接種を行い、現在、高齢者施設等入所者を除く一般高齢者の接種を実施しております。その後、64歳以下の方の接種を行っていく予定でございます。

次に、接種券の発送方法でございますが、議員も御存じのとおり、全国的にワクチン接種の予約につきましては、電話が殺到しつながら、イ

ンターネットによる予約についてもアクセスが集中しシステムが停止するなど大きな混乱が起こり、毎日のように報道されております。

当市におきましては、このような状況を踏まえ、ワクチンの供給状況を把握しながら、接種券の送付方法や受付の開始について検討を重ねた結果、接種券を一斉に送付すると長期間にわたり電話がつながらないことが想定されたため、現状の予約体制の中で、可能な限り混雑を回避できるよう、一般高齢者の接種券を85歳以上、75歳から84歳、65歳から74歳の3段階に分けて発送することといたしました。このような方法で接種券を発送しても、なお市民の皆様から電話がつながないといった苦情の電話は多く寄せられましたが、常に一定数の予約をとることができ、6月4日からは、24時間受付ができるWeb予約も開始したため、ある程度緩和され、昨日までの高齢者施設等入所者を除く一般高齢者1万5012人のうち、予約された方は、先ほども申し上げましたが、1万1213人で、予約率は74.7%となっております。

今回の接種事業は初めての取組であり、市民の皆様には大変御迷惑をおかけしておりますが、高齢者の方のワクチンは、皆さんの分確実に確保されておりますので、今後も市民の皆様の安全・安心を確保するため、早期の接種完了に向け、市を挙げて取り組んでまいりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

酒井宇之吉君。

○18番酒井宇之吉君

国がころころころ供給量が変わる中で、そして接種年齢も引下げていたりしてる中で、西予市の職員の皆さん、また理事者、しっかりと市民の意見を聞きながら対応できると私はそういうように評価しておりますけれども、なかなか市民の中には、不安や不明なところが、やはり私ら議員ですから、結構接点がありますからよく分かるんですけども、不安を持っておられる方、また不明感が拭えない方が結構おられます。

各議員のところへも問合せがあったり今までしてるわけでございますけれども、こういう問題に

つきまして、市民への広報、といいますのは、これまでは 65 歳以上の広報でございましたんで、予約率がこれほど上がった形の中でそんなに厳しく 65 歳以上の方々に広報を綿密にする必要はないかと思えます。国が変えたように 16 歳から 12 歳に変わったというようなものも含めまして、市民への広報についてお尋ねいたしますが、これからの市民の広報、今までの広報はいろいろと苦情も上がっておりますけれども、これはもう済んだことでございます。これからの 12 歳以上の広報について、どのような形でやられるのか、その点についてお尋ねをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

藤井生活福祉部長。

○藤井生活福祉部長兼福祉事務所長

市民への広報についてお答えをいたします。

ワクチン接種につきましては、国の方針転換やワクチンの供給の遅れなどに伴い、日々ワクチン接種を取り巻く状況が変化してきたため、余裕を持って市民の皆様に周知することができず、御心配をおかけしております。

これまで、高齢者の接種の予約方法や接種券の送付、接種できる医療機関及び集団接種会場などにつきましては、市広報やホームページ、防災行政無線放送、西予ケーブルテレビなどあらゆる手段で周知に努めているところでございます。また、24 時間受付できる Web 予約につきましては、予約の仕方をわかりやすく説明したマニュアルを作成するとともに、家族等の支援がなく、Web 予約が困難な高齢者の方には、市役所や各支所、地域の公民館において、予約方法や機械の操作方法等の支援を行っております。こちらの支援につきましては、昨日までに 194 人の方の支援ができております。

予約開始時から民生児童委員の皆様や在宅サービスなどを行っている社会福祉法人の皆様、市職員に対しても接種予約等で困っている高齢者に対して支援していただくようお願いをしているところでございます。さらに、予約電話の回線も増設するよう進めており、高齢者の皆様がスムーズに接種予約できるよう日々対策を講じ、皆さんの不安等を少しでも払拭するために取り組んでおります。

今後の 12 歳からの接種もまた始まってまいりますので、この接種計画等につきましては、市ホームページ、防災行政無線、西予ケーブルテレビ等を通じて、可能な限りわかりやすい情報提供、周知に努め、市民の不安を少しでも払拭していきたいと考えておりますので、引き続き皆様の御協力をお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

酒井宇之吉君。

○18 番酒井宇之吉君

不安という形のものを払拭するために、現在のワクチンの保管をどのようにしておるか。そして各医師への輸送をどのようにしておるかを、市民の人にも知らせるためにお聞きをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

藤井生活福祉部長。

○藤井生活福祉部長兼福祉事務所長

ワクチンの保管と配送についてお答えをさせていただきます。

現在のファイザー製のワクチンにつきましては、マイナス 70 度のディープフリーザー、冷凍庫で保存をする必要がございますので、今、市内に市民病院と野村病院、そしてこの市役所に国からディープフリーザーが 3 台届いております。そちらでワクチンを厳密に保管しております。

各医療機関に対しましては、今予約をとって接種を行っておりますが、その予約に応じてワクチンの必要量を冷凍庫から運送業者に委託をいたしまして、事前に配送をしてスムーズに接種ができるように努めております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

酒井宇之吉君。

○18 番酒井宇之吉君

ここで私からは、実を言いましたら、各医師の中で日曜日も対応してもらってる。そして、1 日の接種人数の、いろいろばらばらでございますけれども、熱心に医師会の方々がやっただくことにしまして、普通の医療以外にやっただくいてるわけでございますので、改めて熱心に日曜

日やっておられるところもあれば、日曜日はやらないところもあるということは聞いておりますけれども、その辺りも改めまして、医師会の皆様に、先生方、そして、ワクチン接種に従事している方々に改めて御礼を申し上げる次第でございます。

次に、これから 64 歳以下の接種が始まるわけですが、この点につきましても、まず、今ファイザーだけを使ってるわけですが、これからはファイザーだけで西予市はいかれるのか、その点につきましてもお尋ねして、これからの接種計画をどのようにされていくのかお聞きをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

藤井生活福祉部長。

○藤井生活福祉部長兼福祉事務所長

64 歳以下の接種計画についてお答えをいたします。

新型コロナワクチンの接種対象者につきましては、先ほども申し上げましたが、当初 16 歳以上とされておりましたが、ファイザー社製の新型コロナワクチンの接種対象年齢が 12 歳以上となり、市内の 12 歳から 64 歳までの令和 3 年 5 月末の人口は 1 万 7766 人でございます。

議員も御存じのとおり、現在、7 月末までの一般高齢者へのワクチン接種完了に向けて、予約受付、ワクチン接種に取り組んでおりますが、その後、進めていかなければならない 64 歳以下の接種につきましては、現在検討中でございます。

先般の党首討論において菅総理が、「ワクチン接種を希望する人全てが、10 月から 11 月にかけて終えられるよう取り組む」との発言があり、今後、接種が加速されるものと思われませんが、現時点では、高齢者以外の方へのワクチンの供給量や時期等のスケジュールが示されていないため、その計画に苦慮をしているところでございます。

ワクチンの種類につきましても、こちらも国で配分等を決めてまいりますので、西予市では、そのどちらを使うかという決断は今のところできないような状況でございます。

ただし、現在、国・県の指示により、7 月末の高齢者への接種完了に向け、1 回目の予約を 7 月 10 日で締め切っている状況であります。このままでは接種の空白期間が発生してしまうため、

県に状況を確認しながら、高齢者に限らず、次の世代を含め継続的に接種が進むように実施していきたいと思っております。

先ほども申し上げましたが、今後の接種計画につきましては、市ホームページや防災行政無線放送、西予ケーブルテレビ等を通じて、可能な限りわかりやすい情報提供、周知に努め、市民の不安を少しでも払拭していきたいと考えておりますので、引き続き皆様の御協力をお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

酒井宇之吉君。

○18 番酒井宇之吉君

なかなか国からのワクチン供給の見通しが立たないということのような答弁でございますけれども、そしてまた空白期間ができると、そして、今までのワクチンの在庫が余る場合も想定されます。その辺りにつきましても、西予市独自の一つアイデアのあるような、早く予防接種をできるように努力をお願いしたいと思います。

16 歳が 12 歳になってみたりいろいろしておりますので、まだまだ確定要素がない中で、接種計画ができにくいというような答弁でございましょうけれども、その間の市民への広報は、今までの高齢者のような広報ではなしに、もっと密な広報活動をお願いしたいと思っております。

ワクチン接種について、ワクチン、このコロナ対策予防につきましては、やはり密集、密接、密閉の回避、マスクの着用、手洗い・アルコール消毒の励行など、いろんな感染予防をして、ワクチンも接種し、それから人類の挑戦されたような形で世界中が一緒になって、治療薬の早期の完成ができることを願ひまして、次の質問に移ります。

2 番目でございますが、これからの行政運営体制について、この質問につきましては、先般、3 月定例会で、市長が、第 1 号議案につきまして、提案理由の中に、「少子高齢化、人口減少が進んでいる当市にとりまして、持続可能な安定した行政運営体制と地域住民の皆さんが生き生きと暮らして安心して暮らせる環境を整えることが重要であると考えております。そしてまた、小規模多機能自治にも挑戦、地域づくり活性化センターなどにも挑戦していくという計画であると。その中で、

行財政改正の中に、これから率先して財源確保及び施策推進の条件整備に取り組む必要と責任があると考えております。」という議案の提案理由がございました中での質問でございますが、市の将来財政について、まず財源確保について、西予市の収入は、確保について、人口減少等による交付税、市税が歳入、支出、収入減が予想されると高齢化による生産人口によるGDPなどの落ち込みで市税の落ち込みなどが予想されます。

将来の財源はどのようになされるのか。不足分は借入金とかそういう対応をされるのか。いろんなことが、方法が考えられますが、その点についてお尋ねをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

山住総務部長。

○山住総務部長

それではまず最初に、歳入におけます人口減少による交付税への影響についてお答えをさせていただきます。

去る6月1日に愛媛県におきまして、令和2年国勢調査における人口及び世帯数の地方集計結果速報が発表されたところでございます。当市の人口は3万5411人、平成27年国勢調査人口と比較いたしまして3,508人減少いたしまして、その減少率は9.01%となっております。

人口が減少いたしますと、人口を単位とする行政項目におきましては、普通交付税の財政需要額も減少をするということになります。しかしながら、実際の算定におきましては、激変緩和のための補正措置、また、新たな財政需要に対応した行政項目も創設をされております。

こういったことから、今回発表されました国勢調査の結果だけを見れば、当市の地方交付税への影響額は、以前の合併特例、合併算定から一本算定への縮減ほどには大きなものではないと思われます。

しかしながら、国の財政事情からも当然想像もできますけれども、将来的には漸減していくということは避けられないと、決して楽観視はできないと推測をいたしております。その上で財源の確保について今後どうしていくのかということについてお答えをさせていただきます。

当市の歳入構造は、市税等の自主財源以外の財

源に大きく依存をしたものとなっております。特に、地方交付税は依存財源の約半分の割合を占めるというものとなっております。地方交付税はその動向が財政運営に大きく影響することになります。

市税につきましては、固定資産税が現在のところ増収傾向にございます。個人市民税も人口減少の影響はあるものの、給与所得の増などが見込まれるといったことから、当面の見通しといたしましては、大きな減収がないものと見込んでおります。

地方交付税につきましては、先ほど説明いたしましたけれども、国の地方財政計画におきまして、所要の一般財源総額が確保されるといったことを前提にすれば、総じて歳入の大幅な減はないのではないかなと思われま。ただ、これにつきましても、将来的には確実に減少するということは間違いのないところと認識をいたしております。

こうして単に歳入の見通しだけを話をさせていただきますと、今後の財政状況、まあ何とかやっていけるんじゃないかというふうに思われるかもしれません。しかし現実的にはそういうことではございません。

歳出におきましては、例えば地方債の元利償還金などにおきましては、地方交付税で措置される額を超える金額が非常に大きくなっております。つまり、自主財源で対応しなければならない歳出が増加しており、その対応が今後の課題となっていることとございます。

毎年度の財源不足に対しましては、基金の取崩し等で対応いたしておりますが、歳入が伸び悩む中、現状の財政規模を維持したままでは、財政調整基金をはじめとした基金が将来的には枯渇してしまう、そういった可能性がございます。

平成30年7月豪雨災害からの復旧・復興事業に加え、新型コロナウイルス感染症への対応が求められている中、柔軟な財政出動を行うためには一定規模の基金残高の確保が重要となってまいります。

持続可能な財政運営のためには、その手法としてふるさと納税の推進、適正な受益者負担の観点からの使用料・手数料などの見直し、そういったことによる歳入確保の努力とともに、歳入に見合った適正な歳出額を目標とする取組を行う必要が

ございます。

その中で、働き方改革による業務効率の向上、組織機構の再編、また公共施設の統廃合等を進め、人件費等の経常的な経費を抑制するとともに、各事務事業につきましても、スクラップアンドビルドを原則としまして、必要な事業を厳しく選択した上で、先ほども申し上げましたが、適正な財政規模を達成し、将来の財源確保を図ってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

酒井宇之吉君。

○18 番酒井宇之吉君

なかなかこの財源の説明ってのは我々にはある程度長いことやってますと分かるんですけども、これが市民にとって分かるような説明の仕方をどうしたらいいのかなというのが私のいつもの種なんです。そして、収入ってのは、何とかなるといって話でございましたけれども、支出については非常に厳しくなると、人口が減ってるのに何で支出が今までどおり多くなるんだろうなという単純な気持ちとか、疑問だとか、そういうのが結構沸いてくるんです。市の財政ってのは大福帳でございますので、収入があるから支出ができる。支出をしてしまってから収入を構えるのは政策的な問題はありますけれども、そういうものを考えてやっていただきたいんですが、私ちょっとわからないんで聞きたいんですが、財政需要に対応した地方交付税の行政項目というのは変わったんですか。我々が今まで、私が今まで思ってるものと変わるんですか、変わったんですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

山住総務部長。

○山住総務部長

今ほど議員が質問されました新たな財政需要に対応した行政項目についてでございますけれども、普通交付税につきましては個別算定経費、道路橋梁費であるとか、小学校の経費等について、個別にそれぞれ経費幾らかかるというところ、施設数であるとか人口に基づきまして、それに国が定めております単価を乗じたもので算出されまして、交付税として交付されるというものと、あとは、

包括算定経費というもので人口、面積等によりまして、一定の割合で交付されるものというのが基本となります。それら以外に、その時々々の行政需要、今回でいきますと地域デジタル社会推進費、まち・ひと・しごと創生事業費など、それぞれの地方におきましても必要となってくる新たな行政課題に対応する経費といたしまして、行政項目として、交付税の追加措置がされております。

先ほど言いました地域デジタル社会推進費につきましては、それぞれの地方公共団体が地域社会のデジタル化を推進するために必要となる取組に要する経費ということで、総額では 2000 億円が創設されておる予定でございます。その分のうち、1200 億円程度が市町村に交付ということですが、これにつきましてもそれぞれの市町村の人口、そしてその階層ごと、年齢層ごとの人口の段階的な人数によりまして計算されて、それぞれの市町村に交付されるといったものでございます。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

酒井宇之吉君。

○18 番酒井宇之吉君

いろんな収入はいいとして、支出のことでございますけれども、適正な受益者負担の観点からの使用料・手数料などの見直しと言いますのは、やはり市民が住民サービスとして取ってる、いただいているようなものが、これから削られるのかなというような機運があります。これにつきましては、あとの 3 番目にまたお聞かせ願ったらと思いますが、この点につきましてもあります。

そして、もう 1 点ありますのは、西予市は借金を返さなきゃいけないんですよ。その残高と実質 400 億円ほどあると思うんですけども、その実質借金として返済しなければならない数字だけをお答え願います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

山住総務部長。

○山住総務部長

一般会計の令和元年度末地方債の借入金元金残高でございますが、約 402 億円となっております。ただこれ全てが、いわゆる返済すべき金額というわけではございません。このうち、約 3 割である

121 億円が一般財源での対応、残り 7 割につきましては、先ほど言いました国の地方交付税で措置されるものとなっております。当市が、実質的な借金という言い方が適切かどうかはあれですけども、償還していく金額は一般財源ベースで 121 億円ということで御理解をいただきたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

酒井宇之吉君。

○18 番酒井宇之吉君

収入は何とかなるが、支出はこれからますます厳しくなっていくよというような感じだろうと思います。

いろいろと財政的な要望が出てまいりますが、私にもわかりにくい、詳しくわかりにくいところもありますので、これ以上の質問はまた再度御説明をしていただきたらと思います。

これから西予市が合併して 19 年目になるんですけども、本当に合併が、細部まできちんと西予市が一つになってるかといったら、なかなかまだ私は実感がまだわきません。上のほうは、頭でっかちのほうはなったようにしますが、住民サイドの住んでるところに関しては、なかなかそういう感じがまだ得られてないと。これから理事者大変であろうと。我々も議会も、その点、地方根性、地方の議会、地方出身の議会ということで、その地域根性を出さないような形で、しっかりと西予市全体のことも考えていくつもりでございますが、5 町合併後の各種事業はどうなるのか。地域の箱物事業の見直し、建築年数が古く使用率の悪い施設の見直しはこれからどのようにされるのか、お尋ねをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

山住総務部長。

○山住総務部長

今後の大型事業といたしましては、野村支所庁舎建設事業、消防庁舎建設事業、豪雨災害からの復旧・復興事業等が実施または計画をされているところでございます。これらの大型事業の財源といたしましては、国・県支出金のほか、交付税措置のある有利な起債の活用を見込んでおりますが、先ほども申し上げましたが、歳入が漸減をしていく傾向にある中で、元利償還金のうち、交付税措

置されない部分の負担が毎年大きくなっていると、今後もそういったことを踏まえすと厳しい財政運営が予測されているところでございます。

また、合併特例事業債、こちらも交付税措置のある有利な起債でございますけれども、こちらの適用期間が令和 6 年度で終了するというところでございます。したがって、今まで以上の厳しい事業選択が迫られているということでございます。

地域経済への影響に配慮しつつ、可能な限り起債発行額の縮減に努め、本年度設置をいたしました西予市行政経営戦略会議におきまして、事業の必要性、費用対効果、事業規模等を十分に議論いたしまして、将来の公債費負担の軽減を図ってまいります。

また、公共施設につきましては、現在策定中の公共施設等総合管理計画の個別計画の方針等に基づきまして、利用状況、老朽化等を総合的に勘案し、方針を定め、最適な配置の実現、また、維持管理経費の平準化、最小化に努めてまいります。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

酒井宇之吉君。

○18 番酒井宇之吉君

人口は減っていく、そして特に減っていくのが、宇和町以外のところが、宇和町も減ってますけども、宇和町以外のところの人口減が非常に激しいと。

このような中でお尋ねしたいのは、西予市の中で本当に古い、人が減ったら使わなくなるんですよ建物。その建物をこれからどうするのか。廃墟のようにどんどんどんどんなくなっていくのか、それを一番私は、これからの西予市の問題だと思って杞憂をしております。

次に、西予市の財源の中で、非常にウエートが高いのが、財政規模そのもの自体が他のとこと比べてどうであるのか。また、人の数、そして人件費は、同じような地方自治体と比べてどうであるのかをお尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

宗副市長。

○宗副市長

ただいまお尋ねの財政規模、また人件費についてお答えいたします。

まず初めに財政規模についてでありますけれども、令和元年度の人口と産業構造により分類をしました類似の団体の普通会計決算額の平均値を見ますと約 205 億 6000 万円でございます。西予市の決算額においては約 317 億 1000 万円となっております、110 億円以上の差があるというところでございます。

合併当初からの経緯をここで見てみますと、合併初年度の平成 16 年度から平成 18 年度にかけて、国の三位一体改革が行われ、大変厳しい財政運営を余儀なくされ、職員数の削減や行政評価による事務事業の選択と集中に取り組むとともに、公共施設の民間移譲等に取り組んでまいりました。

これによりまして、平成 17 年度の一般会計の決算額は約 267 億 6000 万円でありましたけれども、平成 20 年度の決算を見てみますと約 231 億 2000 万円まで財政規模を縮減いたしました。その後、リーマンショックを受けて、国の緊急的な経済対策、新市建設計画に伴う大型事業の実施、地方創生等の新たな行政課題への対応により、平成 29 年度決算では約 270 億円となりました。平成 30 年度以降におきましては、平成 30 年 7 月の豪雨災害からの復旧・復興、そして新型コロナウイルス感染症対策等により、決算額は 300 億円を超えている状況となっております。

今後、健全財政が維持できますように、財政規模縮減に向けた計画的な財政運営が重要というふうに考えているところでございます。

そのような中で人件費についてであります、平成 17 年度の定員管理調査における当市の職員数は、正規職員で 1,047 人でありましたけれども、その後、退職者の勧奨制度や新規採用職員数の抑制、施設の民営化や統廃合などを実施し、職員数の削減に努め、令和 2 年度の職員数では 843 人となっております。しかし、先ほどの類似する団体の職員数と比較をしてみますと 62 人多い、また率にして 11.7%多い状況というふうな状況でございます。

今後の対応といたしましては、今年 8 月末をめぐりに職員の定員管理計画を策定しまして、業務の外部委託であったり、デジタル化など業務の効率化を図るとともに、地域づくり活動センターや支

所の再編による組織のスリム化を進めてまいりたいというふうに考えております。定年延長の動きもある中で不透明な部分もありますけれども、60 歳定年を前提とした場合に、令和 6 年度以降、職員数を 10 年間で 50 人程度削減をし、人件費で見ますと約 4 億円の削減に向けて計画的に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

当市の行財政規模に見合う職員数となりますように、適正管理に努めたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

酒井宇之吉君。

○18 番酒井宇之吉君

財政規模等、また、定員人数も結構多いような形で、これは歴史的に 5 町が合併したという経緯がございますので、これも一概には言えません。言えませんが、計画を一生懸命やろうとしてる中で、職員の定員管理計画を策定しと言いますが、一つだけ聞きます。これは誰がするんですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

宗副市長。

○宗副市長

お答えいたします。

先ほどの定員管理計画は、厳しい財政状況のもとで総職員数を抑制しつつ、効率的で質の高い行政を実現するため、行政需要の変化や地域の特性等を配慮し、実情に応じたきめ細かな定員管理に取り組むため策定するものでございます。

市の総合政策、そして組織機構と連動させながら、総務部総務課が担当しまして進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

酒井宇之吉君。

○18 番酒井宇之吉君

説明の中に、わかりにくい、もう少し踏み込んだものが私は必要なんですけれども、経常収支比率なんかというのを我々は分かるんですけども、市民にも、やはり西予市はなかなか大変なんだよと

ということが分かるような説明の手段もすべきじゃないかと、私どもが市民にわかりやすく説明してもなかなかわかっていただけないんで、この点につきましては、今後努力していただきたいと思います。

次に、市民サービスを低下させない計画にしないといけない。支出を抑えようとする、やはり市民サービスを低下させるようになります。

市長は、デジタル化を求め、オフィス改革をしながら質の向上を図って対応もしたいというようなお話でございましたけれども、この点につきましても少しお聞きしたらと思います。

市民はやはり要求をしております。市民も我慢をしなければいけない時代もやはり来ます。だから、財政が非常に厳しいとき、例えば、この間もテレビでやってたから、京都市が何か財政破綻だというような話がテレビで放送されとって、西予市はそんなにはならないと思いますけども、住民サービスが下がらないような方法をひとつ考えていただきたいと。それについてどのように考えているか、お聞きをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

山住総務部長。

○山住総務部長

市民サービスを低下させない計画、当市におきましては、令和 12 年度までの中長期財政計画を立てております。

これは今後 10 年間の市の歳入歳出を見通して持続的な行財政運営ができるように計画を定めるものでございますけれども、この中長期財政計画で見ますと、単純に各課から予定をしております事務事業の総経費、単純に積み上げただけのものと見ますと、毎年度 14 億円から 20 億円の財源不足が生じるものとなっております。各課からもそれ相応に事業の絞り込み等をして予定をしておりますけども、全てを行うと毎年度それだけの財源不足が生じるといったものとなっております。

これを歳入に見合った歳出額とするためには、普通建設事業費におきましては、補助事業、単独事業ともに 20%から 30%、約 4 億円から 19 億円の削減、物件費、補助費におきましても 10%から 20%、約 6 億円から 7 億円の削減、公営企業等への繰出金におきましては約 5 %、約 1 億

3000 万円の削減、そして、人件費におきましては、令和 2 年度の状況を基準といたしまして約 3 億円から 4 億円の減額調整をやっていかなければならないと考えております。

ただ、こうした取組をいたしましても、毎年度の財源不足は 1 億円から 4 億円といった見通しとなっております。その不足につきましては、財政調整基金を取崩しての対応をしなければならないということになります。

令和 12 年度の財政規模につきましては約 234 億円、その時点での財政調整基金の残高は約 8 億 6000 万円、地方債の残高は約 238 億円と推計をいたしております。この中長期財政推計はあくまでもシミュレーションでございますので、必ずしもそのとおりになるというものではございません。しかしながら、いずれにいたしましても厳しい財政運営を迫られているということは十分に認識をする必要がございます。

先ほど酒井議員のお話の中にもございましたけれども、財政指標の面というところで、当市の経常収支比率でございますけれども、この経常収支比率は高くなるほど、100 に近くなるほど自由に使える一般財源が少なくなっているというもので、緊急の対応であるとか柔軟な財政出動が中々しづらくなるといったことで御理解をいただきたいと思っておりますけども、令和元年度におきまして 93.8%となっております。したがって、この 93.8%が今後も高い水準で推移していくという見通しでございますので、当市の財政状況、財政構造は硬直化が非常に心配されているといった状況でございます。

これらを踏まえまして、市民サービスを低下させないためには、まず人件費の抑制、元利償還金の縮減等経常的な経費、先ほど言いました経常収支比率をできるだけ抑制していく、そういった必要があると考えております。

同時に、先ほども説明いたしましたけれども、災害等に備えた一定規模の基金残高の確保も重要となっております。既存事業の見直し、デジタル化の推進、事務事業等全体のスリム化を図りまして、歳出に見合った適正な財政規模を実現することが求められております。

将来にわたりまして、持続可能な財政運営が、今後の市民サービスの維持につながることを常に

意識をしながら、健全な財政運営に努めてまいりますので、議員各位におかれましても御理解と御協力をいただきますようお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

酒井宇之吉君。

○18 番酒井宇之吉君

ちょっと時間がせっておりますので急いでおります。非常に財政についてはわかりにくい面もありましょうけれども、今後非常に厳しくなるということはよくわかりました。これから市長が、理事者側が給料下げたのもよく理解できたと思います。

続きまして、観光資源についてお尋ねをいたします。

四国遍路の世界遺産の申請活動について、これにつきましては、県下いろいろ運動しておるようございまして、推進団体の現状、一つずつ尋ねればいいんですけれども、一括でお尋ねをいたします。

西予市の観光資源としてジオパークと関連資源として活用することはできないのか。また、遍路道の整備は。そして、申請活動の市の考え方は。信仰、観光、文化というような文化遺産というような立場でいろいろありましょうけれども、市の考え方をお尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

一括して御答弁申し上げます。

まず四国4県と関係市町村、国の機関、大学、四国八十八ヶ所霊場会、経済団体、NPO等の関係機関が集まり、日本の文化遺産である四国遍路文化を後世へ確実に受け継いでいくため、四国遍路世界遺産登録推進協議会が設立されております。

この協議会の基本理念・目的は、四国が世界に誇る生きた文化遺産である四国遍路文化を後世へ確実に受け継いでいくために、構成する資産を保護するとともに、その文化的価値を国内外に向けて発信し、理解を深めることが必要であるということです。

四国遍路世界遺産登録推進協議会では、四国遍

路文化の保存・継承を目指すことを目的といたしまして、4つの部会が設けられて活動をしております。

一つひとつは御答弁差し上げませんが、普遍的価値の証明部会、資産の保護措置部会、また、受入体制の整備部会、最後に普及啓発部会というものがございます。本市におきましても、同協議会の構成員として、遍路道の測量等の調査や受入体制の整備として、道案内表示シートの設置依頼やトイレステッカーの張りつけ等を行っております。

ジオパークとの関連でございまして、当市には43番札所明石寺が建立されております。他にジオパーク関係地域で言いますと、室戸市に24番最御崎寺、徳島県三好市に66番雲辺寺、土佐清水市に38番金剛福寺が建立されてございまして、こうした札所を有するジオパーク関連地域と情報共有を行い、四国遍路の活用方法について、可能であれば先進事例を参考に研究してまいりたいと考えております。

遍路道の整備につきましては、その時々地域の社会の中で遍路道は維持管理され守られてきた経緯がありますが、地域で高齢化が進む中、維持管理体制を構築することが必要となっております。

管理といたしましては、日常的な維持管理と豪雨災害からの復旧作業があり、現在は平成30年7月豪雨や台風などの影響により、土砂の流出や倒木が発生している箇所もありますが、現在遍路道を管理する団体の組織化が図られておらず、十分な復旧に取り組むことができていない状況にもありますので、四国遍路世界遺産登録推進協議会における遍路道の保全整備に関する取組に協議会の構成員として必要な協力を行っていきたいと考えております。

最後に申請活動に関しての市の考えでございすけれども、四国遍路は、長い歴史を超えて地域と共存し継承されてきた四国が世界に誇る生きた文化遺産であるとの理念に基づき、引き続き、四国遍路世界遺産登録推進協議会とともに、世界遺産登録への申請活動に協力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

酒井宇之吉君。

○18 番酒井宇之吉君

一括で答弁していただきましてありがとうございます。

ところでお尋ねいたしますが…。

○佐藤議長

酒井宇之吉君、残り時間 5 分を切っておりますので質問はできません。

○18 番酒井宇之吉君

ということはこれからは頑張って協議会に参加して活動していただけることを、信仰の場、観光の場、そして文化遺産の場で、そういう考え方の中で、観光のほうで少しウエートを高くして、西予市が活動していただけますようお願いをいたしまして、私の質問を終わります。

○佐藤議長

暫時休憩します。（休憩 午前 9 時 58 分）

○佐藤議長

再開いたします。（再開 午前 10 時 15 分）

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

山住総務部長。

○山住総務部長

先ほどの酒井議員への一般質問の答弁の中で、歳入に見合った適切な財政規模という表現を幾つか用いましたが、後半の部分におきまして 1 箇所、「歳入に見合った」と言うべきところ「歳出に見合った」といった表現を用いておりました。おわびして訂正をさせていただきます。

○佐藤議長

次に、6 番中村一雅君。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

中村一雅君。

○6 番中村一雅君

改めましておはようございます。

議席番号 6 番中村一雅です。

佐藤議長より発言の許可を得ましたので、会議規則、申し合わせ事項を遵守し、質問通告書の内容に従いまして一問一答にて一般質問を行います。

一昨年 12 月の一般質問の登壇以来しばらくたっていますので少し緊張しております。どうぞよろしくをお願いいたします。

本日は 2 点お尋ねをいたします。1 つは、西予

市の公共交通網について、もう 1 点は小規模多機能自治について、この 2 点を一般質問いたします。

まず 1 点目、西予市の公共交通の現状と課題についてお尋ねをいたします。

西予市におきましては、民間バス会社が運営する区間と西予市が運営する区間の公共交通についてはすみ分けが行われていると思います。この現状についてお伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

令和 3 年度におきまして、民間路線バスは 17 路線運行しており、通院、通学等、市内外への移動手段を確保していただいているところです。民間路線バスが運行していない地域におきましては、生活交通バス、廃止代替バス、デマンド乗合タクシーの運行と、それぞれの地域の実情に応じた交通サービスを提供しております。

地区ごとに申し上げますと、明浜・三瓶地区では、生活交通バス 1 路線、宇和地区では生活交通バス 7 路線、デマンド乗合タクシーが 4 エリア、野村地区では生活交通バスが 13 路線、廃止代替バスが 4 路線、惣川地区では生活交通バスとデマンド乗合タクシーが一体的な運行を行い、城川地区では生活交通バス 9 路線、デマンド乗合タクシーが 3 地区、三瓶地区ではデマンド乗合タクシーが 1 地区、それぞれ運行しております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

中村一雅君。

○6 番中村一雅君

地区ごとにおいてそれぞれにすみ分けをして運行されているということ、よくわかりました。

続きまして、民間バス会社の利用状況についてお尋ねをいたしたいと思います。よろしく願いします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

民間バスの利用状況につきまして、宇和島自動車に確認した内容を御答弁いたします。

総利用者数は平成 30 年度は 21 万 882 人、令和元年度は 20 万 4757 人、令和 2 年度で 18 万 457 人の方に御利用いただいているということでございます。利用している車両は路線ごとに異なりまして、55 人乗り、72 人乗りの車両を利用してそれぞれ運行を行っている。時間帯や路線によっては極端に利用が少なくなっている路線もあるため、利用状況に応じた運行形態にしていく必要があると考えているというところでございます。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

中村一雅君。

○6 番中村一雅君

利用状況に応じた運行形態にしていく必要があるということの御答弁でございました。

関連で一つ、民間バス会社から、利用者の減少や収支悪化によって赤字路線から撤退するというような申し出は現状のところないのかお尋ねをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

現在のところ申し出はありませんが、民間バス会社の深刻な運転手不足による理由や、また新型コロナウイルスの影響による経営の悪化による路線撤退というものは想定されることから、民間バス会社と連携を密に行いながら公共交通サービスの停滞が起きないように取り組んでまいりたいと考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

中村一雅君。

○6 番中村一雅君

やっぱり収支を求める民間のバス会社にとっては営利追求ということでは赤字路線はしんどいのだろうというふうに想像いたします。

先ほど御答弁にもありましたように、三瓶でのデマンドタクシーにつきましては和泉地区の宇和島バスが廃線になったために、西予市で善処していただいたのだということで、この点については改めてこの場をお借りして感謝を申し上げたいと思います。

続きまして、民間バス会社、宇和島バスですけれども、に対する市の補助金について、この過去 3 年にわたりましてお尋ねをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

民間バス会社に対しましては現在国と市が補助金を支出しております。市の補助金につきましては、平成 30 年度 9906 万 9000 円、令和元年度 1 億 144 万 1000 円、令和 2 年度 9836 万 2000 円、このようになっております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

中村一雅君。

○6 番中村一雅君

令和元年度は 1 億 144 万 1000 円、令和 2 年度は 9836 万 2000 円とお聞きしました。令和元年度に比べて令和 2 年度の補助金額が減っているのですが少し気になりました。この理由をお教えいただきたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

令和元年度から令和 2 年度の補助金額の減少の要因につきましては、国の補助金算出条件の緩和措置があったことで国の分の補助金の額が増加したこと、三瓶地区の民間バス路線の再編、また、新型コロナウイルスによる人件費の補填や経費の圧縮を図ったこと等により市からの補助金額が減少しております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

中村一雅君。

○6 番中村一雅君

続きまして、三瓶宇和線のバスの利便性について、市は現状をどのように考えておられるのか御答弁をお願いします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

三瓶宇和線のバス路線につきましては、令和2年4月1日から、それまで1日5便運行していた三瓶・歴史文化博物館線のみであった路線を、地域要望により周木地区から出発する周木・歴史文化博物館線を開設いたしまして、現在は三瓶・歴史文化博物館線が1日3便、周木・歴史文化博物館線が1日2便運行しているところでございます。

また、下泊方面の路線につきましては、宇和への直通便はありませんが、下泊・八幡浜市立病院線と三瓶・歴史文化博物館線、周木・歴史文化博物館線が三瓶で接続しており、三瓶での待ち時間がほとんどなくスムーズに乗換えられるダイヤとなっております。

市といたしましては、地域要望や利用状況を踏まえて可能な限り利便性を高めてきたところでございますが、今後も地域要望や利用状況等を勘案しながら利便性を高めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

中村一雅君。

○6番中村一雅君

関連でお尋ねをいたします。

三瓶・歴史文化博物館、周木・歴史文化博物館、この2便について、利用者数はどのぐらいあったかということをお尋ねいたしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

令和2年度は三瓶・歴史文化博物館線が7,142人、周木・歴史文化博物館線が3,684人となっております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

中村一雅君。

○6番中村一雅君

単純に365日運行しているとすると、三瓶・歴史文化博物館線については1日20人程度、それから周木・歴史文化博物館線については1日10人程度の利用者数なのかなあと単純にそのよ

うに思いました。

もう1点関連で、三瓶・八幡浜線は三瓶・宇和線と比較して運行本数が多いのですが、これはやっぱり歴史的な背景がある、あるいは乗車率のことがあると。民間バスのことですから、人数の多いところに重点配置していると、そのように理解しております。

一方で、西予市としては三瓶・西予間はそう軽々しくできないということもあろうと思いますので、三瓶・宇和線についても本数を増やすことはできないかということについてはいかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

現在の民間バス会社におきましては、運転士の高齢化と運転士不足が大きな問題となっております。増便することは困難な状況と考えております。そのような状況の中で、現在運行している三瓶・八幡浜線と三瓶・宇和線の利用状況を全体的に判断し、今運行している路線本数の中で、運行時刻の見直し等により利用者が利用しやすい運行を行う必要があります。

民間バス会社との十分な協議を行い、より利便性のある公共交通の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

中村一雅君。

○6番中村一雅君

御答弁ありがとうございます。一例を挙げさせていただきます。

三瓶地区から西予市民病院に通院で通われている患者さんの声を届けたいと思います。

三瓶の停留所から発車するバスにつきましては6時50分発と7時20分発、そして9時発というふうに午前中3便ございます。一番三瓶の北端ですけれども、周木から発車するバスに乗ろうとすると、午前中は8時43分の1本だけ。これが三瓶停留所を9時に通過いたしまして西予市民病院に到着するのが9時21分と、そのようなダイヤになってございます。ここから診察を受ける、ある

いはお薬だけをもらいに行くみたいなことで通院されているようなのですけれども、お薬をいただくだけでも少し時間がかかって、帰りのバス便 9 時 59 分に間に合わないというお声をいただいております。そして、やはり 1 日 5 便、皆さんに均等に便利のように運行するということは大変困難なことではあると思いますけれども、そういう市民病院を利用されている方の御不便に対して、西予市ではどのように考えておられるか御答弁をお願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

三瓶地区から市民病院へバスで通院する方の帰りの便につきましては、八幡浜市立病院・三瓶線と三瓶で周木方面へのバスに接続しております。そのため、八幡浜市立病院・三瓶線との調整も必要となってまいります。地域要望や利用状況などを勘案し、必要に応じまして八幡浜市や民間バス会社との十分な協議を行い、時間の見直し等を検討したいと考えております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

中村一雅君。

○6 番中村一雅君

御答弁ありがとうございます。

運行時刻の見直しにつきましては、許認可を含めましていろいろ私どもの知らない手続きが大変だろうというふうに推察をいたしております。ただ、やはり利用者の方あるいは市民の方に寄り添うという意味におきましては、少しでも便利な時間帯になるように御配慮をお願いして、ここについての質問を終わりたいと思います。

続きまして、西予市におきましては温泉巡回バスが走っていると承知をいたしております。三瓶においては生活交通バスは確かなかったんですが、温泉巡回バスについては走っていて、利用される方の便宜を図っているというふうに思っております。

一方で、とっぴな考えかもしれませんが、市民

病院とか野村病院から利用者の患者さんに向けて、巡回バスを考えてはどうかということを考えているのですけれども、この点についてはいかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

現在、西予市内を運行しております民間路線バス、廃止代替バス、生活交通バスは、そのほとんどが市民病院と野村病院へ停車する運行内容となっております。

病院巡回につきまして、新たに市民病院と野村病院の巡回バスを運行するという事は、路線が重複し効率的な運行とすることが非常に困難ではないかと考えております。

引き続き、通院に利用しやすい運行の検討は必要であると考えております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

中村一雅君。

○6 番中村一雅君

なかなか困難だろうというふうな御答弁かと思えます。

私先日、大洲のほうに買物に行く機会がございまして、国道 56 号線で行きました。帰りがけに市立大洲病院の前を通りましたら小豆色のバスがひょこっと前に出てきまして、正面の顔を見るとぐるりんおおずというふうな名称になっていると。病院に巡回するバスがあるのだなと思いました。頭の中に巡回バスのことが私の頭の中も巡回しておりましたので、ちょっとこれについてお尋ねしたいと思ひまして、大洲市役所にお尋ねをいたしました。お聞きしますと担当は復興支援課ということになっていると。担当の方に概要を教えてくださいというふうに教えていただきましたので少し事例紹介をさせていただいたかなと思います。

ここに市民向けのチラシ、A 4 で 1 枚あるんですけども、東大洲右回り東大洲左回りというふうに、逆方向にぐるぐるぐるぐる回っていると。これが結構な便数であると。運賃については一般 150 円、子ども・障がい者については 100 円で、病院を利用するために巡回バスに乗られる方につ

いては 50 円引くので、1 回 100 円というような料金設定になっていると。

担当の方にお話をお聞きしますと、これは大洲市が発案をして事業者に対して公募を行ったと。平成 21 年 1 月から運行開始いたしまして、当初は肱南バスが事業主体となって運行されていたと。豪雨の関係があったのかと思いますけれども、平成 30 年からは伊予鉄南予バスに事業主体が変更となって、また新たなバスを購入されて現在運行をしていると。バスについてはマイクロですけれども 2 台で 4400 万円ぐらいかかったと、補助金につきましては令和元年度で 1300 万円、令和 2 年度については 1500 万円の補助金を出している。これはやっぱり市が事業者をお願いして運行している以上、補助金を出して維持していると、そのような考えであろうと思います。

所管の復興支援課の方の印象で申し上げます、正確でないかもしれませんが印象として申し上げますが、利用状況はどうなのですかというふうにお尋ねしましたら、ざっくり中心部での利用率は半分ぐらいあるのではないかと、端々についてはなかなかそういうふうにはいかないんだけど、利用者の方からは非常に好評をいただいているというふうにお聞きをいたしました。

課題はないのかとお尋ねしましたら、やはり大洲市内中心部をぐるぐる巡回しているだけなので、端々に行き届いていないと。だから交通の利便性の悪い端っこの方が、うちも寄ってやと言ってもそれはなかなかできないのだと。巡回バスという性質上余りぐるぐる大きく回って時間をかけられないので、そこが課題だなあと。好評な反面、課題もいただいておりますとそのようなことでございました。

一例を挙げました。西予市においてはなかなか困難だなという話でございますけれども、こういう市内を循環するバスということについては西予市はどのようになっていますかお尋ねをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

議員から御紹介いただきました大洲市の巡回バスは市内中心部の主要な公共施設や病院、商業施

設を運行する巡回バスと、このように承知しております。

本市で市内循環バスを運行する場合、運行経路が利用者の多い停留所に停車する民間バスや生活交通バス等と路線が重複すること考えられます。そのため、大洲市内の循環バスの取組を参考にしながら、まずは現在運行している生活交通バス等の運行路線の検証をしっかりと行うなど、市民が利用しやすく効率的な公共交通網となるよう検討していく必要があると考えております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

中村一雅君。

○6 番中村一雅君

西予市内においては生活交通バスが宇和町内あるいは野村・城川のほうを走っていて巡回していて、それぞれに市民病院あるいは野村病院に利用者を運んでいるという状況はよくわかりました。

そしてやっぱり端々のほうになかなか行き届かないのかなということについては、三瓶地区についてはどうなのだろうというふうに地元のことを少し振り返ってみて考えることもございました。生活交通バスあるいはデマンド乗合タクシーもそうなんですけれども、これは西予市直営というような運行形態なのだろうかと。大洲市においては補助金 1500 万円はいるのだけれども、事業者にやっつけていただいていると。民間バスとの調整については、料金を同じにして調整を図っているというようなこともお聞きしていますので、西予市において一番合理的な、財政についても一番軽く済むような運行形態はどうなのかなということをまた改めてお考えいただいたらと思います。

続けます。

日本では 1964 年の東京オリンピック以降、急速に進んだモータリゼーションによりまして、マイカーが一家に 1 台、あるいは近年では 1 人に 1 台というところまで普及をいたしました。

公共交通網が発達した大都会におきましては、その利便性と、そしてマイカーに係る経費が非常に大きいことからその普及率は低めで、田舎に行くほどマイカーの保有率は高くなる傾向が顕著であります。西予市においても、一家に複数台車を所有している家庭は珍しくありません。

一方で相反するように民間バスの利用率が下がり、営利目的で運行することが年々に困難となっているという現状があるかと思えます。しかしながら、免許を持たない、車を持たない、あるいは親族や家族に頼れないといったような御高齢の方につきましては、やはりバスはなくてはならない重要な交通手段であろうかと、このようにも考えます。

暮らして安心な西予市を目指す市として、交通弱者に対するお考えとその施策をお尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

西予市地域公共交通総合連携計画や西予市地域公共交通網形成計画に基づき、公共交通空白地域への生活交通バス及びデマンド乗合タクシーの導入、スクールバスの空き時間による公共交通空白地域の運送等により、市民の生活交通としての移動手段の確保と乗り継ぎ環境の改善を行ってきたところです。

現在、当市におきましては、70 歳以上の市民を対象に高齢者路線バス利用助成事業を実施しており、市内の公共路線バスを利用した場合、運賃が半額となる助成券を発行しております。また、障がい者の方々を対象に、障がい者タクシー利用助成事業によりタクシー利用助成券を発行しており、高齢者、障がい者の買物や通院などの支援を行っております。

議員御指摘の交通弱者につきましては、高齢化や過疎化が進む中、車を運転できない高齢者や独居高齢者の増加及び障がい者の方々への配慮の必要により、その交通手段の確保は市として対応しなければならない重要な課題と考えております。

しかしながら、この課題は市だけで交通手段を確保することは難しいため、今後設置される地域づくり活動センター等とも連携しながら、それぞれの地域の実情に合った持続可能な交通手段を検討し、今年度改定する予定の地域公共交通計画の中で、交通弱者の交通手段の確保、ひいては市全体の公共交通サービスの充実をさらに図れるよう検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

中村一雅君。

○6 番中村一雅君

御答弁ありがとうございました。

人口減少、少子高齢化が進む西予市におきましては、高齢者あるいは交通弱者に対する対策は今後ともきめ細かく行っていただきたいと、このように要望いたしますのでこの一般質問を終えたいと思います。

次にいきたいと思います。

次に小規模多機能自治についてお尋ねをいたします。

一昨日愛媛新聞の報道にもありましたように、これにつきましては市民検討委員会が昨年1月から1年半近くの熱心な御討議を賜りまして、答弁書が理事者側に届いたということで承知をいたしております。今これから推進計画案を練って策定しようという非常にデリケートなタイミングであろうかと思しますので、質問する側も気をつけて質問したいと思います。真摯な御答弁をお願いしたと思いますのでよろしくお願いをいたします。

まず1点目、令和5年4月1日にスタートする予定の地域づくり活動センターについて、その在り方に関する指針をお尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

6月9日に地域づくり活動センター市民検討委員会より、西予市小規模多機能自治活動拠点施設、地域づくり活動センターの在り方に関する答申をいただきました。まずもって、これまで1年以上の長期にわたり熱心に御検討いただきました市民検討委員会の委員の皆様には、この場をお借りしましてお礼を申し上げます。議会から御参画をいただいた3名の議員の方々におかれましても誠にありがとうございました。

これまで令和元年度の市政懇談会を皮切りに、市民の皆様には地域づくり活動センターの構想段階の内容をお伝えさせていただきました。その後、令和2年1月から始まった市民検討委員会や公民館分館制度分科会において様々な御議論をいただき、センターに備える機能について答申で次のと

おり御提案いただいたところです。

1つ目といたしまして、課題解決型の住民自治である「地域づくりの場」、2つ目といたしまして、人口減少を迎えるすべての地域の共通課題といえる安心安全な地域福祉への取組を支援する「支えあい・つながりの場」、3つ目といたしまして、既存機能である生涯学習を推進する「人づくり学びの場」、4つ目といたしまして、本庁や支所に行かなくても行政手続や相談ができる「行政窓口の場」。これらの4つの機能を柱とすることで、人口減少社会に対応できる拠点としてセンターが重要な役割を果たすことができるのではないかと考えられると御提言をいただきました。

これらは今後策定するセンター推進計画の大きな柱となる場所であると考えております。まずは、今後予定しております市政懇談会やその他の場におきまして、市の考えております推進計画案をお示しし、市民の皆様からいただいた御意見も踏まえ、年内12月までには本計画を策定したいと考えております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

中村一雅君。

○6番中村一雅君

一番最初にこの計画をお聞きしたときに小規模・多機能・自治というふうに3つの単語を組み合わせた制度として説明会を聞いたような気がいたします。

その中の小規模という言葉につきましては、これはどの程度を指して小規模と言われているのか、御答弁をお願いします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

御質問にあります小規模多機能自治における小規模とは、合併時の旧小学校区の様々な地縁関係のあるエリアを想定しております。

西予市の小規模多機能自治は、平成23年度より地域発「せいよ地域づくり」事業にて推進してきておりますが、合併当時の旧小学校区を活動エリアとして、地域が主体性を持って地域づくり活動が推進されてきました。このエリアは子どもた

ちが歩いて通える通学圏であり、顔の分かる生活圏であることから地域づくりの活動エリアとして設定しているものです。

この点は答申にも触れていただいております、地域づくり活動センターにおいても地域づくり組織の活動エリアを基本として小規模多機能自治を推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

中村一雅君。

○6番中村一雅君

各旧小学校区単位が規模だというふうにお伺いいたしました。

これは私どもが一般的に考える人口規模でいうとかなり小さいところから大きいところまで差があるように考えますが、その点についてはいかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

御質問をいただきました地域づくり組織の活動エリアにおける人口規模について、地域づくり交付金の算定基準、これは令和2年2月末ですけれども、をもとにお答えをいたしたいと思えます。

まず、人口が多い地区は、多い順に宇和地区8,291人、野村地区4,182人、三瓶東地区3,377人になります。人口が少ない地区は、少ない順に大野ヶ原地区92人、下泊地区284人、遊子川地区287人です。中間的な地区といたしましては、多田地区1,391人、下宇和地区1,138人、二木生地区1,499人が挙げられます。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

中村一雅君。

○6番中村一雅君

宇和町小学校区の8,291人あるいは野村の4,182人、三瓶の3,372人が大きいところの3つとお聞きしました。一方で小さいところでは、大野ヶ原の92人、100人を切るようなところもある。この人口が違うところを、1個の地域づくりセンターとしてどのようにコントロールしていく

のかということが少しわかりにくいので教えていただけたらと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

地域づくり活動のイメージという切り口でお答えをいたします。

人口が多い地域のセンターでは本庁や支所が近くにあり、行政窓口の場の役割を担うことが少なくなると予想されます。それに伴い、地域づくり活動への支援業務に注力できる環境にあると考えられます。

人口が多い地域の課題は、地域づくり活動に地域住民をいかに巻き込むかといった課題が大きいのではないかと考えております。住民の意識をどのように盛り上げて巻き込んでいくか、センターは地域の方々とともに、推進組織や活動の形をつくり上げていくことがまず優先的に取り組む活動の一つであると考えております。

その他の地域づくり活動といたしましては、高校の魅力化に関する取組に対して地域が関わることもなども一例として考えられます。また、まちづくりに関するNPO法人や民間企業と連携した取組なども考えられます。

一方で、人口の少ない地域のセンターでは、行政窓口の場の充実を図ることで利便性の向上に努めたいと思います。また、喫緊の様々な地域課題に対して、センターを拠点とした取組を具現化することについての支援が重要だと考えております。例えば、買物を支援するための地域商店の開設や農産品の6次産業化など、地域の資源を活用した取組なども考えられます。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

中村一雅君。

○6番中村一雅君

大きい小さいあろうけれども、それぞれの地域に応じた地域づくりを進めていこうという行政の考えというふうに承りました。今後ともよろしくお願いしたらと思います。

続きまして、三瓶については分館制度がありました。これについては分科会で熱心な討議が行わ

れまして、私も一番最終の13回の後半だけ傍聴に行かせていただきました。

まず、三瓶の分館を集会所に衣替えする根拠と意義についてお尋ねをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

市では小規模多機能自治を推進するため、令和5年4月から公民館を地域づくり活動センターへ移行する方針を示しました。これに伴い西予市公民館条例を廃止することとなり、それに伴い公民館分館制度も廃止となることから、公民館分館を区の集会施設として御利用いただけないかと御提案をさせていただきました。

長い歴史の中で引き継がれてきた三瓶町における分館制度を廃止することについては十分な検討が必要であり、三瓶町以外の市民にも理解をしていただく必要があることから、今後の分館の在り方について協議をするため、地域づくり活動センター市民検討委員会のもとに西予市公民館分館制度分科会を設置し、分館の在り方について御検討をいただくことといたしました。

分館制度分科会で協議、検討を進めるにつれ、分館と集会所、両施設の地域コミュニティ機能は似通ってはいるものの、設置目的や管理主体が異なるだけでなく、歴史的背景やこれまで地域で受け継がれてきた施設への思い入れにも大きな違いがあり、とりわけ三瓶町では分館建設時に区民が多額の寄附を行ったなどの経緯や、公民館分館に対してひとかたならぬ思い入れのあることについて理解が深まったところです。

今後、市内全域においての地域づくり活動センター化はもとより、三瓶町地域の皆様には分館の移行についても大きな変革をお願いすることになってまいります。

分館という制度はなくなりますが、分館において活動されてきた地域活動や生涯学習、社会教育活動につきましては、これまでどおり行っていたけるよう御協力いただきながら進めていくこととなります。

市は、分館を行政区の拠点施設として利用していただくことに際しまして、生活に不可欠な機能や利便性の確保をはじめ、今後予想される少子高

齢化や人口減少による過疎化などの影響も考慮しながら住民の皆様に寄り添い、移行に対する不安の払拭に努めてまいり所存でございます。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

中村一雅君。

○6番中村一雅君

次の質問に移ります。

三瓶東公民館についてであります。三瓶東公民館は現在、三瓶文化会館の事務所内に間借りする形でデスクのみがあり、施設としては存在していないと思っております。令和元年12月の定例会におきまして小野議員がこのことについて触れておられまして、「三瓶小学校区の自治交流センターはどこに考えておられるのか」と一般質問をされ、当時の総務企画部長が「基本的には現存する公民館を想定いたしておりますけれども、東公民館のセンター化におきましては今後十分な協議が必要となってきょうかと考えております」と答弁されております。

一方でこの1年間熱心に協議を重ねられました西予市地域づくり活動センター市民検討委員会公民館分館制度分科会におきましては、三瓶東公民館は三瓶文化会館とは別に新たな施設を設置してもらいたいとの強い要望が出ている、このように聞いております。このことについて市はどのように考えておられるのでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

管家市長。

〔管家市長登壇〕

○管家市長

市が提案する地域づくり活動センターの在り方については、市民検討委員会及び公民館分館制度分科会では多くの意見をいただき、答申にまとめていただきました。34名の委員の皆様、本当に長い間御苦労をおかけしました。この場をお借りいたしまして、改めて厚く御礼申し上げます。

三瓶東地区の活動センターの設置場所については、分館制度分科会において三瓶文化会館の活用を市の案として、事務局であるまちづくり推進課が述べさせていただきましたが、いただいた答申の内容を改めて精査し、今後お示しをしたいと考

えております。

いずれにしても、推進計画案をもとにした地域での協議・検討を踏まえて、センターの設置場所を検討してまいりたいと考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

中村一雅君。

○6番中村一雅君

熱心に協議をいただいた委員の皆様方にも私から改めてお礼を申し上げたいと思います。

三瓶選出8名の委員の方々の熱い思い、そしてまた、今後展開されます8月からの地域の声を聞く市政懇談会におきましても、町民の皆様からこのことについては要望が出てきょうかと考えておりますので、市でも慎重にお考えいただき、また適切に御判断いただいたらというふうに考えます。よろしく願いをいたします。

続けます。地域づくり活動センターの中で、機能の中について1点、営利ビジネスを活動可能にするという項目がございます。

この中で、三瓶地区の北地区、南地区について要望が出そうなのが売店の設置ではなかろうかと、このように想像しております。といいますのは、各地区に西宇和農協のAコープが存在しておったんですけれども、これが令和元年12月末ですかね、三瓶東地区のAコープ1店、メインの1店を残して全部閉店してしまったという経緯がございます。端々の周木や下泊あるいは端のほうにお住まいの方については日常の買物がなかなか困難だと。今は移動販売車が2台三瓶を巡回して物資を届けておられるというふうに聞いておりますけれども、軽トラックに乗せる物資については限界がありますので、近くに売店があったら便利だよねと、便利になるやろうねというような声が上がってくるのではないかというふうに想像いたしております。

一方でそれが営利ビジネスとして成り立つのか、そのためにはどのような手法を使うのかというのがちょっとイメージしにくいので、その辺市はどのように考えておられるかお聞きしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

公民館を地域づくり活動センターに移行することで社会教育法における制約も解かれることから、施設内での地域が主体的に行う営利活動が可能になります。地域資源の活用や行政では行き届かない地域独自のサービスの提供などを創出・開発していく取組が生まれることを期待しております。

さて、御質問にありますセンターの施設内で展開される買物困難者の支援についてですが、既に地域内の商店が経営撤退するなどの事例も少なくない状況であり買物困難者が一層増加することが想像できると思います。そのため、地域づくり活動センターでそのような課題に対して支援する役割を担えないか、各地域で議論されていることも考えております。

買物困難者対策における先進事例といたしましては、センター内に地域が運営するマーケットなどが展開されている事例がございます。ただ、このような活動をするに当たり、契約行為が必要になったり税法上の対応が求められたり、また組織の法人化などの様々な手続が必要となる場合がございます。

センターでは主にセンター職員がそうした取組に対して、地域づくりアドバイザー制度を活用した専門家の紹介や活動に必要な補助金申請のお手伝いをするなど、地域の負担の軽減を図る後方支援を行う、このように考えております。

また、営利ビジネスとして成り立つのかとの御質問でございますが、取組の手法や規模は様々でありますので一概にこの場で成り立つとは言いがたいところでありますが、取組の当初から民間事業者と同等の成果を求める必要はないと考えておりまして、その地域課題を解決する取組としての営利活動が地域の住民サービスにつながり、参画する方々のやりがいや生きがいとなり地域が元気になる取組になることを期待しております。

繰り返しになりますが、センターは地域が必要となる支援を把握し、様々な事例の横展開なども行いつつ、各種補助金の申請といった面においても地域の力になりたいと考えております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

中村一雅君。

○6番中村一雅君

住民と行政が一体となった地域づくり活動ということが基本コンセプトでございますので、その点については地域から上がってきた声につきましては行政からもできるだけの後方支援をお願いしたいと考えております。

先ほど御答弁の中に送迎ビジネスという言葉が入っておったかと思えます。

これは一般質問の1番の交通弱者対策と一部重なるところもあろうかと思えます。その点でも地域づくり活動センターも視野に入っているという御答弁ございましたので、一つ事例紹介をさせていただいたらと思えます。

この4月11日に愛媛新聞に掲載されておりました松山市久枝地区の「予約型乗合交通実証実験3カ月」という記事が目にとまりました。この中の骨子を申し上げますと、松山市久枝地区のまちづくり協議会などが会費制で定額乗り放題の予約型乗合交通「チョイソコひさえだ」の実証実験を始めて3カ月、行政の補助金を受けず、会員を登録した住民等、協力事業者による会費での運営を目指していると、このようなことでありました。高齢化が進むまちづくりとして住民主体で行うということが注目を集めているというような記事が載っておりました。

今後地域づくりを進めるに当たってこれは一つ先進事例というふうにとらえていいのかなというふうに考えております。3カ月やった実証実験におきましては、利用する住民の反応は上々だという記事も載っております。ただ、これは人口2万人を擁する久枝地区であるから成り立つので、西予市において2万人というと宇和町内みたいなことになってしまいます。端々の小さな町でそのようなことができるのだろうかということも考えたりいたします。

買物困難な方、あるいは通院が困難な方については、品物を持っていくあるいはお連れするという2つの手段が考えられるんですけども、こういう持続可能な事業を地域づくり活動センターで行っていかなければならないと、そういうことについて行政でも今後ご対応をいただきたいというふうに考えます。これについて御答弁いただけますかね。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

久枝地区における公共交通の取組は、事業主体が地域づくり組織でありまして、住民が出資を行う住民参画型の運営方法をとられています。さらには、民間事業者からも活動に対して出資を募り、安定的な運営をされております。この事業を行うには利用者からの予約受付や配車を行うため、地域としての取組が肝となると理解をしております。

この取組により、地域住民の主体的な活動により地域の結びつきが強くなることも期待されます。また、市の課題であります交通弱者等への対応にも参考となる事例となりますので、今後の地域づくり活動や公共交通の施策の参考としたいと考えております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

中村一雅君。

○6番中村一雅君

小規模多機能自治、地域づくり活動センター事業につきましては、平成 23 年度の地域づくり交付金から始まる、でしたかね、平成 23 年度で合っていますか、前市長、あるいは現管家市長の思いが脈々とつながれた、今期目玉の施策かなというふうに私どもはとらえておりまして、非常にインパクトが大きいということもあります。

ここにつきまして最後に 1 点。

旧東宇和郡 4 町、旧西宇和郡三瓶町が合併してはや 17 年が経過をいたしました。合併以来、理事者におかれましては、歴史・文化・風土が大きく異なる旧 5 町の均衡ある発展を目指し取り組んでおられますことに対して、まず敬意を表したいと思います。

一方、今回の三瓶の分館の取扱いなどでは、いまだそれぞれの地域で行政に対する考え方、関わり方には大きな違いが残ったままとなっていることも明らかになったように感じております。

非常に感覚的なものかもしれませんが、そうした点のすり合わせができていない状態で西予市が一つに今なれていると言えるのでしょうか。地域づくり活動センターはそれぞれの地域の個性を生かす取組と理解しております。西予市として

の一体感と地域づくり活動センターの取組との関係性について理事者の考えをお聞かせいただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

管家市長。

〔管家市長登壇〕

○管家市長

平成 16 年 4 月 1 日に 5 町が合併して西予市が誕生しました。17 年という年月が流れております。

三好前市長から私へと、この 17 年間の市政の根底には、西予市は一つとの思いが私は脈々と流れて、そしてそれも今後も変わることはないと思うところであります。

合併した旧 5 町には、先ほど議員も言われたように、それぞれの歴史と文化、伝統がありまして、生活もいろいろあります。地域性に基づく特色のある各町で行政運営が進められてきました。

こうした背景を踏まえて、合併以来それぞれの特徴を生かしながら、西予市という新たな行政の枠組みの中で、ソフト・ハード両面で総合的なまちづくりを推進することが最重要課題であり、その実践に努めてまいりました。当然のことながら旧町時代の行政運営とは異なる部分は生じますので、違和感をお持ちの方もおられるとは承知しております。それらが行政サービスの低下として感じられる方もおられるかもしれません。

市といたしましては、そうした方々に対する丁寧な説明により理解を求めるとともに、配慮した施策の推進に努めてまいります。

海、山、里それぞれの地域の特色を生かしながら一つの西予市として発展していくことが私は大事であると考えております。この考えのもとジオパーク構想を推進しており、また、小規模多機能自治、地域づくり活動センター制度に取り組んでいるところでございます。

地域づくり活動センターはそれぞれの地域が生き生きと輝き、そして西予市という一つのまとまりとして発展していくため、新しいまちづくりの大きな挑戦であるとともに、西予市のさらなる一体感の醸成につながる仕組みになるよう努めていく所存であります。御理解と御協力をお願いいたします。

最後に、議員から西予市は一つになれているのかという問いに対しましては、私は西予市は一つであるとの答えしか持っておりません。

以上で答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

中村一雅君。

○6番中村一雅君

市長自らの真摯な御答弁誠にありがとうございます。思いが伝わったと私は感じております。

それぞれの地域で長年にわたって培ってまいりました伝統や思いは大切にしていかなければならないというふうに思います。その一方で、時代が移り変わっていく中で改めていかなければならないものがあるということも理解する必要があると感じたところでございます。

17年といたしますと、純粋に西予市民として生まれた方が、もう高校3年生になっておられる。次々と世代が変わっていく、そういう人たちが次代の世を担っていくのだと。「どこで生まれましたか」「私は西予で生まれました」と何のわだかまりもなく素直に言える、そういう町、そういう次代を担う子どもたちに私たちが伝えていくこと、残していくこと、これを私たちは努めていかなければならないのだと、そういうふうに今日改めてしみじみ感じたところでございます。

地域づくり活動センターの取組が西予市の新しい時代のまちづくりとして定着し、一つの西予市として発展していくことをお願いいたしまして私の一般質問を終わります。

○佐藤議長

暫時休憩いたします。（休憩 午前11時13分）

○佐藤議長

再開いたします。（再開 午前11時25分）

次に、2番宇都宮久見子君。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

宇都宮久見子君。

○2番宇都宮久見子君

議席番号2番宇都宮久見子です。

本日は傍聴にお越しいただきありがとうございます。

議長の許可を得ましたので一般質問させていただきます。

2019年に新たに発生した新型コロナウイルスが、ここまで長期戦になるとは想像しておりませんでした。新しい生活様式を求められ、今ではマスク姿は当たり前、経済は逼迫し、毎日のように飲食や旅行は感染拡大の要因であると耳にしました。あと少しの辛抱と頑張ってきた事業者の方々も、終わりの見えない生活に悲鳴を上げておりましたが、このたび、ワクチンの接種が始まったことで、少し明るい兆しが見えてきたように思います。医療従事者の皆様や早急な対応をしていただいております関係者の皆様に感謝申し上げます。

今回の質問は、現在のスケジュールどおりにワクチン接種が広がり、コロナウイルスにおびえることのない生活が過ごせる日を見越した質問とさせていただきます。

では、四国西予ジオパークについて質問させていただきます。

市内でも、日頃より大変熱心にジオパークに対し関わってくださっている方がいらっしゃいますこと、頭の下がる思いです。そのような方を1人でも多く、興味を持ってもらえる方が増えるような質問になればと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

まずは、このジオパークとは何かということですが、ネットで「ジオパークとは」と調べてみると、「様々な自然遺産、例えば地層、岩石、地形、火山、断層などを含む自然豊かな公園のことです。数十億年の過去から未来まで、海山の大自然からそこに暮らす生き物と人々までを一つにして考える。つまり、地球丸ごと考える場所、それがジオパークです」と紹介されております。

次に、「四国西予ジオパークとは」と調べてみると、あるサイトには「海拔ゼロメートルから1,400メートルに様々な地層や地形が存在する」と書かれておりました。全く西予市を知らない人、ジオパークを知らない人の興味を引くにはインパクトに欠けると思います。

正直私も過去に何度も「四国西予ジオパークって何ですか」と聞かれたときに、うまく説明できず、これを読んでいただければと、四国西予ジオパークのパンフレットをお渡ししました。

そこでまず、「四国西予ジオパークとは何ですか」と聞かれた際に、簡単に誰にでもわかりやすく説明する共通文言をお尋ねします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

日本ジオパークネットワークでは、ジオパークを、地球・大地（ジオ）と公園（パーク）とを組合せた言葉で、「大地の公園」を意味し、地球を学び、丸ごと楽しむ場所であることとされております。

四国西予ジオパークは、「四国山脈と宇和海が育んだ海・里・山ー4億年の物語」をテーマに、西予市の全域を通して、四国山脈と宇和海が育んだ、海・里・山の多様な生態系、そこに暮らす人々の営みを丸ごと感じるができる大地の公園としてPRをしているところです。

四国西予ジオパークは、多様性を特徴とし、そのジオストーリーも箇条書で7つの文章で表現をしております、議員御指摘のとおり、簡単に誰にでもわかりやすいというのが、引き続いての課題となっております。

実は、四国西予ジオパークのストーリーをより共有しやすくするべく、内部では、イラストと文章を対比させた資料等ができないかといった検討もしているところです。

また、昨年オンラインで行われた日本ジオパークネットワークの研修会において、ジオパークの紹介は、誰を楽しませるのかを考えて、TPOによって違うキャッチフレーズと違う語り口で伝えることが重要だといったことを講師が言われておりました。そこで、令和2年12月から西予CATV様に御協力いただき、ジオパーク推進協議会の関係者等にインタビュー形式で、みんなでつなぐ四国西予ジオパークと題して、3分程度の番組を制作し、令和3年2月から放送を開始して、個々のジオパーク観を語っていただき、市民に広く四国西予ジオパークのストーリーについて紹介をしております。多くの方に御出演いただき、11月末までを撮影、12月中の放映を予定しております。自分だったら、四国西予ジオパークをこんなふうに紹介しようと考えていただくこともジオパーク活用だと考えております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

宇都宮久見子君。

○2番宇都宮久見子君

やはり誰をどのように楽しませるのか、興味を引くキャッチフレーズや簡単な説明文が必要だと思います。ぜひこれだというものを決定し、それが広まるよう周知していただきたいと思います。

過去にも、ジオパークに関しまして、何度も質問させていただいておりますが、四国西予ジオパークは、観光、教育、地域振興と何にでもジオパークを絡ませているように感じますが、結局のところ、西予市内でジオパークはどのような役割を果たすのか、ジオパークの意義についてお尋ねします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

西予市の最上位計画であります第2次総合計画の基本理念である西予市綱領八策に掲げております「地域のたからを活用し」とは、四国西予ジオパーク等の魅力を認識しつつ、地域に対する郷土愛の醸成を推進し、地域資源を最大限活用して、教育活動、観光振興、産業振興等を行い、地域活性化を図るということであり、それぞれの項目について、未来の姿を示す基本構想の中で、ジオパークを活用したビジョンを示しております。

まちデザインでは、地域への愛着を持つことは、地域活動を支える上でのインセンティブとなり、ジオパーク推進を通じて醸成していくことが重要であり、ジオパークの推進については、自然環境が豊かであるというブランドイメージを定着させるため、統一感のある景観、環境、雰囲気地域のみんなで作り上げることが重要であるとしています。

産業・雇用創出では、四国西予ジオパークについて、受入れた態勢の強化、整備を行い、南予の他の地域と連携を深め、松山などからの観光客の誘引を図りつつ、ブランド化した市内商品の販売を促進することにより相乗効果を上げていくことが重要であるとしています。

教育・人材育成では、四国西予ジオパークの学習や地産地消による食育等を通じ、郷土愛を醸成し、将来も住み続け、転出しても再び戻ってこよ

うとする望郷の念や、たとえ戻ってこなくとも、本市に貢献したいとの思いを抱いてもらうことが重要であるとしています。

西予市の様々な政策の中で、四国西予ジオパークは地域のたからとしての役割があると考えております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

宇都宮久見子君。

○2番宇都宮久見子君

まちデザイン、産業・雇用創出、教育・人材育成と幅広く、何かに特化するというのは難しいのかもしれませんが。広く浅くも重要ですが「ここに一番力を入れています」と幾つか具体的な目玉になるようなものがあると理解しやすいのではないかと感じます。

次に、本年二度目の再認定審査の年となりますが、令和4年4月に城川町に（仮称）四国西予ジオミュージアムが完成します。ジオミュージアムの詳細に関しましては、前回の定例会で山本議員が一般質問されておりますので、詳細は省きますが、この（仮称）四国西予ジオミュージアムは、西予市にとって、ジオパークの再認定審査に際して、どのような位置づけなのかお尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

現在、城川町で建設中のジオミュージアムですが、四国西予ジオパークに関する資料の収集と保管、調査研究、展示等を行うとともに、西予市全域に広がるジオパークの魅力を発信して、市内各地への回遊を促進することや地域交流の場となることを目的としています。

前回の再認定審査においては、四国西予ジオパークの学芸員を活用した研究ビジョンを示すこと、生態系や文化に関する研究や情報収集を進めること、ジオミュージアムには、ガイダンス施設や研究施設としての機能を持たせるだけでなく、ガイドや訪問者が集まりコミュニケーションを図ることが可能な施設となるように整備を進めること、という3つの課題が示されました。

ジオミュージアムの建設や運営に当たっては、

このような点を視野に入れて準備を進めています。再認定の現地調査が行われる今年の秋には、審査員に整備中のジオミュージアムを確認いただき、運営計画やある程度具体化した研究ビジョンなどを示せるようにする予定としています。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

宇都宮久見子君。

○2番宇都宮久見子君

前回の再認定審査のときの課題に対応できるようなジオミュージアムになるのか、お尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

先ほどの答弁と多少重複いたしますが、ジオミュージアムでは、四国西予ジオパークに関する資料の収集と保管、調査研究、展示等を行うとともに、西予市全域に広がるジオパークの魅力を発信して、市内各地への回遊を促進することや教育活動の場、地域交流の場となることを目的としています。

ジオミュージアムの建設や運営に当たっては、展示内容検討委員会等の御意見や、先ほど申し上げました、前回の指摘事項などを考慮しながら、来年4月にはオープンできるよう準備を進めるところです。

再認定の現地調査が行われる今年の秋には、整備中のジオミュージアムを調査員に御確認いただき、展示内容や完成後の運営計画、またある程度具体化した研究ビジョン、こちらを示せるように、引き続き準備を進めているところでございます。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

宇都宮久見子君。

○2番宇都宮久見子君

現在、仮称ではありますが、ジオミュージアムと名がつく以上、西予市にとって四国西予ジオパークを誇りに永久的に続けていかなければなりません。今後も4年に一度の再認定審査を落とすわけにはいかないことを市民全員が常に心にとどめ

ておく必要があります。

ちょうど先週、愛媛県知事主催のLS・21という会で、今治FCの岡田監督、現在はFC今治運営会社、株式会社今治・夢スポーツの代表であります岡田監督を講師に「スポーツを通じたまちづくり」というテーマで勉強会を行いました。そこで、岡田監督からたくさんの実りある話を伺いました。その中で、「箱物というのは目に見える象徴であるが、そこに来たくくなるようなわくわく感を与える舞台でなくてはならない。どれだけ最新ですうたっても、翌年にはどこかでもっと新しいものができる。必要なのは、そこにあるストーリーである。こちらの売出したいものだけでなく、来客者の求めるものを見つけ、新しい出会いや絆を提供できるような施設をつくる必要がある。365日人が集まってくるような施設にすることが必要である。地元の人々が幸せそうに生き生きすること、それが地方創生である」という言葉に非常に感銘を受けました。

これはまさにジオミュージアムにも当てはまる話だと思います。市民がわくわくでき、交流人口、関係人口、定着人口が増えるようなジオミュージアムになるよう期待しています。

次に、前回の定例会で下澤政策企画部長が答弁されました、（仮称）四国西予ジオミュージアムにおける経済への好循環とは何を意味するのか、説明をお願いします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

先ほどの答弁でも少し触れましたが、四国西予ジオミュージアムでは、市内の自然や文化などの多種多様な魅力を紹介することで、それをきっかけに、来訪者が市内各地にあるサイトや施設、店舗などを巡ってもらうことを大きな目的のひとつとしております。

西予市は愛媛でも二番目に広い面積を持つまちです。1日で全てをめぐることが、なかなか困難なところだと思います。西予市のファンを増やして、何度でも足を運んでいただき、市内の見どころや各種施設、店舗等を利用していただくことが、経済の好循環につながっていくものと考えます。そのためにも、四国西予ジオミュージアムと市内

各地をどうつなぐかが重要だと考えております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

宇都宮久見子君。

○2番宇都宮久見子君

具体的にはどのような取組を考えておられるのか、お尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

特に近隣施設であるギャラリーしろかわ、城川民俗資料館及び、道の駅きなはい屋しろかわと連携し、どちらからでも案内・誘導し、相乗効果が出る仕組みを構築したいと思います。また、駅前複合施設ゆるりあんが本年度から供用開始され、四国西予ジオパークの紹介スペースも設けられております。このスペースを有効に活用し、駅からジオミュージアムへの誘導を図り、利用者の促進につなげていければと考えております。

施設完成後は、来訪者がどこから訪れているかなど、客の傾向も調査し、効果的な宣伝周知を考えていく必要もあると思っております。ジオミュージアムと市内各サイト、各施設がつながり、西予市を訪問される方の滞在時間が少しでも長くなれば、地域経済への反映も期待できるはずですので、経済への好循環といった視点からもジオミュージアムの活用方法を探ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

宇都宮久見子君。

○2番宇都宮久見子君

西予市内には、乙亥会館やJR卯之町駅、米博物館、歴史文化博物館、道の駅、海の駅、あけはま一れやジオキッチン等もあります。その辺りとの連携も重要になってくるのではないかと思いますので、完成までにそのような仕組みづくりを期待したいと思います。

では次に、令和元年第3回定例会におきまして、私が質問させていただきました際のいただいた答弁の内容から、再度質問させていただきます。

まず、平成 30 年 7 月豪雨で甚大な被害を受けた桂川溪谷の現状をお尋ねします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

平成 30 年 7 月豪雨で被災した桂川溪谷ですが、入り口から約 200 メートル先の第一キャンプ場までは見学可能であり、自然観察等を行うことができますが、そこから先は橋が流出したままで立ち入ることができておりません。

しかし、これまで数回ではありますが、防災学習の視点を取り入れたジオツアーとして、職員やガイドとともに安全を確保しながら活用した実績がございます。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

宇都宮久見子君。

○2 番宇都宮久見子君

今後、ジオの視点で防災・減災学習を進めるとの答弁もいただいておりますが、現在の進捗状況をお尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

令和元年度には、日本ジオパークネットワークに所属する専門家の支援によって、学校や公民館などでジオパークの視点を加えた防災・減災に活用できる資料が完成し、出前授業や学習会で活用できるようになりました。

令和 2 年 10 月には乙亥会館に災害伝承展示室がオープンし、準備期間を含めて、復興支援課が中心となって、防災・減災学習への活用を検討いたしました。

今年 4 月からは、市内の小中学校を対象として、災害から学ぶ・パッケージ学習事業を展開しております。これは、復興支援課が窓口となり、災害語り部の皆さんや愛媛大学、危機管理課、ジオパーク推進室との連携による事業で、乙亥会館、災害伝承展示室の見学と、13 のメニューから選択できる防災学習をセットにした授業を一度に行うことができます。

学校における防災教育の充実と、災害の記録と記憶の継承を目的とし、学習の手引書なども作成・配布することで、学校現場で活用しやすいよう工夫しております。

以上の視点での学習メニューでは、実際の地形や等高線が記載されている地図を読み解く授業を行うことができます。過去に起きた土地の隆起、沈下等の地殻変動による各地域の特性を参加者で考え、災害に備えることが、ジオパーク視点で重要な役割を担うものと考えております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

宇都宮久見子君。

○2 番宇都宮久見子君

一般の方向けの防災学習はどのように進めておられるのか、お尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

一般の皆さんを対象とした防災・減災学習といたしましては、令和 2 年度にジオパークの現地学習会であるせいよ自然と暮らしのカレッジで、桂川溪谷と野村のまち歩き、須崎海岸の斜面崩壊をそれぞれテーマとした現地学習会を 3 回行っております。ジオパークならではの視点で地形から災害へアプローチし、災害のメカニズム等について学習をしております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

宇都宮久見子君。

○2 番宇都宮久見子君

その学習会を市内 100%カバーしている自主防災組織の方々などにも活用していただくことができれば、地域に根差したジオの視点での防災・減災学習が広がると思いますので、御検討いただければと思います。

次に、四国西予ジオパーク応援店が 53 店舗で、その活動は、ポスターや応援フラッグの掲示、ジオマップを配布いただき、イベント案内を送り、参加いただいている状況であるとの答弁でしたが、まず、現在の四国西予ジオパーク応援店の店舗数

をお尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

現在 63 店舗に御協力をいただいておりますので、10 店舗増加しております。地域別の内訳といたしましては、明浜が 6、宇和が 25、城川が 7、野村が 17、三瓶が 8 となっております。

今年度は新たに 20 を超えるお店が御協力いただける予定となっております、事務局では既に 15 店舗から提出された申請書もお預かりしているところです。

応援店には、ジオパークのフラッグを掲示していただき、パンフレットの配布等、可能な範囲でジオパーク案内等をお願いしております。また、四国西予ジオパークのホームページでは応援店の紹介も行っております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

宇都宮久見子君。

○2 番宇都宮久見子君

前回から応援店は増えているようですが、成果はどのようなものがあるのかお尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

成果に関しましての数値的なものは確認できておりませんが、ジオパーク推進室といたしましては、フラッグを掲示して、ジオマップなどを配布していただくことだけでも、市民と一緒に取り組むジオパーク活動だと認識をしており、応援店の皆様には心から感謝をしているところでございます。

今年度は広く市民に向けて四国西予ジオパークマガジンを 2 回発行する予定がございます。興味を持っていただける方に無料でお渡ししてジオパークファンを広げるという目的ではございますけれども、完成後は、そういった資料も置かせていただきたく思っております、お願いをしていくつもりですので、何とぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

宇都宮久見子君。

○2 番宇都宮久見子君

前回も申し上げましたが、応援店として登録していただいている方は、登録したことにより何をすればよいのか、どう動けばよいのかわかりにくい現状です。いい意味で、お互いが利用しやすい応援店制度となるよう、今後に期待いたします。

ジオパークに関して、地域の特産品を生かしたレシピの開発などに取り入れていただきたいと言われておりましたが、現在の進捗状況をお尋ねします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

西予市単独の補助事業の中にジオブランド推進事業というものがございます。この事業では、西予の特産品を使ってブランド化を図るための調査研究経費が補助の対象となります。ジオパーク推進室が窓口となっておりますが、活用いただいた事例がまだまだ少ないので、ぜひ積極的に活用いただければと思っております。

なお、西予市の特産品を活用したレシピ等の開発では、最近愛媛新聞にも大きく取り上げられておりましたが、城川町の遊子川ザ・リコピンズ様がジオの至宝としてブランド化しているトマトゆずポンなどを使ったレシピ本を発行されているということは御紹介させていただきたいと思います。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

宇都宮久見子君。

○2 番宇都宮久見子君

これからも特産品を活用したレシピや商品の開発が増えるよう、継続したジオブランド推進事業の周知をお願いしたいと思います。

では次に、アフターコロナを見据えたジオパークを活用した観光面の準備についてお尋ねいたしますが、まず、ジオパークの中での観光をどのように考えておられるかお尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

ジオパークでは、大地と生態系、人々の暮らしとのつながりを楽しめるツアーをジオツアーと呼んでおりますが、自然環境や景観をそのまま楽しむトレッキングや、地域の歴史や文化的な価値を楽しむまち歩き、サイクリングツアーなども含まれますし、ジオパークらしい野外アクティビティも持続可能な開発の一つだと言われております。

御案内のとおり、ジオパークはユネスコの事業であり、日本ジオパークであっても同じ方向性を持つことが必要とされております。ジオパークで求められている持続可能な観光とは、数だけを求める観光からの脱却、自然・文化・無形遺産を保全しながら観光を行う、文化の多様性を尊重する、また、特に途上国では、貧困や格差の解消につながる観光、要するに地元にお金が落ちる観光だというふうに、日本ジオパーク委員会の委員で、ユネスコジオパーク執行委員会委員の方が、ジオパークの全国研修会でおっしゃられておりました。

大きな観光地に恵まれておらず、道路状況なども鑑みると、大型バスなどで地域に分散した各種サイトへのアクセスがしにくい西予市では、逆にこういった方向性とは整合性がとれるものと思ひ、現在、アフターコロナを見据えて、インバウンドへの対応を進めることとしております。

値打ちをわかって、お金をお支払いいただける可能性の高い外国人旅行者にも選んでいただけるような取組を進めることも必要だと感じておりますし、これは外国人観光客だけに限ったことなく、日本人観光客にも通じるものがあると思っております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

宇都宮久見子君。

○2番宇都宮久見子君

もう少し詳しく具体的な取組について説明願います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

現在検討中ではありますけれども、県内在住の外国人を対象としたモニターツアーの企画実施、また、コロナ感染で実施できない場合は、外国人が四国西予ジオパークに求めるニーズ調査を西予市観光物産協会に協力していただきながら進める予定としております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

宇都宮久見子君。

○2番宇都宮久見子君

そのような取組は、再認定審査にどのように関係してくるのか伺います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

前回の再認定審査におきましては、ジオツーリズムのためにホームページやパンフレット、サイトの看板などについての外国語対応を進めることを指摘されたため、それらを計画的に進めております。ジオマップは英語版が完成し、ホームページも近々公開できるよう準備を進めております。

今年の再認定審査では、こういった報告に加えまして先ほどのインバウンド対応状況にも触れたいと考えております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

宇都宮久見子君。

○2番宇都宮久見子君

外国人観光客もターゲットに考えられているということは、物質的な準備はもちろんのこと、言葉の壁もあります。来られた外国人観光客の方に楽しんでもらえ、理解してもらえ。不便のない旅行を楽しんでもらえるよう、そのような人材の育成も必要になってくると思いますので、進めていただければと思います。

次に、四国西予ジオパークのロゴマークやネーミングの活用方法についてお尋ねします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

四国西予ジオパークのロゴマークは、ジオパークの理念に反しない限り、ジオパーク推進室に使用の申請書を提出いただければ自由に使用していただいて構いません。四国西予ジオパークのホームページの中に、ロゴマーク紹介・申請に関する情報を載せており、ロゴマーク利用ガイドラインに示しているとおり、公式デザインをそのまま利用いただくことになっております。

また、営利目的、立体物、動画で使用する場合は御申請いただき、内容に問題がなければ使用は可能となっております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

宇都宮久見子君。

○2番宇都宮久見子君

申請をすれば、理念に反しない限り使用できるということでしたが、どういったものに申請があったのかお尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

現在の西予市観光物産協会などで販売されているジオのポロシャツは広く目にしていただけるものですが、J A東宇和様をはじめとする多くの企業様が商品パッケージにロゴマークを使用いただいております。また、企業の従業員様が使用される名刺、企業や個人で発信されている西予市の動画内などでの使用など、昨年度までに 56 件の申請がございました。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

宇都宮久見子君。

○2番宇都宮久見子君

今定例会よりジオパークのポロシャツを着用させていただいておりますが、市内各種団体の方や一般の方にもロゴマークなどを使っただき、広めていただくような取組が必要です。

自由に使ってくださいというよりは、ぜひ使ってくださいというような姿勢が必要だと思います。例えばシールやスタンプなどをお渡しするとか、依頼や広報をどんどん進めていっていただきたい

と思います。

次に、ジオブランドジオの至宝についてですが、ジオの至宝とはどういったものかお尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

西予市で採れる農林水産物に関してはジオの恵みと位置づけて紹介しておりますが、地形や地質などジオパークとの関連性が強く、市場性、独自性があり、特にジオブランドとして区別できるものを四国西予ジオの至宝として認定をしております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

宇都宮久見子君。

○2番宇都宮久見子君

西予市内で採れるものは全てがジオの恵みである。その中でもブランドとして区別できるものがジオの至宝であるとのことは理解できました。

では、ジオの至宝に認定してもらいたい場合の申請、登録方法を説明願います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

現在、1年に2回募集受付を行っており、ジオパーク推進協議会の事務局でございます市役所のジオパーク推進室に申請いただきますと、審査会を開催して審査することになります。

認定審査を行う四国西予ジオブランド認定審査会は、四国西予ジオパーク推進協議会の物産部会長が委員長となり、地質・地形の専門家やデザイナー、6次産業化プランナー、野菜ソムリエ、地域経済の専門家など外部有識者を中心として10名によって構成されております。

認定審査会では申請事業者にプレゼンを行っていただき、認定基準による採点を審査員が行い、基準をクリアすると認定となります。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

宇都宮久見子君。

○2番宇都宮久見子君

慎重に審査されるということで、ジオの至宝は西予の宝でもあると思いますが、このジオの至宝登録品の活用方法をお尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

四国西予ジオの至宝は現在7事業者11品が認定されています。

活用に関しましてはジオの至宝として別途作成しているホームページに掲載し、店頭ポップ及びチラシ作成、また、都市部での物販への参加斡旋など、各商品におけるPRの支援を実施しております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

宇都宮久見子君。

○2番宇都宮久見子君

現在あまり店頭で見かけることがありませんので、ジオの至宝というブランド名を広く広めていただき、今後、駅前複合施設ゆるりあんやどんぶり館をはじめとする道の駅などでのPRや販売ができるよう支援していくことも進めていっていただければと思います。

ジオパーク最後の質問項目、今回の総括になりますが、まず、四国西予ジオパークを市内、市民に広げるため、どのようなことを考えておられるのかお尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

認定から8年目を迎えてジオパークを活用した取組が様々な分野で始まっております。例えば、ジオの至宝をはじめ大地の恵みである1次製品のブランド化の取組とあわせ、それら製品が全国的な評価を得るなど相乗的なPR効果があるほか、ジオの恵みを活用した加工品の開発などの6次産業化、また、それらの活動を広げることによる新たな担い手の確保や地域に根差した新規事業の立ち上がりなどといった様々な産業面での広がりが

出てきたと感じております。

また、この1年はコロナ禍で目立った活動はありませんでしたが、その特徴ある大地や自然環境を舞台にしたアウトドアイベントをはじめ、ジオガイドによるジオツアーなどといった観光産業への波及効果も見られ始めていたところですので、アフターコロナではこういった活動のネットワークを広げながら今まで以上に推進していかなければと考えております。

また、議員から最初に御質問いただいたストーリーの共有については、西予市の地形の成り立ち、自然、文化等を正確な情報に基づき誰もが容易に理解できるよう内容を構成し周知していきたいと思っております。

また、市内の小学校、中学校、高等学校では、授業の中でジオパーク学習を積極的に取り入れていただけるようになってまいりました。授業の感想なども学校から届いておりますが、ジオパーク学習を通して守るべき地域の宝への理解や郷土愛が子どもたちに根つき始めていると感じております。

こういったジオパークが当たり前の環境で育ち、ジオパークの理念や自分たちの暮らす地域の魅力を理解する子どもたちがどんどん増えていくことで、その子どもたちが将来様々な分野で活躍し、また、西予市に対する郷土愛とともに地域にとってもその子どもたちが成長し中心となって、また次の子どもたちとともにジオパーク活動を展開していく、このような持続可能な発展につながればと願っております。

このようなジオパーク活動は、行政だけでなくジオパーク推進協議会の4つの部会の中での市民による活発な話し合いに加え、協議会を構成する50を超える団体や市内で活発な活動を展開している地域づくり組織などの活動がその基礎となっております。

こういった情報をいろいろなツールを使って積極的に発信、提供することで、四国西予ジオパークの認知度を上げ、新たにジオパークに関わっていただく市民を増やしていくことが重要だと思います。西予市にはジオパークを広げていくための補助金制度も幾つかございます。積極的に御活用いただければと思っております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

宇都宮久見子君。

○2番宇都宮久見子君

次に、市外、県外へ広げるためにどのようなことを考えておられるのかお尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

3年前までは、松山空港などでジオパーク動画を用いたPRを行っておりました。一昨年度前からは、松山市駅や路面電車内での動画広告でPRを行っております。

また、ホームページなどで、先ほど述べさせていただきました、市内で行われているジオパーク関連活動の情報発信を市外や県外に行っておりますが、加えて、ジオミュージアムがオープン後はここを拠点として、市外の皆様にも幅広く楽しんでいただけるイベントや企画展などを通して誰もが親しみやすいジオパーク活動を行っていくことが四国西予ジオパークの認知度の向上のために必要なことと考えております。

さらに、四国内のジオパークとの連携やカルスト地域、西予市同様の地質、地形を持つジオパークとの連携など、日本ジオパークネットワークを通じた取組によって、市外、県外へ四国西予ジオパークの情報発信をしていきたいと考えております。

日本ジオパークネットワークにおいて、四国西予ジオパークが防災ワーキンググループの担当となっており、2月6日にWebでの全国研修会を開催し約150人の参加をいただいております。

今年度、島根県で10月に開催される全国大会でも防災分科会を担当することとなっておりますので、当市の事例について発信し各地域のジオパークと連携してまいります。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

宇都宮久見子君。

○2番宇都宮久見子君

西予市内には各地に点在するジオスポットがありますが、距離が遠かったりするため、シーズン

や時期により、例えば旧町単位などでピックアップした売出しをするとか、まずは市民の方からでもジオパークファンクラブをつくるなども効果的ではないかと思います。

香川県のバス会社では、Web会議サービス、ズームを使ったバスツアーの企画で画面越しに添乗員のガイドやリアルタイムでの観光地案内や現地の人、他の参加者との会話を楽しめるようです。参加申込みをすると、バスツアー気分を味わえるよう自宅に旅のしおりや現地ならではのお弁当が届き、とても好評だそうです。ジオパークに関しても、遠方の高齢者の方やどうしても来られない方もいらっしゃいますので、このような取組も楽しそうだなと思いました。

いろいろな方法をチャレンジしていくことでこれからますますジオパーク熱が熱くなるよう期待して、ジオパークの質問を終わります。

次に、ふるさと納税についての質問に移ります。

こちら令和2年第4回定例会におきまして、ふるさと納税の仕組みや返礼品について、企業版ふるさと納税についてなど質問させていただいたところではありますが、昨年度のふるさと納税の実績が出た頃かと思いますので、まず昨年度のふるさと納税の寄附件数と寄附金額をお尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

昨年度の西予市のふるさと納税の実績について御説明いたします。

令和2年度は寄附件数が1万8665件、寄附金額が2億6393万1000円の実績となっております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

宇都宮久見子君。

○2番宇都宮久見子君

では、過去の実績との比較と、近隣市町のふるさと納税の動向を伺います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

先ほど申し上げました昨年度の実績値を、その前年である令和元年度の実績と比較いたしますと、寄附件数が前年比 137.2%、また、寄附金額が前年比 104.0%とともに増加しており、過去3年間と比べましても、毎年寄附の件数、金額ともに増加傾向にあります。

県内自治体との比較では、西予市は県内 20 市町の中で寄附件数並びに寄附金額ともに上位から 6 番目の実績となっております。なお、南予の市町の中では八幡浜市に次ぐ 2 番目の実績となっております。

近隣市町の動向を聴取したところ、やはり人気の高い返礼品はかんきつとなっております、特に八幡浜市は西宇和ブランドとあわせて登録されているかんきつの返礼品の種類が多いことなどから多くの寄附を集めることに成功しているようです。また、かんきつについては旬の時期があるものの、できるだけその旬の時期以前の早い時期から寄附を募れるよう予約販売に力を入れることで寄附件数を増やすことにつながっているようです。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

宇都宮久見子君。

○2 番宇都宮久見子君

県内 20 市町の中で上位 6 番目、南予では 2 番目ということで、寄附者はもとより尽力されております関係各位には感謝申し上げます。

昨年度の実績に対しどのように分析されているか伺います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

さきに述べました西予市の昨年度の実績から分かるとおり、寄附件数は大幅に伸びたものの、寄附金額の伸びは小さかったことから、申込み 1 件当たりの寄附額が大幅に下がったこととなります。比較しますと、令和元年度が 1 件当たりの寄附金額が 1 万 8000 円を超えていたのに対しまして、令和 2 年度については 1 件当たりの金額が 1 万 4000 円と大幅に低くなりました。これは、寄附していただく方々の多くが関東・関西の都市部の方々であり、コロナ禍で緊急事態宣言等の対策が

長期にわたる中、これからの生活や収入に不安を感じる方々が増加し、高価格の返礼品よりも、より生活に密着した食品等の返礼品を好む傾向が強くなったこと、また、長引くコロナ禍の中で純粋に都市部を中心として寄附者の所得が下がったことが大きな要因となっております。

西予市で言いますと、高級な真珠や精肉等の申込み件数が大きく減った一方で、お求めやすいかんきつや加工食品、レトルト製品等の申込み件数が増えております。また、近隣自治体等の傾向から分析したところ、やはり返礼品の種類が多いほど寄附者の様々なニーズに対応できる点から、返礼品の種類に比例して寄附件数も増えることが言えると思います。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

宇都宮久見子君。

○2 番宇都宮久見子君

ワクチンで明るい兆しが見えてきたとはいえ、このコロナ禍の影響はしばらく続くものと思われます。

今後ますます生活に密着した返礼品や寄附者のニーズに合う返礼品が増えることに期待しております。

最後の質問になりますが、ふるさと納税について今後の計画や展望についてお尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

今年度の目標と今後の取組について御説明いたします。

今年度の目標は寄附件数 2 万件、寄附金額 3 億円を目標としております。この目標を達成するために、寄附者のニーズに合わせ特に人気の高いかんきつや生活に密着した食品等を中心に、今年度よりふるさと納税の業務委託を増やし連携を強化した一般社団法人西予市観光物産協会と協力しながら、さらなる魅力ある返礼品の種類を増やしてまいりたいと考えております。

なお、アフターコロナを見据えた誘客型・体験型の返礼品の開発についても、西予市観光物産協会が進めていく旅行商品の造成等とあわせて進め

ていきたいと考えております。また、ふるさと納税の広告PRについては、寄附者の数が特に多い首都圏にある程度ターゲットを絞って広告等のPRを進めたいと考えております。

また、昨年度に実証的に行いある程度の効果が見込めましたふるさと納税の各ポータルサイト内の企画広告に積極的に力を入れていく一方で、リピーターの獲得に向け、寄附者との直接的な交流を行うためのPRイベントへの参画、また、一度寄附をしていただいた方に向けたメールマガジンの拡充などを行ってまいる予定です。

なお、現在契約しているふるさと納税ポータルサイト5社に加え、現在新たなポータルサイトの追加について一般社団法人西予市観光物産協会と一緒に具体的に協議をしながら検討しているところでございます。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

宇都宮久見子君。

○2番宇都宮久見子君

前回ふるさと納税に関して、商工会や観光物産協会などの団体に中間業者になってもらえないかと質問をいたしました。観光物産協会と連携を強化されたということで、今後ますますの寄附の増加により県内1位になることを期待しております。

以上で一般質問を終わります。

○佐藤議長

以上で本日の一般質問を終結といたします。

明日6月15日は午前9時より引き続き一般質問及び質疑を行います。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後0時19分

第 4 日

6 月 15 日（火曜日）

令和3年第2回西予市議会定例会会議録（第4号）

- | | | | |
|------------------|------------|-----------------------|---------|
| 1. 招 集 年 月 日 | 令和3年 6月15日 | 明 浜 支 所 長 | 上 中 保 博 |
| 1. 招 集 の 場 所 | 西予市議会議場 | 野 村 支 所 長 | 和 氣 岩 男 |
| 1. 開 議 | 令和3年 6月15日 | 城 川 支 所 長 | 藤 川 忠 男 |
| | 午前 9時00分 | 三 瓶 支 所 長 | 片 山 勇 一 |
| 1. 散 会 | 令和3年 6月15日 | 総 務 課 長 | 一 井 健 二 |
| | 午前10時22分 | 財 政 課 長 | 宇都宮 明 彦 |
| 1. 出 席 議 員 | | 監 査 委 員 | 正 司 哲 浩 |
| 1 番 | 和 氣 数 男 | 1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名 | |
| 2 番 | 宇都宮 久見子 | 事 務 局 長 | 富 永 誠 |
| 3 番 | 信 宮 徹 也 | 議 事 係 長 | 三 好 祐 介 |
| 4 番 | 宇都宮 俊 文 | 1. 議 事 日 程 | 別紙のとおり |
| 5 番 | 加 藤 美 香 | 1. 会 議 に 付 し た 事 件 | 別紙のとおり |
| 6 番 | 中 村 一 雅 | 1. 会 議 の 経 過 | 別紙のとおり |
| 7 番 | 河 野 清 一 | | |
| 8 番 | 佐 藤 恒 夫 | | |
| 9 番 | 山 本 英 明 | | |
| 10 番 | 竹 崎 幸 仁 | | |
| 11 番 | 小 玉 忠 重 | | |
| 12 番 | 源 正 樹 | | |
| 13 番 | 井 関 陽 一 | | |
| 14 番 | 中 村 敬 治 | | |
| 15 番 | 二 宮 一 朗 | | |
| 16 番 | 兵 頭 学 | | |
| 17 番 | 森 川 一 義 | | |
| 18 番 | 酒 井 宇之吉 | | |
| 1. 欠 席 議 員 | | | |
| | な し | | |
| 1. 地方自治法第121条により | | | |
| 説明のため出席した者の職氏名 | | | |
| 市 長 | 管 家 一 夫 | | |
| 副 市 長 | 宗 正 弘 | | |
| 教 育 長 | 松 川 伸 二 | | |
| 総 務 部 長 | 山 住 哲 司 | | |
| 政策企画部長 | 下 澤 広 幸 | | |
| 生活福祉部長兼 | | | |
| 福祉事務所長 | 藤 井 兼 人 | | |
| 産 業 部 長 兼 | | | |
| 生活福祉部産業処理施設担当部長 | 酒 井 信 也 | | |
| 建 設 部 長 | 三 瀬 計 浩 | | |
| 医 療 介 護 部 長 | 山 岡 薫 彦 | | |
| 会 計 管 理 者 | 三 瀬 功 | | |
| 消防本部消防長 | 酒 井 広 一 | | |
| 教 育 部 長 | 宇都宮 裕 | | |

議 事 日 程

- 1 一般質問
- 2 議案第 5 2 号 財産の無償譲渡について
議案第 5 3 号 西予市職員の特殊勤務手当
に関する条例の一部を改正
する条例制定について
議案第 5 4 号 西予市家庭的保育事業等の
設備及び運営に関する基準
を定める条例の一部を改正
する条例制定について
議案第 5 5 号 辺地に係る公共的施設総合
整備計画の策定について
議案第 5 6 号 辺地に係る公共的施設総合
整備計画の変更について
議案第 5 7 号 市道路線の認定について
議案第 5 8 号 西予市営土地改良事業の施
行について
議案第 5 9 号 西予市営土地改良事業の施
行について
議案第 6 0 号 令和 3 年度西予市一般会計
補正予算(第 4 号)
議案第 6 1 号 令和 3 年度西予市介護保険
特別会計補正予算(第 1 号)
- 3 議案第 6 3 号 令和 3 年度西予市一般会計
補正予算 (第 5 号)

本日の会議に付した事件

- 1 一般質問
- 2 議案第 5 2 号 財産の無償譲渡について
- 議案第 5 3 号 西予市職員の特殊勤務手当
に関する条例の一部を改正
する条例制定について
- 議案第 5 4 号 西予市家庭的保育事業等の
設備及び運営に関する基準
を定める条例の一部を改正
する条例制定について
- 議案第 5 5 号 辺地に係る公共的施設総合
整備計画の策定について
- 議案第 5 6 号 辺地に係る公共的施設総合
整備計画の変更について
- 議案第 5 7 号 市道路線の認定について
- 議案第 5 8 号 西予市営土地改良事業の施
行について
- 議案第 5 9 号 西予市営土地改良事業の施
行について
- 議案第 6 0 号 令和 3 年度西予市一般会計
補正予算(第 4 号)
- 議案第 6 1 号 令和 3 年度西予市介護保険
特別会計補正予算(第 1 号)
- 3 議案第 6 3 号 令和 3 年度西予市一般会計
補正予算(第 5 号)

開会 午前9時00分

○佐藤議長

おはようございます。

本日はこのように傍聴にお越しいただき誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は18名であります。

これより本日の会議を開きます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

おはようございます。

6月14日、昨日の宇都宮議員の一般質問におきまして、現在の桂川溪谷の状況について説明をいたしました。1点誤りがございました。

「入り口から約200メートル先の第1キャンプ場」までは見学可能でありと、このように説明させていただいたところではございますが、正しくは、「入り口から約200メートル先の第2キャンプ場」の誤りでございますので、おわびして訂正させていただきます。誠に申し訳ございませんでした。

○佐藤議長

本日の議事日程はお手元に配信のとおりであります。

(日程1)

○佐藤議長

日程第1、一般質問を行います。

質問者は通告内容及び申し合わせに従い発言してください。

それでは通告順に発言を許可いたします。

1番和気数男君。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

和気数男君。

○1番和気数男君

議長の許可がございましたので、議席番号1番、日本共産党和気数男、通告に従い一般質問を行います。

質問の前に、6月5日愛媛県高校総体が行われました。県立野村高校相撲部が3年ぶりに優勝しインターハイ出場を決めました。お祝いを申し上げますとともに、さらなるインターハイでの活躍を期待し、この西予市議会から応援のエールを送

りたいと思います。

質問に移ります。

まず、1番目にジェンダー平等、男女共同参画についての質問を行います。政府は6月11日、4日前に、令和3年版男女共同参画白書を閣議決定し発表いたしました。

今回の白書は、コロナ禍での白書となり、従来のものと変わっております。新型コロナウイルスの感染拡大で、女性の非正規労働者や母子家庭、ひとり親世帯など弱い立場にある人が影響を受け、男女共同参画の遅れが露呈したと、政府自ら遅れを指摘しております。白書は、コロナ禍のもと、女性(シー)と不況(リセッション)を合わせたシーセッション(女性の不況)と呼ぶ雇用悪化が進んでいるとも言っております。

女性の非正規労働者は2020年3月以降13カ月連続で減少した。また、在宅期間が増えたため、家庭内のドメスティックバイオレンスの被害も増加し、全国の配偶者暴力相談支援センターとインターネットの相談窓口寄せられた相談件数は前年度比1.6倍増、自殺者数も前年より935人増え、中でも主婦が増加していることがわかっております。就業面と生活面の両方から女性は大きな影響を受け、男女共同参画の推進が待たれている。また、論評として、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、各国の弱いところをあらわした。我が国においては、男女共同参画の遅れが露呈することになったと、政府自ら言っております。このような劣悪な社会情勢の中の男女共同参画は重要な役割を負っていると思われます。

質問に移ります。質問は共同参画計画に基づいて行います。

西予市の第2次男女共同参画基本計画は2018年に策定され、今年で3年目を迎え、第1次から通算12年になります。

まず最初に質問の1、計画の事業主体と体制についてと計画の推進状況の調査や管理はどこが行うのかを時間が多分足らなくなると思いますので、一度に質問をいたします。

○佐藤議長

和気議員、質問者の礼を上げて。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

藤井生活福祉部長。

○藤井生活福祉部長兼福祉事務所長

計画の事業主体及び体制、進捗管理についてお答えをいたします。

西予市男女共同参画基本計画につきましては、生活福祉部人権啓発課が主体となり、庁内関係課や関係機関と連携し、計画に掲げられている4つの主要課題の重点目標の達成に向け推進しております。

進捗状況の調査や管理につきましても人権啓発課が担っており、有効な計画の実現に向けて、推進状況の比較が容易に確認できるように協議を進めているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

和気数男君。

○1番和気数男君

再質問ですが、これも4つほどありますので、質問だけ先に全部させていただきます。時間の省略のためです。

まず、計画の進捗及び管理の内容について、具体的にどのように行っていくのか。あと計画期間が10年と非常に長いスパンですね、余りにもちょっと長過ぎる。間延びをして、いつの間にか休んでおったというふうな状態にならないためにも数年に分けて第三者機関による進捗状況のチェックとかを行う必要があると思うがどうか。

それから、第1次計画から第2次計画に発展し、知識の習得や意識啓発から問題解決の実践的な行動が中心になっていると思うが、具体的な事例があれば報告を願いたい。

第2次共同基本計画の配布先とその数をお答えいただきたい。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

藤井生活福祉部長。

○藤井生活福祉部長兼福祉事務所長

まず1つ目の御質問の計画の進捗管理を具体的にどのように行っていくのか、また公表は行っているかについてお答えをいたします。

この計画は、行政の施策の推進項目を示してあるもので、推進項目に沿って施策が展開されているかどうかについては、庁内各部署との連携や西

予市男女共同参画推進行政会議において、定期的に進捗管理を行ってまいりたいと考えています。それにより計画の変更の必要があれば、進捗を管理しながら、随時計画の見直しや変更、また公表を行ってまいります。また、第三者機関による計画の進捗状況のチェックの必要性でございますが、西予市男女共同参画推進委員会設置要綱を活用して、進捗状況のチェック機能が働くよう必要に応じて委員会を開催し、進捗状況の充実を図りたいと考えています。

2点目の知識の習得や意識啓発の具体的事例につきましては、女性活躍推進を後押しするために、市内の女性を対象としたスキルアップ講座の開催や男女共同参画の視点を防災分野に取り入れるための講座や先進地視察を行っております。また、男女共同参画社会の形成に向けて、県と市町、県民の連携・協働した取組を推進する地域ミーティングを西予市で開催しています。

最後に、第2次男女共同参画基本計画の配布先とその数でございますが、基本計画の冊子を100冊とその概要版を1,000部作成しました。配布先については、関連するイベント等で配布するなど計画の普及啓発に努めております。

以上、御答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

和気数男君。

○1番和気数男君

計画の配布先、100冊と約1,000部ということですが、私はかなりこれは配布先が少ないと思います。もっと大量に構えを大きくする必要があると考えております。

計画ができて第1次から12年たっておりますが、男女共同参画の啓蒙や意識啓発は絶えず必要だと思っております。まずせめて概要版だけでも各世帯に1部ずつ配布すること、さらに、その他わかりやすい、例えば小中学生・高校生向け、成人、それから男女向け、高齢者用のパンフやチラシなどを配布し、男女共同参画の視点とはどのようなことなのか。絶えずそのことが住民の周りにあるような状態にしていけないと、通り一遍のことで私は終わってしまうような気がいたします。

例えばですが、小学生にポスターや作文を書いてもらうとか、市民みんなで考える大会とか、そ

ういったことも視野に入れるなどしたらどうかと思っております。

ちょっと追加質問、もう一つ抜けておりましたが、推進体制の充実で、市町、県、民間団体との連携強化があるがどのような民間団体なのか、その連携の内容はどのようなものなのか質問いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

藤井生活福祉部長。

○藤井生活福祉部長兼福祉事務所長

議員から御提案いただきました概要版の各家庭への配布でございますが、現在概要版が残り僅かでございますので、議員もおっしゃられたように、概要版にかわる職員手作りのチラシやリーフレットの作成など、あらゆる家庭や小学校、また中学校など、そういう教育現場も含めて、今後検討をしてみたいと考えております。

なお、基本計画全編及び概要版につきましては、市ホームページに掲載しておりますので、ぜひ御覧になっていただけたらと思います。

もう一つの質問であります推進団体との連携強化につきましては、市内の各種団体や民間企業に対して、現状や推進体制を把握するためのアンケートを行うことも連携強化につながると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

和気数男君。

○1 番和気数男君

次の質問に移らせていただきます。

ジェンダーギャップ指数についてどのように思うかということでございますが、今年3月世界経済フォーラムがジェンダーギャップ指数を発表しております。

日本は、前年より一つ指数を上げたものの、156 カ国中 120 位と過去2 番目の低さで、主要7 カ国、G 7 では最下位、アジアの主要な国々よりも下位でありました。

この指数は、教育・健康・政治・経済の4 分野で分析しランクづけされるもので、日本は、例年経済・政治分野でランクを下げており、経済分野は、男女間の賃金格差、管理職の男女格差、専門

職、技術職の男女比のスコアが前回同様 100 以下であった。中でも管理職の男女差は 139 位とさらに順位を下げております。さらに、前回と同じく最も深刻な事態にあるのが政治分野で、前回よりも順位を下げ、ワーストテンとなった。先進国の中でも、また、東南アジアの中でも男尊女卑の強い国家と言われております。

このようなジェンダー不平等国家は、ジェンダーの視点を欠いた政策につながっており、いまだに社会的、経済的に弱者である女性にとって日々の生活に直結する悪影響を及ぼしております。

例えば、新型コロナウイルス感染症の拡大による混乱は、雇用環境の悪化、DV や児童虐待などの増大、母子家庭の一層の貧困化、女性自殺者の急増などをもたらした。これらに対する適切な施策がなされず、むしろ全国の小中学校の突然の休校の要請などにより、事実上の育児の大半を担う女性が休業、就業困難な状況に陥ったり、特別給付金の受給者が世帯主とされたことにより、DV 被害者の受給が困難になったりもしたというふうな状況でございます。

このようなジェンダーギャップ指数についてどのように思われますか。答弁を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

藤井生活福祉部長。

○藤井生活福祉部長兼福祉事務所長

日本のジェンダーギャップ指数についてお答えをいたします。

議員のおっしゃるとおり、この調査は、世界経済フォーラムが 2021 年3 月、各国における男女格差をはかるジェンダーギャップ指数を公表したものです。

この指数の 2021 年の日本の総合スコアの順位はほぼ横ばいであり、先進国の中で最低レベル、アジア諸国の中で、韓国や中国、ASEAN 諸国より低い結果となっております。

最近、新聞やテレビでSDGs という言葉を耳にするようになりました。SDGs とは、持続可能な開発目標の略称であり、2015 年9 月に国連で開かれたサミットの中で、世界のリーダーによって決められた国際社会共通の目標です。先進国を含む国際社会全体が取り組むべき 17 の目標のうち、目標の5 番目に、ジェンダー平等を実現し

ようというものがあります。ジェンダーの平等とは、男女の格差を是正するだけでなく、男性も女性も全ての人が自らの能力を最大限発揮するための機会を享受することができる世の中にしていくことであります。

当市においても、西予市人権尊重のまちづくり条例にありますように「すべての人の人権が尊重されるまちづくり」に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

和気数男君。

○1番和気数男君

次の質問にいかせていただきます。

西予市男女共同基本計画の到達点と課題についてお伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

藤井生活福祉部長。

○藤井生活福祉部長兼福祉事務所長

男女共同参画基本計画についての到達点と課題についてお答えをいたします。

先ほどの答弁のとおり、ジェンダー平等とは、社会的または文化的につくられる性別的な役割の撤廃であります。日本においては、ジェンダー平等の実現に高い壁があります。これと同時に、性の多様性についても理解不足といった課題がございます。

西予市では昨年度、行政文書における性別記載欄の見直しを行うなど、性別に関する固定観念の排除に向けた取組を始めました。

このように、男女共同参画社会の実現に向けて、これまでの慣習の見直しを市民の皆様にだけ求めるのではなく、行政制度の見直しも求められていると考えます。これらのことを行政全体の問題としてとらえ、性の多様性を前提としたジェンダー平等を進め行動に移すことが、西予市男女共同参画基本計画の到達点であると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

和気数男君。

○1番和気数男君

同じく男女共同計画の学校教育の到達点と課題

をお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

宇都宮教育部長。

○宇都宮教育部長

男女共同参画の学校教育の到達点と課題についてということでございます。

発達段階に応じました個人の尊厳・男女平等に関する教育を推進し、人権尊重・男女の相互理解と協力の重要性についての指導を図り、男女共同参画意識の育成に努めることが男女共同参画の学校教育の到達点でございます。

課題といたしまして、男女の固定的な性別役割分担意識や教育現場における男女の平等は、市民アンケートにおいても、まだまだ男性優遇ととらえている意見も多く、人権教育や男女平等の教育の推進に対して支援していくことが大切であると考えております。

そのため、未来を担う子どもたちが、男女共同参画を正しく理解し、その個性と能力が十分に生かされるよう長期的な視野に立って、学校や家庭における教育・啓発に努めてまいりたいと考えております。さらに、様々な情報や誘惑が氾濫する現代社会の中で、子どもたちが心身ともに健やかに成長することができるよう性や健康に関する正しい理解を促進していく方針でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

和気数男君。

○1番和気数男君

再質問をさせていただきます。

具体的に学校教育の中でジェンダー平等などの言葉を使ったり、ジェンダー不平等の問題点などについての教育はなされているのでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

宇都宮教育部長。

○宇都宮教育部長

具体的にジェンダーについての教育というところでございますが、現在、小中学校の学校現場におきましては、男女共同参画社会の視点に立った男女平等教育の取組を進めております。特に、男女共同参画社会の実現につきましては、中学校3

年社会科の公民的分野で参画の意味や男女共同参画社会の実現の意義を考える学習を中心に進めております。また、道徳科、保健体育科など各教科におきまして、それぞれの学年で発達段階に応じてジェンダーの基礎的事項となる男女の違いや異性としての理解、互いを尊重して協力していこうとする学習を進めております。

なお、SDGsやジェンダーという表記がございますけれども、これは中学校家庭科の教科書に記載をされており、授業の中で男女の平等や家族の立場、役割を考えて協力することで、家族関係をよりよくできることなどについて工夫しながら学習を進めているというところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

和気数男君。

○1番和気数男君

第2次計画に向けて、市民のアンケートを行っておられます。その調査結果から特徴とか傾向などがあるのかお伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

藤井生活福祉部長。

○藤井生活福祉部長兼福祉事務所長

市民アンケート調査結果での特徴、傾向についてお答えをいたします。

セクシュアルハラスメント、いわゆるセクハラ、マタニティーハラスメント、いわゆるマタハラ、ドメスティックバイオレンス、いわゆるDVなど、メディア等を通して広く報道されているものの認知率は約90%でございました。

しかし、年齢ごとで認知率が分かれており、法律施行後に学校教育を通して学習のあった世代では認知率が高くなっています。高齢になるほど認知率が下がる傾向が見受けられ、教育の中で習っていない、なれ親しみのない言葉であることが要因と考えられます。

こうした世代間格差を啓発の中で埋めていきたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

和気数男君。

○1番和気数男君

今のアンケートですが、私が意外だと思ったのは、夫婦別姓の問題について、賛成・反対それぞれほぼ50%近い数字が出てきておりました。もう少し反対の意見が多いかなと思っておったんですけども、そのような結果、非常に何となくよかったなというふうに思っております。

次の質問に移らせていただきます。

LGBTなど、国籍や家族の在り方など多様性の設問がないのはなぜかお伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

藤井生活福祉部長。

○藤井生活福祉部長兼福祉事務所長

市民アンケート調査において、多様性の設問がないことについての御質問にお答えいたします。

西予市男女共同参画基本計画は、1979年に国連で、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約、いわゆる女性差別撤廃条約が採択され、男女共同参画社会基本法などの法律整備が進む中で策定したため、多様性の設問は設定しておりませんでした。

しかしながら近年、性の多様性など、男女にとられない全ての個性の尊重が必要とされています。

今後は、従来の計画を改めて考え直し、実態調査等を実施する際には、性別にとられない多様性についての設問を設けてまいりたいと考えています。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

和気数男君。

○1番和気数男君

それでは次の質問、方針決定の場における男女共同参画について、審議会・委員会などへの積極的登用についての目標とその到達点の数値をお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

藤井生活福祉部長。

○藤井生活福祉部長兼福祉事務所長

審議会や委員会などへの積極的登用についてお答えをいたします。

令和2年度の本市における審議会・委員会の女性登用率は26.1%でございます。県下市町の平均は26.045%となっており、ほぼ平均水準を保っております。また、本市における直近4年間の登用率を見ますと、常に25%以上の水準を保ち、平均的ではあるものの登用率の増加には至っておりません。

女性の登用に関する数値目標といたしましては、第2次西予市総合計画において、令和6年度時点で35%を目標としています。現時点では10ポイントほど足りませんが、女性リーダーの育成や啓発活動の推進により目標値を達成したいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

和気数男君。

○1番和気数男君

それでは次の質問にいかせていただきます。

（第4期）西予市特定事業主行動計画についてお伺いします。

この計画は、行政が先頭に立って、地域の羅針盤として男女共同参画を推進するための行動計画だと思っております。その実績と今後の計画を聞きます。

まず最初に、職員の勤務環境の改善状況について。

2番男性の子育て目的の休暇及び育児休業休暇などの取得状況についてお伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

山住総務部長。

○山住総務部長

和気議員の御質問にお答えをさせていただきます。

本市では次世代育成支援対策推進法及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、いわゆる女性活躍推進法に基づく特定事業主の責務として、西予市特定事業主第4期行動計画、令和2年から令和5年を計画年度といたしておりますが、策定をいたしております。

西予市におきましては、少子高齢化により生産年齢人口が減少する中で、子育てや介護などに関わる職員が増えるとともに、消防団・学校・自治

会など地域活動での役割を担うことも職員に求められているところでございます。

このような状況を踏まえ、男女がともに生活と仕事を両立し活躍できる職場、子育てがしやすい職場、女性が活躍できる職場環境づくりを進めるため、出産、育児等に関する休暇の取得の促進、また時間外勤務の縮減、女性職員へのキャリアアップ育成支援など、効果的な取組を実践することによりまして、職員の勤務環境の改善を図っているところでございます。

続いて、男性の子育て関連の休暇、その取得状況等でございますけれども、男性の子育て目的の休暇の取得状況につきましては、男性職員の配偶者出産休暇取得率の目標を100%とし、また育児参加休暇の取得率の目標を50%とし、その促進を図ってきているところでございます。

しかしながら、令和元年度の配偶者出産休暇取得率は50%であり、また、育児参加休暇取得率も30%にとどまっているという状況でございます。また、男性の育児休業の取得率は20%を目標としておりますが、令和元年度におきましては5%ということで、目標率の達成には至っておりません。

業務分担の見直しを図り、職員が安心して休暇、育児休業を取得しやすい職場環境をより一層整えていくことが課題であると考えております。

本年6月3日には、父親が育児のために休みを取得しやすくする改正育児・介護休業法が成立をいたしました。子どもが生まれて8週間以内に夫が計4週分の休みをとれる出生時育児休業、男性版育休というものでございますけれども、が新設され、令和4年4月からは、子どもが生まれる職員一人ひとりに育休の取得を働きかけるよう義務づけされております。夫婦が協力して家事や育児を担い、安心して子育てができる環境の整備が進んでおります。本市におきましても、休暇をとりやすい職場環境づくりを今後も進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

和気数男君。

○1番和気数男君

今の回答で再質問でございます。

女性職員への育成支援など、効果的な取組を実践とあるんですが、具体的にどのような効果的な取組でしょうかお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

山住総務部長。

○山住総務部長

御質問にお答えをする前に、先ほどの中で、出生児育児休業、「男性版育児」と申し上げましたが、「男性版産休」の誤りでございます。訂正をさせていただきます。

今ほどの効果的な取組というところでございますけれども、女性が活躍できる環境づくりの効果的な取組の具体的なものとして、子育て支援の観点から申し上げますと、育児短時間勤務、育児部分休業などの制度がございます。女性・男性ともに利用できる制度となっており、育児と仕事の両立の支援を行っているところでございます。

なお、男性職員につきましても、先ほど申し上げました子育て目的の休暇制度を設けておりますので、そちらの活用を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

和気数男君。

○1番和気数男君

次、女性職員の活躍推進に向けた取組の現状と課題をお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

山住総務部長。

○山住総務部長

女性職員が活躍できる職場環境づくりを整えまして、係長担当職以上の女性職員の割合目標を30%以上と掲げております。

しかしながら、令和元年度の割合は21.6%にとどまっている状況でございます。

男女共同政策部署と連携し、女性活躍に向けた研修会等を実施しまして、女性職員等に対しキャリア形成の支援を行い、また、将来的な管理職への登用を見据え、若年層時代からのジョブローテーションにより、多くの業務経験を積むことができる仕組みづくりを進め、女性職員の活躍推進、

また、職業生活と家庭生活の両立の推進を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

和気数男君。

○1番和気数男君

今の質問への再質問でございますが、係長職からは昇格試験があるということでございます。その試験を受けなければ昇格はしないというふうなことになると思いますが、その他の特別能力があるのかといった人についても、試験以外には登用の道はないのかお伺いをいたします。

それから、この前に座っておられる方、部長職の方の中で女性の方がおられません。ぜひ、そのような登用をお願いしたいと思いますが、これは市長の権限でしょうか、お伺いします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

山住総務部長。

○山住総務部長

当市におきましては、令和元年度から係長試験を導入いたしております。係長になるためには必ずこの試験を受けて、相応の合格点に達する必要があります。

議員がおっしゃられましたように、それ以外の制度はないかと言われますと、現状といたしましては係長試験は必ず受けていただく必要がございます。

現状御案内のとおり、幹部職員、この場におります職員は全て男性でございますけれども、女性の課長職等も今後また登用を進めてまいりまして、この場にも座らせていただきまして議員の質問に対する答弁等をさせていただくようなことに取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

和気数男君。

○1番和気数男君

次の質問に移らせていただきます。

まず、時間外勤務の縮減の状況と休暇の取得促進状況とその課題についてお伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

山住総務部長。

○山住総務部長

時間外勤務の縮減につきましては、事前命令の徹底など時間外勤務の在り方について周知徹底を行いまして、職員の意識改革を推進いたしております。

また、ノー残業デイを導入いたしまして定時退庁の徹底を図るとともに、特に必要がある場合を除きまして夜間の会議、イベント等を設定しないように取り組んでおるところでございます。

時間外勤務を命ずる上限といたしましては、年間 360 時間の徹底を目標として定めておるところでございます。令和元年度におきましては、時間外勤務の命令が年間 360 時間を超えた職員数 47 名でございました。時間外勤務の多い部署に対しましては、現状の調査、ヒアリング等を実施いたしまして、必要に応じて業務量の平準化を図るなど時間外勤務の縮減を引き続き図ってまいりたいと考えております。

続きまして、休暇の取得の状況と課題ということでございますけれども、休暇の取得促進にしましては、業務スケジュールを立て計画的な業務管理を行うことによりまして職員 1 人当たりの年次有給休暇取得日数を平均で 12 日以上とする目標を掲げておるところでございます。こちらにつきましても、令和元年度の取得平均日数は 9.6 日ということで目標の達成には至ってない状況でございます。それぞれの部署で業務の状況が異なりますので、一律的なことはなかなか難しいところでございますけれども、年間を通じての年次有給休暇取得日が計画的に設定をされ、また安心して職員が休暇を取得することできるように、相互に協力できるような体制、課内での体制を整備してまいりたいと思います。

また、土日祝日を挟んだ 4 日以上連続した休暇、当市におきましてはプレミアム休暇と呼んでおりますけれども、こちらの取得促進も合わせまして有給取得日数の増加を引き続き図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

和気数男君。

○1 番和気数男君

今の答弁について再質問をさせていただきますが、まず医療、介護、保育などいわゆるエッセンシャルワーカーと言われておる方の取得状況はどのようになっているのでしょうか。多分一般職との差はあると思います。

それから、エッセンシャルワーカーの方の新型コロナウイルス感染症の関係で、特に休暇が取りにくかったりとか、残業が増えたと、そういったようなことがあったのでしょうか、お伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

山住総務部長。

○山住総務部長

エッセンシャル部門といいますか、保育士等の職場環境でございますけれども、確かに有給休暇の取得についてはなかなか難しい状況、職員数の関係、勤務状況等もありまして思うように休暇取得は難しいということは現実でございます。時間外勤務につきましても、増加傾向といいますか、なかなか縮減が進まないといったことも現実でございます。

今回、昨年度はコロナの影響もございましたけれども、例年と単純比較することは困難でございますけれども、令和 2 年度におきましては、新型コロナウイルスの影響におきまして、各種大会やイベントが中止になったということもありまして、イベント担当部門、いろんな行事を実施する部門におきましては時間外の縮減が図られております。

一方、コロナ対策で給付金の事業、また直接的な医療事務等に関する部門につきましては、時間外が増加している時期があるということは実際でございます。ただし、年度を 1 年通じてみますと、これまでの働き方改革の効果もあらわれているのか、全体としては減少傾向にあると感じております。

有給休暇の取得につきましても、全体と見ますと、新型コロナによる影響は少ないのではないかなというふうにとらえております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

和気数男君。

○1番和気数男君

ちょっと歯切れの悪い答弁だったと思いますが、特にこのエッセンシャルワーカーの職員の方、休暇とか時間外の改善は目指しておられるということでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

山住総務部長。

○山住総務部長

時間外の縮減につきましては引き続き取り組んでおります。そのとおりに進めさせていただきたいと思います。休暇も含めて進めてまいりたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

和気数男君。

○1番和気数男君

ぜひ前向きに進めてもらいたいと思います。

次、ワークライフバランスについて質問をいたします。

どのような状況ですか、お伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

山住総務部長。

○山住総務部長

職員がバランスよく職場、家庭、地域社会に主体的に参加できるためには、議員おっしゃられるとおりワークライフバランスの推進が重要となります。

ワークライフバランスとは仕事と生活の調和でございます。このワークライフバランスが実現した社会とは、国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおきましても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会と定義をされているところでございます。職場優先の環境、固定的な性別役割分担意識等の是正についての情報提供、また意識啓発を行い、引き続きワークライフバランスの推進を図りたいと考えております。

当市におきましても西予市版イクボス等をうた

っているところでございます。その理念に基づきまして、各課で目標を設定し、このワークライフバランスの実現に向けて取り組みたいと考えております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

和気数男君。

○1番和気数男君

最後の質問ですが、次世代育成支援体制について、お伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

山住総務部長。

○山住総務部長

次世代育成支援体制でございますけれども、本計画に掲げます次世代育成支援対策及び女性活躍推進を円滑に実施するため、総務部総務課を推進事務局といたしまして、推進体制を整備いたしております。

次世代育成支援対策及び女性活躍推進に関する管理職や一般職員に対する研修・講習・情報提供等を実施いたしまして、仕事と子育ての両立等について、相談・情報提供等を適切に実施するため、啓発資料の作成・配布を行っております。また、行動計画の内容等につきましても周知徹底をしてまいります。

本計画の実施状況につきましては、各年度におきまして総務課で把握をいたしました実施結果、職員ニーズを踏まえて、その後の対策の実施や計画の見直し等を図ってまいります。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

和気数男君。

○1番和気数男君

以上で、男女共同参画、ジェンダー平等の質問を終わりますが、内閣府が言っているように、共同参画の遅れが、コロナのパンデミックの影響を受け女性に大きな打撃を与えたと。基本計画の市長の挨拶にあるような、将来にわたり持続可能な社会経済の発展を構築するためには、性別にかかわらず男女がその個性や能力を十分に発揮できる社会の実現を目指すことは、大きな意義と深い

意味を持つものだというふうに言っておられます。ぜひ実現を着実に進めていきたいと思っております。

次の質問に移らせていただきます。

西予市のヤングケアラーについて、日本でもヤングケアラーの問題が指摘され出しました。ヤングケアラーとは、家族の介護やケア、身の回りの世話をを行う 18 歳未満の子どものことで、15 歳から 18 歳で現実に 17 万 7600 人、2012 年の調査で報告をされております。

18 歳前後といえ、勉強や部活に忙しい時期で、この時期に家事や家族の介護に迫られるようでは、学業に影響を及ぼすことになり、遅刻や宿題忘れ、欠席ばかりでなく、部活動に参加できなくなるにより、体力や健康面の影響や友達と遊ぶ時間が奪われ、コミュニケーション能力の欠如に可能性も指摘されております。そのケアラーとしての生活が当たり前で、自身がヤングケアラーという認識がない子どもが多い。

専門家からは、実態は家庭内のことで見えにくい。相談先がない、わからない。公的サービス制度と実態のずれがあり、支援に結びつかないなどの指摘があります。

西予市の把握している実態と支援状況、今後の対策について、お伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

藤井福祉事務所長。

○藤井生活福祉部長兼福祉事務所長

市内のヤングケアラーの現状及び対策についてお答えをいたします。

ヤングケアラーは、「本来大人が担うと想定されるような家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども」とされ、本来守られるべき子ども自身の権利を侵害されていることに、家族や子ども自身が問題であると認識しておらず、支援を求めるケースが少ない状況であるため、まずは早期発見に努めることが重要でございます。

西予市要保護児童対策地域協議会では、毎年市内各保育所や幼稚園、学校へ訪問し、ヤングケアラーの概念を周知するとともに、子どもの様子や家庭状況の把握に努めております。

現在当市では、ヤングケアラーと思われる事実を 1 件把握しており、家族からの聞き取り等を実

施し、子どもの健やかに育つ権利や教育を受ける権利が侵害されていないか確認した上で、学校等関係機関と連携し、子どもにとってよりよい支援方法を検討しながら支援しております。

今後も引き続き、学校等関係機関との連携、情報共有により早期把握に努め、適切に支援につなげていけるよう支援体制の強化を図ってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

和気数男君。

○1 番和気数男君

この問題はまだ法整備をされておられません。しかし、昨年 12 月から今年 1 月まで、厚労省と文部科学省が合同調査を行い、先日結果が公表されております。

簡単に報告をいたしますと「世話をしている家族がいる」の回答、中学生では 17 人に 1 人、高校生は 24 人に 1 人の回答があります。内容は食事の準備、洗濯など、兄弟の保育園送迎、祖父母の介護、見守り、問題点としてどう思っているかということですが「自分の時間が取れない」、「宿題や勉強の時間が取れない」、「睡眠が十分取れない」、「友人と遊べない」などがあります。さらに「進路の変更を考えざるを得ない」、また、「学校に行きたくても行けない」という回答もあるようでございます。

このことについて、山本厚労副大臣は、「調査結果に衝撃を受けた。子どもらしい生活を受けられず、誰にも相談できず一人で耐えていることを想像すると胸が締めつけられる思いになる。これまで、ヤングケアラーに着目した対策を打たなかったことが悔やまれるが、即効性のある対策を急ピッチで検討したい」と述べた。

また、加藤官房長官は、「ヤングケアラー問題は表面化しにくい構造になっていて、支援を検討するに当たってもその実態を把握することがまず重要である。今後プロジェクトチームにおいて調査結果も踏まえ、今後の支援に向けた論点や課題などを検討していくことにしている。政府として実態も踏まえ、ヤングケアラー支援について検討していく」と述べております。今後の施策が待たれます。

次の質問に移らせていただきます。

野村ダム事前放流についてですが、間もなく平成 30 年 7 月豪雨災害から 3 年が近づき、出水期を迎えた今、被災住民からは不安の声が聞かれています。

先日大雨警報が出され、ダムから 300 トンを超える大量の放流があり、被災地の人からは「怖かった」、「心臓の動悸がとまらない」、「サイレンの音を聞いたり、濁流を見ると不安になる」などの声が聞かれ、災害の傷痕の大きさが再認識されています。

市長は、野村ダムの事前放流の増大を目的に、国交省に要望書を上げられ、野村ダムの改造計画として採択されたと聞いております。

具体的にどのような洪水対策になるのか、その内容についてお伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

山住総務部長。

○山住総務部長

事前放流対策につきまして答弁をさせていただきます。

野村ダムの洪水調節におけます事前放流につきましては、以前から治水容量 350 万トンに加えて、豪雨災害後におきましては 250 万トンの治水を行っているところでございます。

その後、令和 2 年 5 月には、さらに利水者と協議・調整をした上で、160 万トンを確認いただいているところでございます。

このダムの事前放流につきましては、以前からもこの改造等につきまして要望しておりまして、豪雨災害後、平成 30 年 10 月 31 日には肱川流域総合整備推進協議会として、大洲市・内子町の各市町長とともに早期実現に向けての要望を行っておりますとともに、平成 31 年 1 月 17 日には、市議会議長と連名による要望を県に送っておりまして、ダム機能の改修を図るよう強く要望をしております。

その中、国におかれましては、令和元年度予算で調査費を計上し、ダムの機能改修、機能向上に向けて検討を前向きに進めていただいておりますところですが、去る 5 月 31 日に国土交通省四国整備局より、野村ダムの施設改良工事の概要について発表をされたところでございます。

発表内容によりまして、ダムの放流能力を増強するために、ダム堰堤の低い位置を削孔して放流管を設置する改良工事と伺っております。これによりまして、ダムの水位が低い段階から洪水調節が可能となり、事前放流により確保したダムの調節容量を有効に活用できる、平成 30 年 7 月豪雨と同規模の洪水を安全に流下させるものと伺っております。

今年度設計に着手をされまして、次年度以降に工事に着手ということで、引き続き改良工事の早期実現による放流設備の増強につきまして、市といたしましても要望してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

和気数男君、残り時間を 5 分切っておりますので次の質問はできませんので御了承ください。

○1 番和気数男君

国交省の発表を見たんですが、どれだけの量が増えるのか、放流能力がどれだけか。それからどの位置から放流をするのかがはっきりわかっておりません。

市民としては、2 年前の災害は 1,800 トンの放流があったと。さらに、下の位置から放流するのであれば、その量が増えてくると。もし同じような災害があればさらに苛酷な状況になるのではないかと、怖いということを率直におっしゃっておられます。

その具体的な計画はわからないのでどうこうということはございませんが、どうかわかり次第住民への説明をお願いいたします。

それから若干意見を言わせていただきますと、2018 年の災害も 600 万トンの容量をあけて備えておりました。これはダムの努力もあったと思います。

しかし、操作規則によって、300 トンを超えた時点からずっとためたと、ため続けて、いっぱいになって放流をしたので大災害になったというふうに思っております。川の流下能力は当時で毎秒 1,000 トンあったと、しかし、300 トンからためていってしまったと。これは恐らく大洲の災害を恐れてのいわゆる操作規則でやったということでございますね。それで今回の河川改良計画は

1,300 トンの流下能力を獲得するということです。それなのに、操作規則はまだ洪水開始調節よりは300 トンから始めると、1,300 トン流れるのに何で300 トンから始めないかんのかと。流下能力いっぱい早くから流しておかないとダムにためるだけでは、同じような災害が起きることが想定されます。

このことをぜひダムのほうにも申し入れたいと思っております。

まだいろいろあるんですが時間が来たようでございますので、ぜひ洪水対策のほうよろしく願いいたします。

以上です。

○佐藤議長

以上で本日の一般質問を終結といたします。

暫時休憩します。（休憩 午前10時02分）

○佐藤議長

再開いたします。（再開 午前10時15分）

ただいまから議案順に質疑を行います。

（日程2）

○佐藤議長

日程第2、議案第52号「財産の無償譲渡について」から、議案第61号「令和3年度西予市介護保険特別会計補正予算（第1号）」までの10件を一括議題といたします。

これより本案10件に対する一括質疑を行います。

質疑の通告がありませんので質疑を終結といたします。

ただいま議題となっております議案第60号については関係各常任委員会へ、議案第53号、議案第55号及び議案第56号の3件は総務常任委員会へ、議案第52号、議案第54号及び議案第61号の3件は厚生常任委員会へ、議案第57号から議案第59号までの3件は産業建設常任委員会へそれぞれ付託いたします。

（日程3）

○佐藤議長

次に、日程第3、議案第63号「令和3年度西予市一般会計補正予算（第5号）」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

管家市長。

〔管家市長登壇〕

○管家市長

議案第63号「令和3年度西予市一般会計補正予算（第5号）」について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正予算でございますが、国において緊急事態宣言の延長を踏まえた生活困窮者への追加支援策が創設されたことへの対応、高齢者へのワクチン接種の7月末完了を図るための対応のほか、県の5月専決補正予算を受けて財源の組替えを行うものであります。

まず、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金であります。感染症による影響が長期化する中で、既に総合支援資金の再貸付が終了するなどにより、特例貸付が利用できない世帯を対象に、就労による自立を図るため、収入要件、資産要件、求職活動等の支援要件を満たす世帯に対し、世帯人数により最大月額10万円の支援金を7月以降の申請月から3カ月支給するものであります。補正予算要求額は525万6000円を計上し、財源は新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金を充てています。

次に、ワクチン接種体制の拡充であります。7月末までに接種を完了するため、ワクチン予約センターのオペレーターの増員、予約電話回線の増設に要する委託料、集団接種会場に従事します職員の手当等を計上するほか、接種期間を令和4年2月末までとしたことによる予約センターの開設期間の延長に要する委託料を増額するものであります。補正予算要求額は2486万5000円を計上し、財源は新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金を充てています。

財源の組替えであります。補正予算第2号にて御承認いただきました営業時間の短縮要請の協力金について、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金協力要請分として1億2038万円を、営業時間短縮等協力金事業費県補助金として1486万円を計上し、財政調整基金繰入金を繰り戻すものであります。

これによりまして、歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ3012万1000円を増額し、歳入歳出予算の総額を314億9562万4000円と定めるものであります。

よろしく御審議を賜り、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○佐藤議長

理事者の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。なお、質疑の内容は大綱のみに願います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○佐藤議長

以上で質疑を終結といたします。

ただいま議題となっております議案第 63 号については関係各常任委員会へ付託いたします。

各常任委員会においては、各議案について十分に審査を行い、最終日の本会議において、委員会審査の経過と結果について各委員長の報告を求めることといたします。

以上をもって本日の日程は全て終了いたしました。

6 月 25 日は午後 2 時から会議を開きます。

本日はこれにて散会します。

散会 午前10時22分

第 5 日

6 月 25 日（金曜日）

令和3年第2回西予市議会定例会会議録（第5号）

- | | | | |
|------------------|------------|-----------------------|---------|
| 1. 招 集 年 月 日 | 令和3年 6月25日 | 明 浜 支 所 長 | 上 中 保 博 |
| 1. 招 集 の 場 所 | 西予市議会議場 | 野 村 支 所 長 | 和 氣 岩 男 |
| 1. 開 議 | 令和3年 6月25日 | 城 川 支 所 長 | 藤 川 忠 男 |
| | 午後 2時00分 | 三 瓶 支 所 長 | 片 山 勇 一 |
| 1. 閉 会 | 令和3年 6月25日 | 総 務 課 長 | 一 井 健 二 |
| | 午後 3時12分 | 財 政 課 長 | 宇都宮 明 彦 |
| 1. 出 席 議 員 | | 監 査 委 員 | 正 司 哲 浩 |
| 1 番 | 和 氣 数 男 | 1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名 | |
| 2 番 | 宇都宮 久見子 | 事 務 局 長 | 富 永 誠 |
| 3 番 | 信 宮 徹 也 | 議 事 係 長 | 三 好 祐 介 |
| 4 番 | 宇都宮 俊 文 | 1. 議 事 日 程 | 別紙のとおり |
| 5 番 | 加 藤 美 香 | 1. 会 議 に 付 し た 事 件 | 別紙のとおり |
| 6 番 | 中 村 一 雅 | 1. 会 議 の 経 過 | 別紙のとおり |
| 7 番 | 河 野 清 一 | | |
| 8 番 | 佐 藤 恒 夫 | | |
| 9 番 | 山 本 英 明 | | |
| 10 番 | 竹 崎 幸 仁 | | |
| 11 番 | 小 玉 忠 重 | | |
| 12 番 | 源 正 樹 | | |
| 13 番 | 井 関 陽 一 | | |
| 14 番 | 中 村 敬 治 | | |
| 15 番 | 二 宮 一 朗 | | |
| 16 番 | 兵 頭 学 | | |
| 17 番 | 森 川 一 義 | | |
| 18 番 | 酒 井 宇之吉 | | |
| 1. 欠 席 議 員 | | | |
| | な し | | |
| 1. 地方自治法第121条により | | | |
| 説明のため出席した者の職氏名 | | | |
| 市 長 | 管 家 一 夫 | | |
| 副 市 長 | 宗 正 弘 | | |
| 教 育 長 | 松 川 伸 二 | | |
| 総 務 部 長 | 山 住 哲 司 | | |
| 政策企画部長 | 下 澤 広 幸 | | |
| 生活福祉部長兼 | | | |
| 福祉事務所長 | 藤 井 兼 人 | | |
| 産 業 部 長 兼 | | | |
| 生活福祉部産業処理施設担当部長 | 酒 井 信 也 | | |
| 建 設 部 長 | 三 瀬 計 浩 | | |
| 医 療 介 護 部 長 | 山 岡 薫 彦 | | |
| 会 計 管 理 者 | 三 瀬 功 | | |
| 消防本部消防長 | 酒 井 広 一 | | |
| 教 育 部 長 | 宇都宮 裕 | | |

議 事 日 程

- 1 議案第 5 2 号 財産の無償譲渡について
- 議案第 5 3 号 西予市職員の特殊勤務手当
に関する条例の一部を改正
する条例制定について
- 議案第 5 4 号 西予市家庭的保育事業等の
設備及び運営に関する基準
を定める条例の一部を改正
する条例制定について
- 議案第 5 5 号 辺地に係る公共的施設総合
整備計画の策定について
- 議案第 5 6 号 辺地に係る公共的施設総合
整備計画の変更について
- 議案第 5 7 号 市道路線の認定について
- 議案第 5 8 号 西予市営土地改良事業の施
行について
- 議案第 5 9 号 西予市営土地改良事業の施
行について
- 議案第 6 0 号 令和 3 年度西予市一般会計
補正予算(第 4 号)
- 議案第 6 1 号 令和 3 年度西予市介護保険
特別会計補正予算(第 1 号)
- 議案第 6 3 号 令和 3 年度西予市一般会計
補正予算(第 5 号)
- 2 議案第 6 4 号 野村支所改築工事(建築工
事)請負契約について
- 3 議案第 6 5 号 西予市同報系防災行政無線
デジタル整備工事(宇和地
区)変更請負契約について
- 4 発議第 2 号 西予市議会会議規則の一部
を改正する規則の一部を改
正する規則制定について
- 5 議案第 1 号 西予市消防体制検討特別委
員会中間報告について
- 6 閉会中における各常任委員会の所管事務等
の調査について

本日の会議に付した事件

- 1 議案第 5 2 号 財産の無償譲渡について
- 議案第 5 3 号 西予市職員の特殊勤務手当
に関する条例の一部を改正
する条例制定について
- 議案第 5 4 号 西予市家庭的保育事業等の
設備及び運営に関する基準
を定める条例の一部を改正
する条例制定について
- 議案第 5 5 号 辺地に係る公共的施設総合
整備計画の策定について
- 議案第 5 6 号 辺地に係る公共的施設総合
整備計画の変更について
- 議案第 5 7 号 市道路線の認定について
- 議案第 5 8 号 西予市営土地改良事業の施
行について
- 議案第 5 9 号 西予市営土地改良事業の施
行について
- 議案第 6 0 号 令和 3 年度西予市一般会計
補正予算(第 4 号)
- 議案第 6 1 号 令和 3 年度西予市介護保険
特別会計補正予算(第 1 号)
- 議案第 6 3 号 令和 3 年度西予市一般会計
補正予算(第 5 号)
- 2 議案第 6 4 号 野村支所改築工事(建築工
事)請負契約について
- 3 議案第 6 5 号 西予市同報系防災行政無線
デジタル整備工事(宇和地
区)変更請負契約について
- 4 発議第 2 号 西予市議会会議規則の一部
を改正する規則の一部を改
正する規則制定について
- 5 議案第 1 号 西予市消防体制検討特別委
員会中間報告について
- 6 閉会中における各常任委員会の所管事務等
の調査について

開会 午後 2 時 00 分

○佐藤議長

ただいまの出席議員は 18 名であります。

これより本日の会議を開きます。

この際お諮りいたします。

先般、和気数男君から 6 月 15 日の会議における発言について、会議規則第 65 条の規定に基づき、お手元に配信の発言取消申出のとおり取消したい旨の申出がありました。

この取消申出を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

異議なしと認めます。よって、和気数男君からの発言取消しの申出を許可することに決定いたしました。

本日の議事日程はお手元に配信のとおりであります。

(日程 1)

○佐藤議長

日程第 1、議案第 52 号「財産の無償譲渡について」から、議案第 61 号「令和 3 年度西予市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）」まで、及び議案第 63 号「令和 3 年度西予市一般会計補正予算（第 5 号）」の 11 件を一括議題といたします。

各委員会における審査の経過と結果について、各委員長の報告を求めます。

まず、総務常任委員会委員長源正樹君の報告を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

源委員長。

〔源総務常任委員会委員長登壇〕

○源総務常任委員会委員長

総務常任委員会審査報告を行います。

去る 6 月 15 日の本会議において付託されました議案 5 件について、6 月 17 日に委員会を開催し審査を行いました。

結果はお手元に配信のとおり、原案のとおり全て全会一致で可決決定いたしました。

これより審査経過、各委員の質疑、部課長の答弁を抜粋して報告します。

議案第 55 号「辺地に係る公共的施設総合整備計画の策定について」では、西予市内の辺地要件

に該当するのは、現在 19 地域であり、辺地に係る公共的施設整備や財源として、辺地対策事業債を原則 100% 充当でき、後年度の元利償還金の 80% が地方交付税の基準財政需要額に算入される。今回、野村町長谷、城川町遊子谷、高野子の各辺地に市道を新たに整備することに伴い、計画を策定するとの説明がありました。

野村町長谷辺地の市道整備の詳細について質疑があり、市道溪筋田之筋線改良工事の概要について、提出された資料により答弁がありました。

また、辺地の認定要件等について質疑があり、辺地度算定点数 100 点以上であることに加え、市役所、医療機関、郵便局、学校施設、駅や停留場などの主要公共施設との距離をもとに、地域内における固定資産課税台帳に登録されている宅地 3.3 平方メートル当たりの価格が最高の地点を中心として、その中心を含む 5 平方キロメートル以内の面積の中に 50 人以上の人口を有している地域であるとの答弁でした。

議案第 60 号「令和 3 年度西予市一般会計補正予算（第 4 号）」について、所管ごとに報告します。

政策企画部まちづくり推進課所管分では、土居地区地域づくり活動センター整備事業の 1 億 2560 万 5000 円の増額補正について、老朽化した土居公民館にかわり、新たに土居地区地域づくり活動センターを建設することとし、補正予算を計上するもので、新築・解体設計委託業務、旧土居保育所・プール解体・造成工事、周辺道路測量設計委託業務、地質調査業務を行うとの説明がありました。

地域で集会所として活用されているが、今後取り壊すのか、それとも地元で活用するのか、現公民館の方向性について質疑があり、耐震性などの問題から今後は使用をしないという方向になっており、現在そこを集会施設として利用されている地区には、別の場所を検討いただいているとの答弁でした。

委員より、地元の方によりよい方向となるよう検討してほしいとの意見がありました。

また、解体時期等について質疑があり、現段階では、まだ検討ができていない状況だが、危険な建物ということになり、早急に検討する必要があると考えているとの答弁でした。

政策推進課所管分では、マイナンバーカード普及促進事業 174 万 3000 円に関して、利便性向上への取組について質疑があり、市として具体的な検討は行っていないが、カードの健康保険証化が令和 3 年 10 月から、運転免許証との一体化が令和 6 年度から予定されている報道がなされている。また、スマートフォンへの搭載についても令和 4 年度からとの話もあり、今後市民の皆様が利用できるサービス内容を調査検討するとの答弁でした。

教育部生涯学習課所管分では、放課後子ども教室事業委託料 44 万 5000 円について、宇和町田之筋小学校区で、平成 30 年度から住民団体に委託して実施している田之筋放課後子ども教室を平日放課後だけでなく、夏季休業中などの長期休業時にも実施するための経費を団体への委託料の増額分として計上するものである。同地区は、今年度地域づくり活動センターのモデル地区として地域任用職員も配置されるなど、地域の皆さんが一体となって地域づくりへまともっていく中で、地域課題の一つとして強く危機感を持たれながらこの夏から長期休業時の放課後子ども教室に取り組もうとされており、当課としては、本年の運用実績を踏まえ、次年度に向けて、改めて運営団体とともに予算の検討を進めたいと考えているとの説明がありました。

参加予定の児童数について質疑があり、田之筋小学校児童数 80 名のうち、登録児童数は 54 名であるとの答弁でした。

また、委託料が少ないのではないかと質疑があり、スタッフを 1 日 4 名配置される予定で、地域づくり協議会からの支援や参加児童から 1 日 300 円の参加費を徴収するなど、今回の事業費全体で 73 万 8000 円程度を想定されているとの答弁でした。

消防本部所管分では、消防本部署庁舎建設事業として 1 億 534 万 9000 円を増額補正するものであるとの説明がありました。

委員より、念願である消防本部の建て替えであり、適切な場所を選定されすばらしい消防本部を建て替えしていただきたいとの意見があり、今後も建設課をはじめ、関係所管や庁舎改築推進委員会で協議しながら検討していきたいと考えているとの答弁でした。

以上、総務常任委員会審査報告とします。

令和 3 年 6 月 25 日、総務常任委員会委員長源正樹。

○佐藤議長

次に、厚生常任委員会委員長中村敬治君の報告を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

中村委員長。

〔中村厚生常任委員会委員長登壇〕

○中村厚生常任委員会委員長

厚生常任委員会審査報告をいたします。

去る 6 月 15 日の本会議において当委員会に付託されました議案 5 件について、6 月 18 日に委員会を開催し審査を行いましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

議案 5 件については、お手元に配信のとおり原案可決決定いたしました。

これより議案審査の過程において委員より出された質疑並びに部課長の答弁を抜粋して報告いたします。

議案第 52 号「財産の無償譲渡について」では、令和 4 年 4 月の移管に向けた準備状況について質疑があり、令和 3 年 4 月から第三者委員会と共同保育をそれぞれ開始しており、順調に進んでいるとの答弁でありました。

議案第 60 号「令和 3 年度西予市一般会計補正予算（第 4 号）」の子育て支援課所管分では、三瓶保育園の施設改修内容について質疑があり、保護者アンケートや移管先から提出された要望をもとに施設改修を予定しており、新たに始まる病児保育に対応するため、医務室を病児保育室に改修する費用や設置してから 31 年が経過している複合遊具などの撤去、新設する費用などを計上しているとの答弁でありました。

また、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業では、申請方法に関する質疑があり、給付金対象者のうち、児童手当受給者、特別児童扶養手当受給者で住民税非課税世帯には子育て支援課が振込を行う。新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、令和 3 年 1 月 1 日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった者は、本人が申請を行うこととなるため、市民に対して広報やホームページを活用して当事業の周知を行いたいとの答弁でありました。

議案第 63 号「令和 3 年度西予市一般会計補正予算（第 5 号）」の福祉課所管分では、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業の支給条件及び申請方法について質疑があり、総合支援資金などを借り切った世帯で、かつ収入要件、資産要件、ハローワークでの求職要件などの要件を満たす者が対象となり、単身世帯で月額 6 万円、2 人世帯で 8 万円、3 人以上の世帯で 10 万円、最大 3 カ月給付となる。総合支援資金などを借り切っている世帯で対象となりうる、またその可能性のある世帯は約 21 件あり、ホームページで周知する予定であるが、限定的な対象者となるため、個別に案内を行うことも検討しているとの答弁がありました。

委員からは、要件を満たしていても申請にちゅうちょする方もいると思われるため、申請漏れのないよう進めてもらいたいとの意見がありました。

健康づくり推進課所管分では、コロナワクチン予約センターの回線拡充、ワクチンロス、副反応等について質疑があり、当初 3 回線で予約受付していたが、電話が繋がらないなど混乱したため、5 回線に増設するほか、受付時に氏名、生年月日、連絡先を聞き、後ほど連絡し詳細を確認するコールバックという仕組みでコールセンター職員を増強し対応していく。予約キャンセルなどの余ったワクチンは、その都度高齢者施設や障がい者施設の職員、市職員等に接種をして、ワクチンロスのないように対応している。また、ワクチン接種における副反応については、熱が出るなど一定程度の副反応は見られたが、重大な副反応の例は聞き及んでいない。重大な副反応が出た場合は、市で調査委員会を開催し、接種に関する副反応と判断した場合は、国に報告を上げて、国が救済の対象となるかどうか判断することになるとの答弁がありました。

また、64 歳以下のワクチン接種の予定について質疑があり、現在検討している段階ではあるが、県から今後のワクチン供給の見込みが少量であると通知があり、今後のワクチン供給の状況を考慮して判断し、接種券を配布したいと考えている。ワクチン接種に関しては、ホームページや防災行政無線を活用して市民に周知していきたいと答弁がありました。

以上、委員会審査報告といたします。

令和 3 年 6 月 25 日、厚生常任委員会委員長中村敬治。

○佐藤議長

次に、産業建設常任委員会委員長小玉忠重君の報告を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

小玉委員長。

〔小玉産業建設常任委員会委員長登壇〕

○小玉産業建設常任委員会委員長

産業建設常任委員会審査報告を行います。

去る 6 月 15 日の本会議において当委員会に付託されました議案 5 件につきまして、6 月 17 日に委員会を開催し審査を行いましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

議案 5 件につきましては、お手元に配信のとおり原案可決決定いたしました。

これより議案審査の過程において委員より出された質疑並びに部課長の答弁を抜粋して報告いたします。

議案第 57 号「市道路線の認定について」では、市道下宇和地区 72 号線の終点付近から、市道下宇和地区 74 号線の終点付近を接続する新規路線として、市道下宇和地区 119 号線の認定を求めるもので、これまで四道地区には迂回できる路線がなく、平成 30 年 7 月豪雨災害のときには、生活道路が遮断されるなど大きな支障を来していましたが、今回の市道認定により解消されるとの説明がありました。

議案第 59 号「西予市営土地改良事業の施行について」では、清沢地区の老朽化した頭首工のゴム堰改修にかかり、地元負担金は一反当たり幾らになるか、負担割合を下げることはできないかとの質疑がありました。地元負担金は一反約 2 万円で、今回の事業は地元の要望で施行するものであり、地元負担金については事前に説明し確認をいただいております、負担率は条例で定めているもので、御理解いただく必要があるが、少しでも地元負担金が軽減されるよう県と相談しながら、国及び県の補助率が有利なメニューを選択していくとの答弁でありました。

委員からは、時代に合わせた条例改正が必要だと思うので、早期に検討していただきたいとの意見がありました。

議案第 60 号「令和 3 年度西予市一般会計補正予算（第 4 号）」について、農業水産課所管分では、ため池等農地災害危険管理対象事業に関して、ため池の件数と今後の整備計画について質疑があり、市内のため池総数は 292 池、改修が必要なため池は 52 池あり、そのうち防災重点ため池は 46 池、その他に廃止予定のため池が 4 池、改修が必要なため池については、令和 25 年度までをめどに順次改修を行っていきけるよう県と調整中であるとの答弁でした。

また、今年度から認められた国庫補助率 100%の廃止ため池事業について、何年間予定されているのか、地元負担金は変わるかとの質疑があり、国の重点措置としての事業で、令和 12 年度までが対象となっている。防災重点ため池を廃止する場合のみ補助率が 100%となり、地元負担金は不要となるとの答弁でした。

林業課所管分では、県営林道田之筋溪筋線の進捗状況と完成見込みについて質疑があり、完成延長として市に払下げをしていただいている路線が、宇和町平野側が 357.1 メートル、野村町長谷側が 733.9 メートル、合計 1,091 メートルで、進捗率は約 7%となっており、平成 27 年度から令和 11 年度までの 15 年間の計画としているが、予算の状況や進捗率から見ると大幅に遅れる見通しとの答弁でした。

議案第 63 号「令和 3 年度西予市一般会計補正予算（第 5 号）」経済振興課所管分では、飲食店に対する営業時間短縮等協力金について、対象店舗数や具体的な内容説明を求める質疑があり、時短要請に協力いただいた事業者数は 156 件で、既に 100 件の協力金申請を受け付けており、6 月 17 日現在で 86 件の振り込みが完了するとの答弁でした。

以上、産業建設常任委員会の審査報告といたします。

令和 3 年 6 月 25 日、産業建設常任委員会委員長小玉忠重。

○佐藤議長

以上で各委員長の報告は終わりました。

これより各委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○佐藤議長

以上で質疑を終結といたします。

討論の通告がありませんので討論を終結といたします。

これより議案順に採決を行います。

まず、議案第 52 号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 52 号「財産の無償譲渡について」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○佐藤議長

御着席ください。

起立全員であります。よって、議案第 52 号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第 53 号及び議案第 54 号の 2 件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 53 号「西予市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について」及び議案第 54 号「西予市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について」の 2 件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

異議なしと認めます。よって、議案第 53 号及び議案第 54 号の 2 件は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第 55 号及び議案第 56 号の 2 件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 55 号「辺地に係る公共的施設総合整備計画の策定について」及び議案第 56 号「辺地に係る公共的施設総合整備計画の変更について」の 2 件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

異議なしと認めます。よって、議案第 55 号及び議案第 56 号の 2 件は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第 57 号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 57 号「市道路線の認定について」は原

案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

異議なしと認めます。よって、議案第 57 号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第 58 号及び議案第 59 号の 2 件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 58 号「西予市営土地改良事業の施行について」及び議案第 59 号「西予市営土地改良事業の施行について」の 2 件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

異議なしと認めます。よって、議案第 58 号及び議案第 59 号の 2 件は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第 60 号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 60 号「令和 3 年度西予市一般会計補正予算（第 4 号）」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○佐藤議長

御着席ください。

起立全員であります。よって、議案第 60 号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第 61 号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 61 号「令和 3 年度西予市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○佐藤議長

御着席ください。

起立全員であります。よって、議案第 61 号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第 63 号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 63 号「令和 3 年度西予市一般会計補正予算（第 5 号）」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○佐藤議長

御着席ください。

起立全員であります。よって、議案第 63 号は原案のとおり決定いたしました。

（日程 2）

○佐藤議長

次に、日程第 2、議案第 64 号「野村支所改築工事（建築工事）請負契約について」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

和氣野村支所長。

〔和氣野村支所長登壇〕

○和氣野村支所長

議案第 64 号「野村支所改築工事（建築工事）請負契約について」提案理由の御説明を申し上げます。

現在の野村支所庁舎は、昭和 43 年に建築したもので、老朽化が著しく耐震基準も満たしていないことから、早急な建て替えが必要とされておりました。

野村支所庁舎の整備につきましては、野村公会堂跡地において、今年度から令和 4 年度までの継続費設定により新築工事を行うもので、令和 4 年 8 月末の完成を予定しております。建設規模につきましては、鉄筋コンクリート造り 3 階建て、延べ床面積を 4,286.46 平米とし、防災機能を持ち、西予警察署野村交番、東宇和農業協同組合野村支店、愛媛信用金庫野村支店が庁舎内に配備されることで、警察と連携した安心・安全の住民サービスの向上、農業関係及び金融機関との連携を行い、庁舎を訪れる皆様の利便性の向上を図るものであります。

本工事につきましては、去る 6 月 15 日に電子入札による事前審査型一般競争入札の開札を行い、一宮工務店・大塚組特定建設工事共同企業体 代表者 株式会社一宮工務店代表取締役一宮哲氏と工事請負契約金額 8 億 9265 万円で、6 月 16 日に工事請負仮契約を締結いたしましたので、議会の議決を求めるものであります。

なお、庁舎の配置等につきましては、別紙参考資料を御参照ください。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いいたします。

○佐藤議長

理事者の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

中村議員。

○14 番中村敬治君

ただいま野村支所長から説明ありました事前審査型一般競争入札ということで、8 億 9000 万円という西予市にとっては大きな建築事業になると思います。

そこでお尋ねしますのは、この事業を遂行するに当たっての一宮工務店と地元大塚組の出資比率といますか、この事業を遂行するに当たっての負担比率といますか、そこの辺を説明願ったらと思います。

○佐藤議長

暫時休憩します。（休憩 午後 2 時 38 分）

○佐藤議長

再開します。（再開 午後 2 時 39 分）

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

山住総務部長。

○山住総務部長

今ほど中村議員から御質問がございました一宮工務店と大塚組との出資の割合でございますが、6 対 4 でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

中村敬治君。

○14 番中村敬治君

ただいま 6 対 4 ということで、以前の乙亥会館の災害復旧のときよりは地元の建築業者の負担割合が 1 割ほど高くなっているのかなと。そういう点では非常に喜ばしいことだと思いますが、以前から、西予市の建設業協会建築部会から議会に対しても、市内建築業者の指名というか、能力向上のためにもしっかりと地元業者に発注をしてほしいというような陳情も出てきておりますので、そういうことを踏まえたと、この事前審査型、JV を組んで事前審査型でやりますよということの中で、なかなか出資割合まで市で提案するということは難しいことかもしれませんが、市内の建設

業者の育成と、それから技術力向上のためには、しっかりとできるだけフィフティフィフティになるぐらいまで、地元業者が、こういう地元の建設事業について参画できるようになったらいいなと思っておりますので、これからも引き続きその方向でよろしくをお願いします。

○佐藤議長

中村敬治君に申し上げます。

質疑は自分の意見を言わないようお願いをいたします。

他に質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○佐藤議長

以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第 64 号は会議規則第 37 条第 3 項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○佐藤議長

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第 64 号「野村支所改築工事（建築工事）請負契約について」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○佐藤議長

御着席ください。

起立全員であります。よって、議案第 64 号は原案のとおり決定いたしました。

（日程 3）

○佐藤議長

次に、日程第 3、議案第 65 号「西予市同報系防災行政無線デジタル整備工事（宇和地区）変更請負契約について」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

山住総務部長。

〔山住総務部長登壇〕

○山住総務部長

議案第 65 号「西予市同報系防災行政無線デジタル整備工事（宇和地区）変更請負契約について」提案理由の御説明を申し上げます。

本市では、アナログ防災行政無線の老朽化に伴い、平成 25 年度から計画的にデジタル化への移行整備を進めているところでございます。

本工事は、宇和地区の防災行政無線デジタル化及び市内防災行政無線設備の最適化を図ることを目的として、令和 2 年第 1 回定例会におきまして議決いただき、請負金額 4 億 2790 万円で、三徳電機株式会社と契約を締結、令和 3 年 3 月には工期の変更を行い、本年 7 月末の完成に向けまして、工事を進めているところでございます。

このたび工事の進捗におきまして、戸別受信機の取付けに当たり、電波受信状況が想定より良好な箇所が多かったため、ダイポールアンテナ及び三素子アンテナの取付数が抑えられたことのほか、戸別受信機の取付数が減少したことなどから、工事請負費 1015 万 8000 円を減額し、請負金額を 4 億 1774 万 2000 円とする工事変更請負仮契約を去る令和 3 年 6 月 18 日に三徳電機株式会社 代表取締役木下裕介氏と締結をいたしましたので、議会の議決を求めるものでございます。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○佐藤議長

理事者の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○佐藤議長

以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第 65 号は、会議規則第 37 条第 3 項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

異議なしと認め、そのように決定いたしました。討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○佐藤議長

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第 65 号「西予市同報系防災行政無線デジタル整備工事（宇和地区）変更請負契約について」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○佐藤議長

御着席ください。

起立全員であります。よって、議案第 65 号は原案のとおり決定いたしました。

（日程 4）

○佐藤議長

次に、日程第 4、発議第 2 号「西予市議会会議規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則制定について」を議題といたします。

本案について提案者の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

議会運営委員会信宮委員長。

〔信宮議会運営委員会委員長登壇〕

○信宮議会運営委員会委員長

発議第 2 号「西予市議会会議規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則制定について」提案理由の説明を申し上げます。

令和 3 年第 1 回定例会において可決いただいた西予市議会会議規則の一部を改正する規則制定について、一部改正規則中の表記の誤りを訂正するため、本規則の一部を改正するものであります。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○佐藤議長

提案者の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○佐藤議長

以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

発議第 2 号は、会議規則第 37 条第 2 項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

異議なしと認め、そのように決定いたしました。
討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○佐藤議長

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

発議第2号「西予市議会会議規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則制定について」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○佐藤議長

御着席ください。

起立全員であります。よって、発議第2号は原案のとおり決定いたしました。

（日程5）

○佐藤議長

次に、日程第5、議会報告第1号「西予市消防体制検討特別委員会中間報告について」を議題といたします。

お諮りいたします。

会議規則第45条第2項の規定により、同委員会の中間報告の申出がありました。

これを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

異議なしと認め、西予市消防体制検討特別委員会の中間報告を行うことに決定いたしました。

西予市消防体制検討特別委員会委員長信宮徹也君。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

信宮委員長。

〔信宮西予市消防体制検討特別委員会委員長登壇〕

○信宮西予市消防体制検討特別委員会委員長

西予市消防体制検討特別委員会中間報告を行います。

経過概要

西予市消防体制検討特別委員会は、西予市の今後の常備消防の施設整備や広域化に対する調査研究と非常備消防の指揮命令系統の統一化問題や人

口減少・過疎化に伴う消防団員の確保等を調査研究し、消防体制の充実化を検討することを目的に令和2年6月17日に設置されました。当委員会では、1. 常備消防の施設整備、2. 広域化に関する調査研究、3. 非常備消防の指揮命令系統統一化の3点について、調査研究を行っている。

1. 常備消防の施設整備について

令和2年11月10日に委員会を開催し、消防庁舎改築計画の変更について消防本部から説明を受けた。西予市消防本部庁舎は昭和53年9月、野村支署は昭和53年6月に建設された建物で、当初の計画では、本部庁舎を令和3年から、野村支署を令和4年から建設することにしていた。

しかし、宇和島地区広域事務組合消防本部と通信指令センター共同運用の調査を進めることとなり、野村支署を令和4年度に建設工事を始め、令和5年度に供用開始する。本部庁舎は令和5年度に建設を始め、令和7年度供用開始となるようスケジュールの調節が必要になったとの説明があった。

西予市消防本部が共同で通信指令センターを整備することは非常に大きな役割を果たすと思われ、施設整備費や維持管理費など経費が削減できること、また、災害発生時の情報が共有され応援要請を待つことがなく素早い応援体制がとれることとなる。防災の拠点となる消防庁舎は、近い将来発生する大規模災害への対応を踏まえて耐震性のある庁舎が望まれるところである。

平成30年6月に西予市消防本部等庁舎改築推進委員会が設置され、消防体制検討特別委員会からも正副委員長が委員に委嘱されており、推進委員会の中で、消防体制検討特別委員会からの意見を出していくこととしております。

2. 広域化に関する調査研究について

西予市消防本部から広域化の前段とされる「消防の連携・協力」に向けた指令センターの共同運用については、南予地区消防長会において、5人の消防長を委員として、南予地区消防連携協力検討委員会を立ち上げて、検討委員会及び作業部会を7回開催した結果、宇和島地区広域事務組合消防本部と西予市消防本部の2本部による共同運用について、さらに具体的な調査研究を進めることになったと説明を受けた。

また、令和2年度より広域化に向けた指令セン

ターの共同運用の具体的な調査が始まり、外部コンサルによるシミュレーションを行い、効率的な通信指令システムの構築と運営方法の検討を行い、その結果、事業費について共同運用の整備と単独整備の比較をシミュレーションすると共同運用するのがベストであるとの結論に至ったとの説明があった。

3. 非常備消防の指揮命令系統の統一化について

非常備消防の指揮命令系統の統一化については、合併から 17 年が経過したが解決の糸口がない状態が続いている。西予市三瓶町における常備消防は、八幡浜地区施設事務組合に消防サービスを委ねているため、非常備消防（消防団）に関する運営は西予市、災害発生時における指揮に関しては八幡浜地区施設事務組合消防本部の指揮により活動を行うことになる。同じ市でありながら二つの常備消防が存在し、いざ災害などが発生した場合、指揮命令系統が一本化できず、情報も共有しづらくなるという問題を抱えている状態である。

市町の区域を分断して管轄する常備消防の在り方については、西予市地域防災体制特別委員会から幾度となく討議を行った。西予市消防本部は、宇和島地区広域事務組合消防本部と通信指令センター共同運用を検討している以上、三瓶地区の消防を八幡浜地区施設事務組合に委ね続けることはできないと考える。この問題の解決が図られないことは、肝心の住民の安全が置き去りにされていると考えられ、三瓶地区の住民の安心と安全を守るため、令和 3 年度に行政間で協議を進めるよう提言する。

今後の調査研究課題

西予市消防本部等庁舎改築に関しては、西予市の将来における消防組織体制がどのような形態になろうとも柔軟な対応ができるよう、他自治体の事例なども参考に、建設場所の選定・消防庁舎整備の在り方を慎重に検討していただくことが必要だと考える。

広域化に向けた指令センターの共同運用については、将来の消防広域化に向けて一歩前進したと確信しており、この流れをとめないように引き続き推進することが望まれる。

今後、共同運用及び広域連携に残る南予の 3 消防本部が参加した場合においても十分に対応がで

きるよう計画を進めること。非常備消防の指揮命令系統の統一化については、令和 3 年度中に行政間の協議により問題解決を図ることができない場合は、法令に基づき事務組合からの脱退を要請する。南予地区の拠点として、消防・救急の充実が図れるよう積極的に意見を出し、よりよい消防体制を築けるよう引き続き調査研究に取り組む。

以上、西予市消防体制検討特別委員会の中間報告といたします。

令和 3 年 6 月 25 日、西予市消防体制検討特別委員会委員長信宮徹也。

○佐藤議長

以上で委員長の中間報告は終わりました。

これより委員長の中間報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○佐藤議長

以上で質疑を終結とし、中間報告を終わります。

（日程 6）

○佐藤議長

次に、日程第 6、「閉会中における各常任委員会の所管事務等の調査について」を議題といたします。

各常任委員会の所管事務等の調査につきましては、お手元に配信の所管事務等調査表のとおり、令和 4 年 3 月末日までの期間、必要に応じ、議会閉会中も継続して行うことといたします。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

異議なしと認め、そのように決定いたしました。

以上で全日程を終了いたしました。

管家市長より閉会の挨拶があります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長

管家市長。

〔管家市長登壇〕

○管家市長

令和 3 年第 2 回西予市議会定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

6 月 8 日に開会いたしました本定例会も本日が最終日となりました。18 日間の会期中、新しい議会体制のもとで、本会議及び各常任委員会にお

きまして上程いたしました案件につきまして、慎重な御審議を賜り、補正予算をはじめ、条例改正など重要な案件 21 件につきまして、いずれも原案どおり可決または御承認いただきました。議員各位におかれましては、熱心に御審議をいただき、心から厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策についてであります。愛媛県は、県内の感染状況を踏まえ、6 月 22 日に「特別警戒期間」から「感染警戒期」への移行を発表されました。これに伴いまして、外出や会食などの制限も一部緩和され、感染対策の徹底のもとで、20 人以下の会食も可能となりました。

飲食業の皆様には、長らく厳しい状況が続いておりましたが、一息入れられるところではないかと思えます。市民の皆様も久々の会食を計画し、楽しんでいただきたいと思います。とは言っても、感染症が完全に終息したわけではありません。市民の皆様お一人おひとりが引き続き、感染防止対策の徹底に心がけていただきますようお願いをいたします。

また、ワクチン接種でございますが、昨日までの 65 歳以上の高齢者の方の接種状況は、1 回目が完了した方が 8,934 人、56.5%、2 回目を完了された方が 2,399 人、15.2%となっております。おおむね順調にワクチン接種は進捗しているものと判断をいたしております。市内診療所及び医療従事者の皆様の御協力に心から感謝を申し上げます。

今後、64 歳以下のワクチン接種に移っていくわけでございますが、当市といたしましては、ワクチン供給状況を踏まえて、まずは 60 歳から 64 歳の方を対象に接種券を発送するとともに、障がい者施設関係者及び保育施設、市内小・中・高等学校及び特別支援学校に勤務している方から優先的に接種を進めることといたしました。

ワクチンの確実な供給が見通せない状況ではありますが、順次、年齢層を引下げながら対応してまいりたいと考えておりますので、御理解と御協力をお願いいたします。市内各事業所に向けましても、従業員の接種に際し、特別休暇等の配慮をいただくようお願いする予定でございます。1 日も早くワクチン接種が完了し、日々の生活を安心して送れるようになることを念願しております。

さて来月、7 月 7 日は、平成 30 年 7 月豪雨災害から 3 年の節目の日を迎えます。

昨年は新型コロナウイルスの影響で開催を見送りましたせいよ復興まちびらきコンサートですが、今年も大変心配をしておりましたが、7 月 4 日日曜日に乙亥会館で開催できる見通しとなりました。

被災直後に本市に激励に訪れていただきました、さだまさしさんをはじめ、地元野村町出身の Y u r i c a。さんなど様々な形でこれまで御支援をいただいたアーティストの皆さんによる復興コンサートとなります。コロナ禍ということで、関係者の皆様には、特段の御配慮をいただきながらの開催となり、誠にありがたく感じております。

発災から 3 年が経過し、災害復旧工事は若干の遅れはあるものの、着実に進んでおります。一方、復興に向けた取組は、まだ道半ばであります。

このコンサートが今後の復興に向けた歩みの強い後押しとなりますことを祈念するとともに、私もファンの一人として楽しみにしております。

また、7 月 7 日水曜日には乙亥会館の玄関ホールにおいて、御遺族をはじめ、関係者による平成 30 年 7 月豪雨災害追悼献花式をとり行います。発災後 3 年目の節目に際し、改めまして、豪雨災害により亡くなられた方々への哀悼の意をささげるとともに、復興の誓いを新たにしますものであります。

なお、献花台は、7 日から 9 日まで自由献花方式として設置いたしますので、市民の皆様もどうかお越しいただければと思います。

本日の新聞の記事にもありましたが、6 月 23 日に第 1 回目のサテライト市長室を明浜支所で実施いたしました。

地域の皆様の生の声を直接聞きながら、意見交換ができたことは、とても有意義であったと感じております。また、テレビ会議システムの活用によりまして、支所におきましても、本庁各部署との協議など、特に支障なく行えることができました。今後も、毎月 1 回は各支所持ち回りでサテライト市長室を実施する予定であります。

こうした取組を通じまして、それぞれの地域で抱えている課題や不安に感じる事柄の把握を行い、今後の市政に反映させ、「暮らして安心が体感できるまちづくり」の実現に努めてまいりたいと思っております。

さて、今年は例年になく早い梅雨入りでありましたが、ここ数日は本格的な夏を思わせるような天候が続いております。しかしながら、梅雨本番にある中、台風や突然の集中豪雨など、改めまして、豪雨災害への備えに万全を期さなければならないと強く感じているところでございます。

しばらくは梅雨特有の蒸し暑い日々が続きますが、議員各位におかれましては、健康に十分御留意いただきますとともに、市政推進に御尽力を賜りますようお願いを申し上げまして、閉会の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○佐藤議長

これをもって、令和3年第2回西予市議会定例会を閉会といたします。

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

西予市議会議長

同 議員

同 議員

閉会 午後3時12分

付 録

令和3年第2回西予市議会定例会会期日程表

会期6月8日（火）～6月25日（金）

（会期18日間）

月 日	曜日	日 程	備 考
6月8日	火	本会議（開会）	・ 全員協議会（午前9時開会） ・ 理事者提案理由説明 ・ 質疑 ・ 即決議案採決 ・ 行政報告会
6月9日	水	休 会	
6月10日	木	休 会	・ 質疑通告〆切
6月11日	金	本 会 議	・ 一般質問
6月12日	土	休 会	
6月13日	日	休 会	
6月14日	月	本 会 議	・ 一般質問
6月15日	火	本 会 議	・ 一般質問 ・ 質疑 ・ 委員会付託 ・ 消防体制検討特別委員会
6月16日	水	休 会	
6月17日	木	常任委員会	
6月18日	金	常任委員会	
6月19日	土	休 会	
6月20日	日	休 会	
6月21日	月	休 会	
6月22日	火	休 会	
6月23日	水	休 会	・ 討論通告〆切
6月24日	木	休 会	
6月25日	金	本会議（閉会）	・ 全員協議会（午後1時開会） ・ 委員長報告 ・ 質疑・討論・採決 ・ 即決議案採決 ・ 行政報告会

令和３年第２回西予市議会定例会議決結果表

議案番号	件名	議決年月日	議決結果
議案第 52号	財産の無償譲渡について	03.06.25	原案可決
議案第 53号	西予市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について	03.06.25	原案可決
議案第 54号	西予市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	03.06.25	原案可決
議案第 55号	辺地に係る公共的施設総合整備計画の策定について	03.06.25	原案可決
議案第 56号	辺地に係る公共的施設総合整備計画の変更について	03.06.25	原案可決
議案第 57号	市道路線の認定について	03.06.25	原案可決
議案第 58号	西予市営土地改良事業の施行について	03.06.25	原案可決
議案第 59号	西予市営土地改良事業の施行について	03.06.25	原案可決
議案第 60号	令和３年度西予市一般会計補正予算(第４号)	03.06.25	原案可決
議案第 61号	令和３年度西予市介護保険特別会計補正予算(第１号)	03.06.25	原案可決
議案第 62号	西予市消防団消防ポンプ自動車の取得について	03.06.08	原案可決
議案第 63号	令和３年度西予市一般会計補正予算(第５号)	03.06.25	原案可決
議案第 64号	野村支所改築工事(建築工事)請負契約について	03.06.25	原案可決
議案第 65号	西予市同報系防災行政無線デジタル整備工事(宇和地区)変更請負契約について	03.06.25	原案可決
報告第 1号	令和２年度西予市一般会計継続費繰越計算書の報告について	03.06.08	報告
報告第 2号	令和２年度西予市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	03.06.08	報告
報告第 3号	令和２年度西予市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について	03.06.08	報告
報告第 4号	令和２年度西予市水道事業会計予算繰越計算書の報告について	03.06.08	報告
報告第 5号	令和２年度西予市公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告について	03.06.08	報告
報告第 6号	令和２年度西予市病院事業会計予算繰越計算書の報告について	03.06.08	報告
報告第 7号	専決処分事項の報告について	03.06.08	報告
発議第 2号	西予市議会会議規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則制定について	03.06.25	原案可決
議会報告第１号	西予市消防体制検討特別委員会中間報告について	03.06.25	報告
	閉会中における各常任委員会の所管事務等の調査について	03.06.25	原案可決

諸 般 報 告 書

月 日	出 席 者	行 事 名
2月25日	関 係 議 員	総務常任委員会
	関 係 議 員	厚生常任委員会
	関 係 議 員	産業建設常任委員会
3月1日	議 長	野村高等学校卒業証書授与式
3月2日	全 議 員	令和3年第1回定例会 一般質問
	関 係 議 員	議会運営委員会
3月3日	全 議 員	令和3年第1回定例会 一般質問
3月4日	全 議 員	令和3年第1回定例会 一般質問・質疑・委員会付託
	全 議 員	議員全員協議会
	関 係 議 員	西予市消防体制検討特別委員会
3月5日	議 長	まごころ銀行運営委員会
3月8日	関 係 議 員	総務常任委員会
	関 係 議 員	厚生常任委員会
	関 係 議 員	産業建設常任委員会
3月9日	関 係 議 員	総務常任委員会
	関 係 議 員	厚生常任委員会
3月10日	関 係 議 員	産業建設常任委員会
3月11日	議長・関係議員	西予市消防本部等庁舎改築推進委員会
3月12日	議 長	上下水道課給水車納車・披露
3月16日	議 長	せいよ女性の会「市への提言」提出
3月18日	関 係 議 員	総務常任委員会
	全 議 員	行政報告会
	全 議 員	議員全員協議会
	全 議 員	令和3年第1回定例会 閉会
3月22日	議長・関係議員	高山保育園落成式
	関 係 議 員	議会だより編集委員会
3月23日	議 長	八幡浜地区施設事務組合定例会
3月25日	議長・関係議員	下宇和地区学童保育施設「明下田クラブ」開所式
3月29日	議長・総務委員長	八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合議会定例会
	議 長	南予水道企業団定例会
	関 係 議 員	議会だより編集委員会
4月5日	関 係 議 員	議会運営委員会
	全 議 員	議員全員協議会
	関 係 議 員	議会だより編集委員会
4月8日	議 長	野村高等学校入学式

月 日	出 席 者	行 事 名
4 月 20 日	正 副 議 長	愛媛県市議会議長会春季定期総会書面会議
4 月 22 日	議長・関係議員	卯之町駅前複合施設「ゆるりあん」落成式
4 月 23 日	議長・産建委員長	肱川流域総合整備推進協議会総会書面会議
4 月 27 日	正 副 議 長	四国市議会議長会定期総会書面会議
4 月 30 日	全 議 員	行政報告会
	全 議 員	議員全員協議会
5 月 13 日	議 長	国道197号線愛媛県側整備促進期成同盟会定期総会書面会議
	議 長	国道441号線愛媛県側整備促進期成同盟会定期総会書面会議
	議 長	主要地方道小田河辺大洲線・主要地方道内子河辺野村線整備促進期成同盟会定期総会書面会議
5 月 18 日	関 係 議 員	西予市育英会理事会
5 月 19 日	全 議 員	議員全員協議会
	全 議 員	令和3年第1回臨時会
	関 係 議 員	総務常任委員会
	関 係 議 員	厚生常任委員会
	関 係 議 員	産業建設常任委員会
	関 係 議 員	議会運営委員会
	関 係 議 員	議会だより編集委員会
	関 係 議 員	西予市消防体制検討特別委員会
5 月 26 日	議 長	全国市議会議長会定期総会書面会議
5 月 27 日	議 長	市議会議員共済会代議員会書面会議
	議 長	四国縦貫・横断自動車道建設促進協議会総会書面会議
5 月 31 日	関 係 議 員	議会運営委員会
	関 係 議 員	議会だより編集委員会
	議 長	四国西南サミット書面会議
6 月 3 日	関 係 議 員	議会運営委員会
6 月 8 日	全 議 員	議員全員協議会
	全 議 員	令和3年第2回定例会 開会

令和3年6月17日

西予市議会

議長 佐藤 恒夫 様

総務常任委員会

委員長 源 正 樹

委 員 会 審 査 報 告 書

当委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第109条の規定により報告致します。

議案番号	事 件 名	審査結果
議案第53号	西予市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第55号	辺地に係る公共的施設総合整備計画の策定について	原案可決
議案第56号	辺地に係る公共的施設総合整備計画の変更について	原案可決
議案第60号	令和3年度西予市一般会計補正予算(第4号)	原案可決
議案第63号	令和3年度西予市一般会計補正予算(第5号)	原案可決

令和3年6月18日

西予市議会

議長 佐藤 恒夫 様

厚生常任委員会

委員長 中村 敬治

委員会審査報告書

当委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第109条の規定により報告致します。

議案番号	事 件 名	審査結果
議案第52号	財産の無償譲渡について	原案可決
議案第54号	西予市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第60号	令和3年度西予市一般会計補正予算(第4号)	原案可決
議案第61号	令和3年度西予市介護保険特別会計補正予算(第1号)	原案可決
議案第63号	令和3年度西予市一般会計補正予算(第5号)	原案可決

令和3年6月18日

西予市議会

議長 佐藤 恒夫 様

産業建設常任委員会

委員長 小玉 忠重

委員会審査報告書

当委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第109条の規定により報告致します。

議案番号	事 件 名	審査結果
議案第57号	市道路線の認定について	原案可決
議案第58号	西予市営土地改良事業の施行について	原案可決
議案第59号	西予市営土地改良事業の施行について	原案可決
議案第60号	令和3年度西予市一般会計補正予算(第4号)	原案可決
議案第63号	令和3年度西予市一般会計補正予算(第5号)	原案可決